

建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と考察（七）

——『暫定政府会合議事録』第5～6巻前半
(1948年7月14日～28日)に見る第二次停戦開始と
エルサレムの非武装化・難民帰還をめぐる論議——

森 まり子

目 次

凡例／イスラエル暫定政府の閣僚リスト／主要な人名・地名・組織名等の一覧
と解説

はじめに

1. 史料の性格と背景

(1) 本議事録の位置づけ

(2) 本議事録の軍事的・政治的背景

① 軍事的背景

② 政治的背景

(i) 対英米関係、イスラエル承認問題と国連加盟問題

(ii) 7月15日安保理停戦決議

(iii) エルサレムの非武装化案

(iv) 難民帰還に関するベルナドットの緊急要請

(v) その後の展開と中長期的な対アラブ政策の形成

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第5～6巻前半の概要——

(1) 1948年7月14日

- ① 検閲 ② 概観 [③ 項目ごと削除] ④ ラビ法廷の権限
- ⑤ 最高裁判所

(2) 1948年7月16日（臨時会合）

- ① 停戦〔砲火停止〕についての安保理決議

(3) 1948年7月18日

- ① 停戦 ② 質疑
- ③ 国防事項と対外事項についての国家評議会の委員会
- ④ 官僚の受け入れ [⑤ 削除]
- ⑥ シオニスト機構とイスラエル国家の関係 ⑦ 国家評議会の議題

(4) 1948年7月25日

- ① 質疑 ② エルサレム問題 ③ 検閲
- ④ 次回の評議会会合の議題 ⑤ 教育を政府に移管すること
- ⑥ 法案の評議会への提出 ⑦ 軍の労働部隊

(5) 1948年7月28日

- ① 質疑 ② 議題 ③ 仲介者との交渉 ④ 軍の労働部隊
- ⑤ テルアヴィヴ警備員の追加期間における動員の延長
- ⑥ 内相と移民相への緊急時規則を制定する権限の付与

3. 考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

(1) 史料紹介割愛部分の主な議論と閣議決定

- ① アラブ問題関連事項
 - (i) アリヤーの推進 (ii) 司法におけるアラブ的要素の排除

- (iii) イルゲンとレヒの動向
- ② それ以外の国内事項
 - (i) 検閲
 - (ii) 議会に国防委員会や外交委員会を設けるか否か
 - (iii) 軍の労働部隊
- (2) 第二次停戦開始とアラブ地域の制圧をめぐる論議
 - ① 7月14日閣議
 - (i) 米国の停戦案 (ii) アラブ地域の制圧
 - ② 7月16日閣議(臨時会合)
 - (i) 安保理停戦決議(7月15日) (ii) ネゲヴ制圧をめぐって
 - ③ 7月18日閣議
 - ④ 7月28日閣議——第二次停戦開始後の交渉内容の報告——
- (3) エルサレムの非武装化案と関連問題をめぐる論議
 - ① 7月25日閣議
 - (i) エルサレムの非武装化案をめぐって
 - (ii) エルサレムの地位と体制をめぐって
 - ② 7月28日閣議
 - (i) 非武装化案の明確化 (ii) 非武装化への回答案をめぐって
- (4) 難民帰還をめぐる論議
 - ① 7月28日閣議における難民帰還問題の明確化
 - ② ベルナドットへの政府回答(8月1日)と7月28日閣議内容の整合性

終わりに／註

凡例 (拙著『イスラエル政治研究序説』人文書院、2020年の凡例を簡略化ないし付加)

一、固有名詞の表記について

- (一) 人名・地名等の固有名詞の片仮名表記は原音（現代ヘブライ語、正則アラビア語等）に近い事を原則とするが、有名な地名については日本語の慣例に従ったものもある。地名によってはヘブライ語表記のみでアラビア語表記を付していない場合もあるが、パレスチナ紛争に関わるイスラエル寄りの政治的立場を示すものではない。
- (二) アラビア語の人名・固有名詞の片仮名表記においては、定冠詞アル（アン、アッ）を表記する場合には、＝を用いて分かち書きを行ったが、慣用等により定冠詞を省略した場合もある。ヘブライ語の定冠詞ハについては分かち書きを行っていない。

二、用語について

- (一) 註のない用語については用語リストを参照。
- (二) 「本議事録」とは、本稿で扱われている議事録の範囲を指す。
- (三) 「国連分割決議」ないし「11月29日（の国連）決議」とは、1947年11月29日に国連総会で採択された、いわゆる国連パレスチナ分割決議（国連総会決議181）を指す。
- (四) 「安保理」とは、国際連合安全保障理事会を指す。
- (五) 「仲介者」「伯爵」とはベルナドット国連調停官を指す。
- (六) 歴史的な理由から、1948年前後のパレスチナのアラブ人を「パレスチナ人」という今日普通に使われている名称で呼ばず、「パレスチナ・アラブ（人）」または「アラブ（人）」と呼ぶ。
- (七) 「拙著」とは森まり子著『イスラエル政治研究序説』（人文書院、2020年）を指し、「前稿」とは拙著に収録できなかった以下の三論文を指す。

前稿A 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察

(五) <前篇>——『暫定政府会合議事録』第3巻後半～第4巻初（1948年6月20日～6月27日）に見るベルナドット和平提案前夜の内政・外交とアルタレナ号事件をめぐる論議——『東洋文化研究所紀要』第174冊、東京大学東洋文化研究所、2019年2月

前稿B 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察

(五) <後篇>——『暫定政府会合議事録』第3巻後半～第4巻初（1948年6月20日～6月27日）に見るベルナドット和平提案前夜の内政・外交とアルタレナ号事件をめぐる論議——『東洋文化研究所紀要』第175冊、東京大学東洋文化研究所、2019年3月

前稿C 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と考察 (六)
——『暫定政府会合議事録』第4～5巻前半(1948年7月7日～11日)に見る「将校の反乱」と第一次停戦終了をめぐる論議——」『東洋文化研究所紀要』第181冊、
東京大学東洋文化研究所、2022年3月

(八) 以下の引用文献は略号ないし略式表記で示す。

EJ Encyclopaedia Judaica, 18 Vols. Jerusalem: Keter Publishing House. 1996.

NE New Encyclopedia of Zionism and Israel, 2 Vols. Cranbury, NJ: Associated University Presses. 1994.

Documents on the Foreign Policy of Israel, Vol. 1, 14 May – 30 September 1948, edited by Yehoshua Freundlich, Jerusalem: Israel State Archives, 1981 所収の文書は Document 269 の様な文書番号、及び必要最小限の情報のみを記す。

三、記号について

(一) [] 内数字は、議事録の通し頁数である。通し頁数は著者が便宜上巻ごとに付けたものであり、「史料紹介」の抄訳部分では段落の末尾に付してある。

<例> [1:10] は、段落ないし単語・文章が『暫定政府会合議事録』第1巻の10頁目にある事を示す。

[1:10～11] は、段落ないし単語・文章が『暫定政府会合議事録』第1巻の10頁目から11頁目に跨る事を示す。

抄訳部分で紙幅の節約のため、或いは類似の内容ゆえに複数の段落を一段落にまとめた場合も、個々の段落の切れ目に [1:10]、[1:10～11] のように頁数を記す。

(二) 抄訳においては原則として、短い省略を点線で、比較的長い省略ないし付記すべき内容がある場合 [省略] の形で示す。検閲削除されている場合は 1頁削除 などと記すが、削除分量はあくまで概算である。

(三) 文中の [] は著者の付した註もしくは補足である。

(四) 議事録及び引用文中の下線は、特に断らない限り原文における強調部分を示す。

<イスラエル暫定政府の閣僚リスト>名字のアレフベイト順、政党を括弧で付記。閣僚の詳細は拙著冒頭を参照。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相・国防相 (マバイ)

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相 (マバム)

ペレッツ・ベルンシュタイン・・・通商産業相 (一般シオニスト党)

- イツハク・グリェンバウム・・・内務相（一般シオニスト党）
（ラビ）イツハク・メイル・レヴィン・・・社会福祉相（アグダト・イスラエル）
（ラビ）イエフダ・レイブ・ハコーヘン・フィシュマン（マイモン）・・・宗教相・戦争
負傷者省（ミズラヒ）
アハロン・ツイスリング・・・農業相（マバム）
エリエゼル・カプラン・・・財務相（マバイ）
ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート（後にローゼンと改名）・・・法務相（新
しいアリヤー）
ダヴィド・レメズ・・・運輸相（マバイ）
ベホル・シャローム・シトリト・・・警察相・少数派相（スファラディームと東方諸共同体）
モシェー・シャピラ・・・移民相・保健相（ハポエル・ハミズラヒ）
モシェー・シェルトク（後にシャレットと改名）・・・外相（マバイ）
[ゼエヴ・シャレフ・・・秘書官として閣議に出席]

閣僚を除く主要な人名・地名・組織名等の一覧と解説（拙著に準じるが一部簡略化、
本稿初出のものは追加）

1. 人名

- アッザーム、アブドゥッラフマーン・ハッサン（1893～1976）アラブ連盟初代事務局長（1945～1952）。
- アブドゥッラー（1882～1951）アブドゥッラー・イブン・アル＝フサイン。トランスヨルダン王。
- エイタン、ウォルター（1910～2001）イスラエルの外交官。ミュンヘンに生まれ、オックスフォード大学で修士号。1946年にパレスチナに移住。外務次官（1948～1959）。1949年のロードス島休戦交渉におけるイスラエル代表団長。ローザンヌ会議でも同国を代表した。イスラエル外交史とシェルトク（シャレット）に関する著書がある（*NE, Vol.1, p.405.*）
- エバン、アッパ（1915～2002）イスラエルの外交官・政治家。ケープタウンに生まれ、ケンブリッジ大学で東洋学を専攻。同大学アラビア語・東洋学講師（1938～1940）。1948年当時イスラエルの国連代表団を率い、ニューヨークからシェルトク外相に最新の情報を打電。初代国連大使（1949～1959）。1959年マバイからクネセトに当選。外相（1966～1974）。(*NE, Vol.1, p.346.*)
- エプシュタイン、エリヤフ（1903～1990）イスラエルの初代駐米大使（1948～1950）。

- エリアシュ、モルデハイ (1892～1950) 法律家。1948年にレイク・サクセスとニューヨークに派遣されたイスラエル代表団メンバー。建国前からイシューヴの重要な任務を担い、シェルトクの信頼が厚かった (*EJ*, Vol.6, pp.616-617等)。
- カーウクジー、ファウズイー・アル＝ (1890～1977) アラブ民族主義者、軍人。アラブ連盟によりアラブ解放軍(The Arab Liberation Army, ALA, アラビア語名 جيش الإنقاذ العربي) の司令官に任命されて1948年戦争では主に北部で戦った。
- ガリリ、イスラエル (1911～1986) 元の名はイスラエル・ベルシェンコ。イスラエルの軍事・政治指導者。ウクライナに生まれ、4才の時にパレスチナに移住。早くからハガナーに入って昇進し副司令官となる。独立戦争中は武器購入を担当。暫定政府では副国防相を務めたが、1948年6月末～7月初の「将校の反乱」事件でベングリオンにより地位から追われた。労働青年組織ハノアル・ハオヴェドの創設者の一人でもあり、生涯を通じてキブツ運動に深く関わった。1949～1951年にマパム選出のクネセト議員、後に労働党政権の閣僚となる (*NE*, Vol.1, p.454.)。
- コメイ、マイケル (1908～1987) イスラエルの外交官。ケープタウンに生まれ、1946年にパレスチナに移住。外務省英連邦課長 (1948～1953)。(*NE*, Vol.1, p.276.)
- ゴールドマン、ナフム (1895～1982) ロシア帝国領ヴィシユネヴォ (現ベラルーシ) に生まれ、ドイツで育ったシオニズム指導者。即時建国に向けての外交活動で貢献。イスラエルが建国された時にはシオニスト機構執行部の二人の会長の一人に選出される (*EJ*, Vol.7, pp.723-724; *NE*, Vol.1, pp.489-490.)。1948年当時はロンドンにいた。
- コーン、レオ (1894～1961) イスラエルの学者・外交官。フランクフルトに生まれ、1921年にパレスチナへ移住。建国前後の27年間シオニズム運動とイスラエルの外交活動の中心にあり、1948年以降外務省の政治アドバイザーを務めた。アイルランド自由国の憲法についての研究 (*The Constitution of the Irish Free State*, 1932) を著し、イスラエル憲法の起草にも携わる (*EJ*, Vol.10, p.1146.)。シェルトクの個人的アドバイザーでもあった (Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett*, Oxford: Clarendon Press, 1996, p.381.)。
- サッソン、エリヤフ (1902～1978) イスラエルの外交官、閣僚。オスマン帝国領ダマスカスに生まれ、ユダヤ機関アラブ課長 (1933～1948)。アラブ問題の専門家として知られた。外務省中東局長 (1948～1950)。(*NE*, Vol.2, p.1166.)
- ジャボティンスキー、ウラジミル (・ゼエヴ) (1880～1940) シオニズム右派である修正主義シオニズム運動の創設者。1923年に「鉄の壁」及び「鉄の壁の道義性」という二論文で、パレスチナの内外のアラブとの合意は不可能であると論じてアラブとの力の対決を唱え、アラブとの合意につながる唯一の道はアラブが粉砕できない様なユダヤ人の軍事力 (すなわち「鉄の壁」) を打ち立てる事であると論じた。

- シャルティエル、ダヴィド（1903～1969） イスラエルの軍人。1948年の戦争当時、エルサレムの地区司令官。
- ジョゼフ、バーナード（・ドヴ）（1899～1980） イスラエルの法律家、政治家。カナダ出身。1948年当時、エルサレム緊急委員会の長としてエルサレムへの食糧供給等に責任を持つ。4月10日にベングリオンから市を運営する個人的な委任状を与えられ、6月10日以降はベルナドットに対しエルサレムで暫定政府を代表する立場にもあった。8月2日にエルサレムの軍知事に任命され、1949年2月まで務める（Dov Joseph, *The Faithful City*, New York: Simon and Schuster, 1960, pp.220-221.）。その後閣僚を歴任（*NE, Vol.1*, pp.776-777.）。
- スクラーシー、マフムード・ファフミー・アン＝（1888～1948） エジプトの首相（1945～1948）。1948年当時、アラブ連盟のパレスチナ問題委員会の委員長でもあった。
- ハウリー、ファーリス・アル＝（1877～1962） シリアの国連大使。1948年に安保理議長に選出される。キリスト教徒で熱烈なシリア民族主義者。首相（1944～1945, 1954～1955）。
- パンチ、ラルフ・ジョンソン（1904～1974） 米国の政治学者。1948年当時、パレスチナにおける国連特別代表。1948年9月のベルナドット暗殺後は国連パレスチナ臨時調停官。1949年アラブ・イスラエル休戦条約を導き、1950年にノーベル平和賞受賞（*NE, Vol.1*, p.234.）。
- ファールーク・イブン・ファード（1920～1965） エジプトのムハンマド・アリー朝の国王（在位1936～1952）。
- ベネシュ、エドヴァルド（1884～1948） チェコスロヴァキアの政治家。チェコ人。1938年にドイツに併合されたチェコスロヴァキアのズデーテン地方が第二次大戦後にチェコスロヴァキアに復帰するにあたり、ナチス・ドイツに協力した人々として大量のドイツ系住民（ズデーテン・ドイツ人）を追放する政策を、大統領として行った。
- ベルナドット、フォルケ（1895～1948） スウェーデンの政治家。スウェーデン国王グスタフ5世の甥。1946年スウェーデン赤十字の総裁となる。第二次大戦末に同組織を代表してヒムラーと交渉し、一部の強制収容所からのユダヤ人の釈放に貢献。1948年5月20日安保理によりパレスチナ紛争の調停官に任命され、第一次停戦発効に成功。ユダヤ側に西ガリラヤを編入する事と引き換えにエルサレムとネゲヴ全体をアラブ側（実質的にトランスヨルダン）に編入するという和平案（ベルナドット和平提案、本文では「ベルナドット提案」）を作成したが、双方の受け入れるところとならず、9月17日エルサレムで暗殺される（*EJ, Vol.4*, pp.669-670.）。
- モーン、パウル ベルナドットのスタッフの一人。スウェーデン公使館参事官。

リードマン、ジョン 南アフリカ出身のエコノミスト。リー国連事務総長の特別代表としてテルアヴィヴに派遣され、ベルナドットの連絡担当官を務める (Folke Bernadotte, *To Jerusalem*, Translated by Joan Bulman, London: Hodder and Stoughton, 1951, p.37.)。

ワイツマン、ハイム (1874 ~ 1952) 長期にわたり世界シオニスト機構の会長を務める。イスラエル初代大統領。

2. その他 (地名・組織名等)

アイン・ガザール ハイファの南 21 キロのアラブ村。ハイファとテルアヴィヴを結ぶハイウェイの近くにある事から 1948 年戦争では特別な重要性を持った。数回の攻撃に耐えるも 7 月末のショテル作戦で破壊 (Walid Khalidi, ed., *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, pp.147-148.)。

アグダト・イスラエル トーラーを、全ユダヤ教徒を束縛する唯一の法典と見なす政治・宗教運動。東欧・西欧のユダヤ教正統派による対シオニズム統一戦線として 1912 年にポーランドのカトヴィツェで創始された。建国直前にベングリオンとの間に、宗教問題における現状維持を必須条件としてアグダト・イスラエルはイスラエル国家を支持するという合意が成立した結果、同党は政府と暫定国家評議会に参加 (*NE, Vol.1*, pp.39-41.)。

アシケナズィーム 欧米系ユダヤ人 (複数形)。

アトリート ハイファの南 12.5 キロの地中海を望むアラブ村。いつ、どの様にシオニストの手に落ちたかは詳らかでない (Khalidi, *op.cit.*, pp.146-147.)。

アラブ軍団 トランスヨルダン軍。英国人将校グラブ・パシャらが指導していた。

アリヤー ヘブライ語で「上昇」の意。パレスチナへのユダヤ人移住を指す。

アルタレナ号事件 第一次停戦中の 1948 年 6 月下旬、ベギン率いるイルグンがアルタレナ号をクファル・ヴィトキン沿岸に接近させ、武器とユダヤ人移民を許可なく降ろそうとした事件。ベングリオンやシェルトクは、国防軍に吸収・解体されたはずのイルグンのこのような分派的行動は政府の威信に対する重大な挑戦で、内戦を引き起こす危険があると共に、国連から停戦違反と見なされる恐れがあるとし、断固とした対応を主張。同事件は武力行使と逮捕で収束したが、フィシュマン宗教相が抗議して辞意を表明。

アル・ハミシュマル ヘブライ語で「警備に立つて」の意。1943 年 7 月 30 日にテルアヴィヴで創刊された日刊紙。元は「ミシュマル」という名でハショメル・ハツァイルの機関紙であったが、1948 年 1 月にハショメル・ハツァイルとアハドウト・ハアヴォダー＝ボアレイ・ツィオンが合併してマバムが成立すると、「アル・ハミシュマル」

と改名してマパムの機関紙となった (*NE, Vol. I, p.47*)。

イシューヴ　ヘブライ語で「定住地」「住民」の意。パレスチナのユダヤ人社会を指す。

イジュズイム　ハイファの南19.5キロの、ハイファ地区で二番目に大きいアラブ村。

海岸道路沿いのユダヤ側の輸送を妨害していると認識され、1948年7月末のショテル
作戦でアイン・ガザールやジャバアと共に破壊された (*Khalidi, op.cit.*, pp.164-165.)。

一般シオニスト党　シオニズム中道の政党。1961年に進歩党と合併して自由党となる
(*NE, Vol. I, pp.193-194*)。

イルグン（・ツヴァイ・レウミ）　ヘブライ語で「民族軍事組織」の意。議事録では
正式名称「イルグン・ツヴァイ・レウミ」の頭文字をとった略称「エツェル」。修正
主義シオニズム運動の地下軍事組織。ベギンに率いられた。

イールート　ナザレ北西のアラブ村。サフーリーヤと共に征服された事が7月16
日閣議で報告される【5：136～137】。

ヴィルヘルム　第一次大戦前にドイツ人によって創設された農業入植地 (*Khalidi, op.
cit.*, p.366.)。

エツェル → イルグン（・ツヴァイ・レウミ）

エルサレム委員会　1947年12月にユダヤ機関によって創設された「エルサレム緊急
委員会」（これ自体も略称）のこと。バーナード・（ドヴ・）ジョゼフが委員長。エル
サレムにおける食糧等の物資の供給に責任を持った（詳しくは前稿A、註89）。

キルヤト・アナヴィーム　エルサレム近郊の入植地。

クバブ、アル＝（クバブ [ヘブライ語]）　ラムレの南東10キロのアラブ村。ラムレ・
エルサレム間のハイウェイの北側にあった。1948年5月15日にハガナーが掌握した
とされる。9月にベングリオンの意向で破壊された (*Khalidi, op.cit.*, p.406.)。

クファル・ダロム　ネゲヴの入植地。

クーラ　ラーマッラーやナーブルスからのアラブの補給ラインにとって重要な十字路
に位置するアラブ村。1948年7月10日にイスラエル軍が掌握した後、16日にアラブ
軍団が一時占領し、その後イスラエル軍によって奪回された (*Khalidi, op.cit.*, p.409.)。

ケヒラー　ヘブライ語で「共同体」の意。ユダヤ人共同体の地域的な自治組織。エル
サレムではケヒラー委員会が「ユダヤ人コミュニティ協議会」とも言うべき役割を
果たしていた（詳しくは前稿A、註89）。

ゴイ、ゴイーム　ヘブライ語で「異教徒」の単数形と複数形。特にキリスト教徒を指す。

国防に関する五人委員会　1948年7月11日閣議②で選出された閣僚委員会。国防相
は必要に応じてそれと協議せねばならないという閣議決定がなされた。メンバーはベ
ングリオン、グリェンバウム、ツイスリング、カプラン、シャピラ【5：75】。

国家評議会 → 暫定国家評議会

サフーリーヤ（ツィッポリ [ヘブライ語]） ナザレの北西 6 キロのアラブ村。低地ガリラヤへの入り口として戦略的重要性を持つ。1948 年 7 月 15 日に陥落（イールートと共にツィッポリが征服された事が 7 月 16 日閣議で報告【5：136～137】）。陥落時の状況はイスラエル側と住民側で説明が異なるが、住民は退去を余儀なくされ、その後改めて追放も行われたとされる。1949 年にユダヤ人入植地ツィッポリが村の土地の上に建てられた（Khalidi, *op.cit.*, pp.350-352.）。

サラマ ヤッフオの東 5 キロのアラブ村。ヤッフオにつながるハイウエイの北側あってユダヤ人入植地に囲まれていたため、国連分割決議以降は絶えずユダヤ側からの攻撃を受けた。住民は度重なる攻撃に強く抵抗したが 1948 年 4 月 30 日に陥落。住民はラーマッラーヤナーブルス地域、ガザやヨルダン等に散らばった（Khalidi, *op.cit.*, pp.254-257.）。

サルア（ツォルアー [ヘブライ語]） エルサレムの西 25 キロのアラブ村。聖書のサムソンのゆかりの地とされ、南にはサムソンとされる人物の廟がある。ダニ作戦中の 1948 年 7 月 13～14 日にイスラエル側に掌握された。サルアが破壊された後、1949 年に跡地の 2 キロ南西にユダヤ人入植地ツォルアーが建てられた（Khalidi, *op.cit.*, p.314.）。

サルビート ラムレの南東 12 キロのアラブ村。アラブ軍団の前線が貫通していたこの村は 7 月 15～16 日（リッダとラムレからの住民の追放の直後）にイスラエル軍に攻撃され、破壊された（Khalidi, *op.cit.*, p.410.）。

暫定国家評議会 イスラエル建国直後から 1949 年 3 月まで設置されていた議会。建国宣言の約一か月前に成立していた「人民評議会」が建国宣言と共に「暫定国家評議会」となる。

暫定政府 イスラエル建国直後から 1949 年 3 月の総選挙まで続いた政府。ベングリオンを首班とする。建国宣言の約 1 か月前に成立していた「人民執行部」が、建国宣言と共に「暫定政府」となった。

シェファルアム → シャファー・アムルー

ジムズー ラムレの東 6.5 キロのアラブ村。副次的な道路でリッダと結び付いていた。1948 年 7 月 11 日にリッダに入ったイスラエル軍はジムズーの方角から来たとも言われる。周辺の多くの村と共にダニ作戦で無人化された（Khalidi, *op.cit.*, p.386.）。

シャイフ・ジャラーフ、アッ＝ 東エルサレムの一地区。東西エルサレムの境界に近く、エルサレムの掌握上重要な位置にあるため 1948 年には同地区をめぐる攻防戦が繰り返されたが、ここを防衛していたイルグンが攻撃されて逃亡した結果、5 月 16 日に

アラブ軍団に奪われた。

ジャバア ハイファの南 18.5 キロのアラブ村。海岸沿いの道路が近くを通っていた。

1948年7月末のショテル作戦でアイン・ガザールやイジュズイムと共に破壊。7月25～26日に住民は強制的に退去させられるか逃亡し、ベルナドットの要請にもかかわらずジャバア等の三つの村の住民の帰還は実現しなかった (Khalidi, *op.cit.*, pp.165-166.)。

シャファー・アムルー (シェファルアム [ヘブライ語]) イスラエル北部の町。1948年戦争で多くのムスリム、キリスト教徒のアラブ、ドゥルーズの住民が去ったが、他の人々 (他の場所で難民化した人々など) が流入しドゥルーズの比率が高まった。ムスリムが人口の最大の割合を占める (NE, Vol.2, p.1190.)。

修正主義シオニズム シオニズム右派の運動。1920年代半ばにジャボティンスキーによって創始され、ベギンら急進的な次世代が引き継ぐ。後のリクードの源流となる。

スファラディーム スペインに起源を持つユダヤ人 (複数形)。15世紀末にイベリア半島から追放され、オスマン帝国、モロッコ、オランダ等に行ったユダヤ人の末裔を指す。

スファラディームと東方諸共同体 ヘブライ語の党名は מוסדות ועדות מזרח である。スファラディームとミズラヒーム (中東・アフリカ出身のユダヤ人) を代表した政党。

ツイッポリ → サッフーリーヤ

停戦委員会 議事録では「領事委員会」。米・仏・ベルギーのエルサレム総領事から成る委員会。停戦を推進する為に1948年4月23日に安保理により任命された。5月29日安保理決議第6項は、ベルナドットが停戦委員会と協力して停戦条項の遵守を監督する事を規定しており、ベルナドットは停戦期間中にエルサレムの諸問題についてユダヤ・アラブ双方と話し合う権限を同委員会に与えた。

ナヴィ・サムエル → アン=ナビー・サムーウィール

ナビー・サムーウィール、**アン=** エルサレム近郊のアラブ村。1948年4月26日、バルマッハによる掌握が失敗し、35人の隊員が死亡。

バイト・ジーズ 近隣のバイト・スースィーンと共に、テルアヴィヴからエルサレムへの新補給路となった道の沿道にあったアラブ村。1948年5月末にイスラエル側がこれらを掌握した事により、ラトルンを回避するエルサレムへの新補給路 (ビルマ・ロード) が開かれた (Khalidi, *op.cit.*, pp.364-365, pp.368-369.)。

バイト・ジブリーン ヘブロン北東 21 キロのアラブ村。ヘブロン、エルサレム、ラムレに向かう道路の交差する地点にあり、1948年戦争ではイスラエル軍とエジプト軍を隔てる前線に位置していた。10月のヨアヴ作戦で最終的に占領された (Khalidi, *op.cit.*, pp.209-210.)。

バイト・スーシーエン → 「バイト・ジーズ」項で説明

バイト・ナバーラー ラムレの北東 10 キロのアラブ村。リッジ周辺の平原を見晴らす丘の上にあった。ダニ作戦により、1948 年 7 月 13 日に掌握された (Khalidi, *op.cit.*, pp.365-366.)。

ハガナー ヘブライ語で「防衛」の意。1920 年に創設されたユダヤ人自衛組織。イスラエル国防軍の中核となった。

ハシヨメル・ハツァイル ヘブライ語で「若き警備員」の意。オーストリア社会主義の影響を受け、ハキブーツ・ハアルツイ (全国キブーツ運動) を創始した労働シオニズム運動左派の青年運動。マパムの構成要素の一つとなる (*NE, Vol. I, p.44.*)。

ハポエル・ハミズラヒ → 「ミズラヒ」項で説明

ハルトゥヴ ジュデア丘陵の農業入植地。1895 年創設。1929 年アラブ暴動中に破壊されたが 1930 年に再建。1948 年 1 月にエツィオン・ブロックへの輸送隊がここを出発したが、隊員 35 名が途中で殺されるという事件があった。

マバイ エレツ・イスラエル労働者党 (מפלגת פועלי ארצ ישראל) というヘブライ語の党名の頭文字をとった略称。社会主義シオニズム政党で、建国時の連立政権の最大与党。1930 年設立。ベングリオンを党首として建国を主導し、後のイスラエル労働党の母体となった。

マパム 統一労働者党 (מפלגת הפועלים המאוחדת) というヘブライ語の党名の頭文字をとった略称。アハドウト・ハアヴォダー=ポアレイ・ツイオン (マバイ内左派であるシーア・ベイトが結成したアハドウト・ハアヴォダー運動と左派ポアレイ・ツイオンが 1946 年 4 月に合流した組織) とハシヨメル・ハツァイルが合併して 1948 年 1 月に成立した社会主義シオニズム左派の政党。親ソ的傾向を持ち (マバイより左寄り)、国防軍将校を多数輩出し、マバイと競合関係にあった。暫定政府には二閣僚を出している。党内の強い左派的な傾向は分裂を生みやすく、内部の構成要素は決して一つに融合することはなかった (*NE, Vol. I, p.44, Vol.2, pp.915-916.*)。

マーリハ、アル= (マルハー [ヘブライ語]) エルサレムの南西にあったアラブ村。1948 年 7 月半ばにイルグンを含むイスラエル軍と、エジプトの不正規兵及びパレスチナ人ゲリラの激戦の末、7 月 16 日までにイスラエル側が掌握。村の跡地は西エルサレムの一部となっている (Khalidi, *op.cit.*, pp.303-305.)。

ミシュマル・ハヤルデン ヘブライ語で「ヨルダンの警備者」の意。ヨルダン川上流近くのモシャヴァー (ユダヤ人入植地の一形態)。1948 年 5 月にシリア軍がヨルダン川を渡ってここに橋頭堡を築き、入植地は破壊された (*NE, Vol.2, p.938.*)。

ミズラヒ 1902 年に創始された宗教シオニズム運動。第一次大戦後に東欧のユダヤ教

正統派の移民（開拓労働者）がパレスチナに来住したのに伴い、1922年春にパレスチナのアボエル・ハミズラヒ（ヘブライ語で「東方の労働者」の意）が設立された。ミズラヒとアボエル・ハミズラヒは別個の組織であるが、シオニズム運動内ではシオニスト会議選挙の際に統一リストを結成するなど、ユダヤ教徒の伝統的価値観を守る事を共通の目標として協力した（*NE, Vol.2, pp.939-942.*）。

ヤド・モルデハイ　ガザの北部に近いキブツ。1948年戦争ではエジプト軍の猛攻を受けて住民が退去せざるを得なかったが、後に再建（*NE, Vol.2, p.1406.*）。

ヤフディーヤ、アル＝　別名アル＝アッパーシーヤ。ヤッフオの東13キロのアラブ村。ヤッフオ、リッダ、ラムレにハイウェイで結び付けられ、ヤッフオ＝リッダ鉄道がすぐ南を通り、リッダ空港が4キロ南にあった。1948年5月にユダヤ側に占領され、その後アラブ側に戻るも7月のダニ作戦でイスラエル側が再び掌握（*Khalidi, op.cit., p.232-233.*）。

ユダヤ機関　ユダヤ人の国際的代表的機関。委任統治協定第4条は適当な「ユダヤ機関（Jewish agency）」の承認を規定しており、世界シオニスト機構がそれに該当すると見なされたが、「ユダヤ機関」は1929年にシオニストではないユダヤ人をも包摂する事を決定して組織を拡大し、この「拡大されたユダヤ機関」が英国や国際連盟に対してイシューヴを代表する政府に似た役割を担う事になった。ユダヤ機関は執行部・政治局などを持っていたが、建国後、執行部の機能は内閣に、対外事項を扱っていた政治局の機能は外務省に、他の諸部局の機能も該当する省庁に継承され、執行部議長・政治局長をそれぞれ長く務めたベングリオンとシェルトクは首相と外相になるなどポストも引き継がれた（*NE, Vol.1, pp.751-753, Vol.2, pp.1448-1449.*）。

ラース・アル＝アイン（ロシュ・ハアイン [ヘブライ語]）　リッダ近郊にあるエルサレムの水の主要な供給源。

ラトルン（アッ＝ラトルーン [アラビア語]）　テルアヴィヴとエルサレムを結ぶ道路沿いの丘陵地。輸送隊への砲撃を防ぐためこの制圧は重要な課題であり、ベングリオンはラトルン戦線に兵力を集中的に投入するが第一次停戦開始までに制圧に至らなかった。代わりにラトルンを回避する補給路（ビルマ・ロード）が開かれた。

ラムレ（アッ＝ラムラ [アラビア語]）→ 「リッダ」項で説明

リッダ（リッダはラテン表記、アッ＝ルッド [アラビア語]、ロド [ヘブライ語]）

リッダとラムレはエジプト軍がテルアヴィヴに迫る際に經由する位置にあるため、ユダヤ側は早くから制圧の計画を練っていた。リッダは第一次停戦終了後の7月10日に、ラムレは12日にイスラエル国防軍に占領され、両都市からのアラブ住民の大量追放がベングリオンの指示によって行われた（*Khalidi, op.cit., p.356; Nur Masalha, Expulsion*

of the Palestinians, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.191, p.203, note 56 など)。

領事委員会 → 停戦委員会

ループヤー ティベリアスの西 10 キロのアラブ村。1948 年戦争では何度も攻撃され、4 月のティベリアスの陥落によって孤立し、7 月 16 日のナザレ陥落後に大半の住民が去って翌日にはイスラエル軍に占領された (Khalidi, *op.cit.*, pp.526-527.)。

レイク・サクセス 米国ニューヨーク州ロング・アイランド西部の村。1946 ~ 1951 年、安保理本部の所在地。

ロシュ・ハアイン → ラース・アル=アイン

はじめに

本稿は前稿 C の続きの時期 (1948 年 7 月 14 日 ~ 28 日) の閣議議事録を扱っているが、これは『暫定政府会合議事録』第五巻後半と第六巻前半に該当する (全 208 頁)¹。本稿はこれら 7 月 14 日、16 日、18 日、25 日、28 日の計 5 回の閣議の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題に関する考察を加えるものである。閣議の内容紹介は第二次停戦開始、エルサレムの非武装化、難民帰還という主要論点に直結する部分に絞っている。

まず本稿全体に関わる用語を定義しておく。第一に「停戦」概念であるが、本議事録では「停戦」を表すのにハフガー (הפוגה)、ハフサカト・エシュ (הפסקת אש)、シュヴィタト・ネシエク (שביתה נשק) という語が使われており、ハフガーは一般的に広く使われるが、ハフサカト・エシュ (直訳すると「砲火停止」) は英語では cease-fire に相当し、シュヴィタト・ネシエク (直訳すると「武器停止」) は truce に相当する場合に使われている。又 truce と armistice も区別されている。シェルトクによれば、truce は「停戦」で、一時的であり和平交渉が行われるかは未定であるが、armistice は「休戦」、すなわち戦争の終結であり和平交渉が行われる事が明らかである²。本議事録ではこの様な理解に

基づいてヘブライ語が使い分けられている場合があり、必要な場合は訳し分けたりルビを振ったりしている（特に、単に「停戦」と訳さず「砲火停止」と「武器停止」を訳し分ける等）。本議事録の時期は、上の理解に沿って言えば、7月15日の安保理決議により「^{cease-fire}砲火停止」命令を双方が出して「^{truce}武器停止」に入ったがまだ「^{armistice}休戦」の展望は見えていない段階にあり、イスラエル側は第二次停戦を「戦争の一局面」であって平和の状態ではない³と理解している。難民帰還を「戦争中には」認めないという議論も、停戦に関するこの様な理解の下に展開されている。第二に、考察では閣内の「穏健派」と「行動派」を区別しているが、この区別は拙著で定義した様に武力行使に積極的か否かに基づいている。それによると行動派はベングリオン、グリュンバウム、フィシュマン、ツイスリング、穏健派はシェルトク、カプラン、ベントヴ、ベルンシュタイン、レヴィン、シャピラ、ローゼンブルート、レメズ、シトリトである⁴。

なお本稿で考察する主な論点は以下の通りである。第一に、アラブ難民の帰還に関してモーリスが彼の著書の第五章の結論としている「帰還を阻止する政治的決定は4月から6月にかけて成熟し、7月に公式政策となり、8月と9月に内閣によって繰り返し再確認された」⁵（下線引用者）という部分、特に下線部の検証である。具体的には6月16日閣議の難民の帰還阻止の合意が7月末までにいかに公式の政策に「昇格」したかを、連続性と共に細部への異論や変容にも注意しつつ検証する。関連して追放政策の有無や、残留アラブ人への態度の変容にも留意する⁶。第二に、閣内の穏健派と行動派の力学である。シェルトクら穏健派の意見が多数派を占めてベングリオンの強硬論を破った場面もある。他方でこの時期のシェルトクは最もタカ派的であったとされるが、その理由についても考察する。これらの論点を念頭におきつつ、次の1では史料（本議事録）の性格と背景を押さえる事としたい。

1. 史料の性格と背景

(1) 本議事録の位置づけ

本議事録は第一次停戦後の「十日間」の戦闘期間（7月8日～18日）を経て第二次停戦（7月18日午後7時から無期限に設定された）に入って更に10日間が経過した頃までをカバーしている。

本議事録の最大の削除部分は項目ごと削除されている7月14日閣議③と18日閣議⑤であり、これら二箇所（特に14日③）は時期的にリッダとラムレの制圧に伴うアラブの追放関連である事が推測されるが、分量に関する手がかりはない。史料紹介に掲載している部分のみで見ると削除部分は、リッダや破壊されたアラブ村に関わる部分、エツェルによる5人の英国人の誘拐についてのシェルトクの発言1頁分【5：89～90】、クラブ・パシヤの解任に言及した後のシトリトの発言2／3頁分【5：137～138】、アラブの婦女子の帰還についてのシャピラの発言1／3頁分【6：67】等であり、アラブ・国防関連である事が推測される文脈に置かれている。

アラブ追放政策の有無に関しては次の様に言えよう。検閲削除部分、例えばリッダとラムレからのアラブの追放関連である事がほぼ確実な14日閣議③では、軍の行った追放に批判が出たとしても内閣全体がある程度それを追認した場合には「追放政策」は少なくとも消極的な形で正当化された事になるであろうし、他方公開部分では、アラブの帰還阻止を広義の追放政策に含めるとすると「追放政策」は正に話し合われた事になる。公開部分におけるアラブの帰還問題に関する議論の詳細は考察で検討する。

(2) 本議事録の軍事的・政治的背景

次に1948年7月14日～28日の軍事的・政治的背景を、前後の期間も少し視野に入れつつ概観する。

①軍事的背景

「十日間」はイスラエルに多大な戦果と自信をもたらした。8月にエルサレムの軍知事に任命される事になるジョゼフは次の様に回想している。「その十日間はイスラエルの歴史に於て極めて特別な意味を持っている。我々はあらゆる戦線で一連の、小さく鋭い重要な勝利を取めた。我々は民族的規模で規律と力の両方を示し、自分達を民族と呼ぶ我々の権利を再び証明した。全ての中で最も重要な事に、我々は敵の気力を失わせ、彼らとその友、特にイギリスをして戦争を中止すべく国連のもとへ急行させたのだった」⁷。イスラエルに自信をもたらしたそれらの戦果の概要は次の様である。

北部ではカーウクジー軍が大兵力を集結させたガリラヤで激戦となったが、イスラエル軍が攻勢に出て潮目が変わり、7月15～18日に国防軍はナザレ近郊のアラブ村を次々と掌握し、7月16日にはナザレが陥落した。シェルトクが書いている様に「ナザレは実際に何の抵抗もなく、熟れたプラムのように我々の膝に落ちてきた。ムスリムの一部は逃亡しキリスト教徒はおとなしく降伏した。ハイファからティベリアスまでの道路全体はかくして自由になり、ハイファの町は絶対的に安全である」⁸。ジョゼフも次の様に書いている。「ナザレの陥落は西ガリラヤにおけるアラブの戦争努力全体の即時崩壊につながり、西ガリラヤはその全土がユダヤ人の手に渡った。その後直ちにハイファとテルアヴィヴの間の海岸ベルト全体の一掃が続いた」⁹。中部ではイスラエル側の軍事的目的はリッダ、ラムレ、ラトルン、ラーマッラーという四つのアラブ軍団の基地を破壊してジュデア丘陵から海岸平野までの広い安全な回廊を開く事であった。ダニ作戦によって制圧されたリッダとラムレでは、シェルトクが住民の扱いについてのガイドラインに関してベングリオンと合意に達したにもかかわらず追放が行われ¹⁰、7月14日閣議でベングリオンは、その日の朝の時点で「ラムレとリッダには一人のアラブ住民も残っていない」【5：103】と述べている。エルサレムでは旧市街とアッ＝シャイフ・ジャラーフの掌握がめざされたが、いずれも失敗した。南部ではネゲヴを孤立させようとして大兵力を結集す

るエジプト軍と激戦が繰り返され、イスラエル側もかなりの人的損害を蒙り、クファル・ダロム（כפר דרום）やヤド・モルデハイ（יד מרדכי）は完全に切り離され包囲されたためユダヤ人住民が退去せざるを得なかったが、総じて見ると「ネゲヴにおける戦闘は幾つか重要な地点を得て幾つかの地点を失うというものであった」¹¹。他方7月16日閣議①でベングリオンがふれている様に、「十日間」の最後の方でB-17を獲得した国防軍はカイロ等を爆撃した（しかし7月17日にはエジプト軍によるテルアヴィヴへの空襲があり、海側から来る戦闘機に対して防空体制が脆弱な事をベングリオンは7月18日閣議②で認めている【5：170】）。第二次停戦開始後もイスラエル側はハイファの南のアイン・ガザール（عين غزال）やジャバア（جبع）等を制圧するなど、ベルナドットや停戦監視委員会が停戦違反と指摘する様な軍事行動や掃蕩作戦を行った。

かくして「十日間」の攻勢とその後の掃蕩作戦によって、新たに10万人以上のアラブ難民が東パレスチナ、ガザ、レバノン、高地ガリラヤに流出した。前線が静穏になったため元の居住地に帰還しようとした難民の多くは国防軍に阻止され、「非合法住民」と見なされて拘束・追放・銃殺された人々もいた¹²。

②政治的背景

イスラエルは「十日間」の軍事的成果を政治力に変えるという決意の下に、外部者の目には横柄とも映る程の大胆さで外交に臨んだ。この時期の同国の特徴は、第二次停戦開始後も治安維持や掃蕩という名目での軍事行動を行う一方、国連や米国に対しては概ね協力的な姿勢を示す、という硬軟両様の対外行動をとった事である¹³。その特徴を念頭におきつつ、以下では本議事録の政治的背景を幾つかの項目に分けて概観する。

（i）対英米関係、イスラエル承認問題と国連加盟問題

英国は停戦に同意する様にアラブに強い圧力をかけ、彼らが戦争を再開しても英国はいかなる軍事援助も与えず、安保理の制裁に対しても彼らを守る事はできないと明言していたが、停戦についてはアブドゥッラーは拒否していない

がエジプトは国内的理由から受諾に難色を示すという様に、アラブ諸国の間でも温度差があった¹⁴。英国のイスラエルに対する国家承認の遅れの最大の原因はアラブ諸国の反対であり¹⁵、7月6日に起きたイルグンによる5人の英国人の誘拐も承認を遅らせる一因となった¹⁶。対米関係では民主党がイスラエルへの完全な国家承認を求め、イスラエルの国連加盟を支持し、同国への武器禁輸の見直しに賛成しており¹⁷、米国政府関係者も事実上の承認が差し迫ったものという認識の下に英国よりスムーズに承認に向けて動いていた。しかしそれでも英国の承認こそが肝心だとエバンが考えていた事は、米ソが完全な覇権を握るには至っていなかった1948年当時の国連における大国間の力関係を知る上でも興味深い。「・・・迅速な安定化のいかなる展望にとっても我々はロンドンが鍵となると考える。米ソが一緒になれば国連で何でも好きな事ができるというのは本当ではない。英国が絶対的に勢力と影響力の均衡を握っている。それ故ロンドンの事実上の承認に向けて数インチでも前進があれば、それは計り知れぬ価値を持つと私には思える」。国連加盟については、国家承認とは無関係であり、政府の暫定的性格も加盟の障害にならず、足りないのは票だけであるため集中的に打診している、とエバンは説明している¹⁸。

(ii) 7月15日安保理停戦決議

安保理は三日間にわたってパレスチナ停戦を審議した。一日目の7月13日に米国の停戦案が国連代表ジェサップによって提示される。ベルナドットは演説で、パレスチナの停戦とエルサレムの非武装化が休戦につながり、可能であれば二つの人々の住民投票を行う事も展望している旨を述べた。シリアは米国案に反撥し、パレスチナの地位について国際司法裁判所に勧告的意見を依頼するという対案を提示したが、英国は微細な修正を提案するのみで米国案を受け入れる意向を表明した¹⁹。二日目は米国案について各国が賛否を述べた。イスラエルでは7月14日閣議で米国案について話し合い、米国案の無条件停戦に同意し、アリヤー諸事項への介入に反対する旨を決議する【5：97】。閣議後に

シェルトクがエバンに与えた指示は、^{cease-fire}砲火停止は無条件とし戦争物資の搬入禁止への反対はしない様にするなど、閣議決定を忠実に反映していた²⁰。三日目の7月15日に、米国案を少々手直しした停戦決議が採択され、それは同日付でリー事務総長からシェルトクに伝えられ、16日閣議①でシェルトクがその内容を報告する。その停戦決議は以下の様であった（下線引用者。米国案が修正された箇所を示す。9～11項は米国案に追加された部分）²¹。

The Security Council,

Taking into consideration that the Provisional Government of Israel has indicated its acceptance in principle of a prolongation of the truce in Palestine; that the States members of the Arab League have rejected successive appeals of the United Nations Mediator, and of the Security Council in its resolution of 53 (1948) of 7 July 1948 for the prolongation of the truce in Palestine; and that there has consequently developed a renewal of hostilities in Palestine,

1. *Determines* that the situation in Palestine constitutes a threat to peace within the meaning of Article 39 of the Charter;

2. *Orders* the Governments and authorities concerned, pursuant to Article 40 of the Charter of the United Nations, to desist from further military action and, to this end, to issue cease-fire orders to their military and para-military forces, to take effect at a time to be determined by the Mediator, but in any event not later than three days from the date of the adoption of this resolution;

3. *Declares* that failure by any of the Governments or authorities concerned to comply with the preceding paragraph of this resolution would demonstrate the existence of a breach of the peace within the meaning of Article 39 of the Charter requiring immediate consideration by the Security Council with a view to such further action under Chapter VII of the Charter as to be decided upon by the Council;

4. *Calls upon* all Governments and authorities concerned, pursuant to Article 40 of the Charter, to continue to co-operate with the Mediator with a view to the maintenance of peace in Palestine in conformity with the resolution adopted by the Security Council on 29 May 1948;

5. *Orders* as a matter of special and urgent necessity an immediate and unconditional cease-fire in the City of Jerusalem to take effect 24 hours from the time of the adoption of this resolution, and instructs the Truce Commission to take any necessary steps to make this cease-fire effective;

6. *Instructs* the Mediator to continue his efforts to bring about the demilitarization of the City of Jerusalem, without prejudice to the future political status of Jerusalem, and to assure the protection of and access to the Holy Places, religious buildings and sites in Palestine;

7. *Instructs* the Mediator to supervise the observance of the truce and to establish procedures for examining alleged breaches of the truce since 11 June 1948, authorizes him to deal with breaches so far as it is within his capacity to do so by appropriate local action and requests him to keep the Security Council currently informed concerning the operation of the truce and when necessary to take appropriate action;

8. *Decides* that, subject to further decision by the Security Council or the General Assembly, the truce shall remain in force, in accordance with the present resolution and with that of 29 May 1948, until a peaceful adjustment of the future situation in Palestine is reached.

9. *Reiterates* the appeal to the parties contained in the last paragraph of its resolution 49 (1948) of 22 May and urges upon the parties that they continue conversations with the Mediator in a spirit of conciliation and mutual concession, in order that all points under dispute may be settled peacefully;

10. Requests the Secretary-General to provide the Mediator with the necessary staff and facilities to assist in carrying out the functions assigned to him under General Assembly resolution 186 (S-2) of 14 May and under this resolution; and

11. Requests that the Secretary-General make appropriate arrangements to provide necessary funds to meet the obligations arising from this resolution.

7月16日閣議①では安保理停戦決議についての国連への回答について閣議決定がなされ【5:147～148】、それに沿って暫定政府は停戦を受諾する旨の回答を行った。他方、7月16日にニューヨークでエバンらとベルナドット及びパンチとの会談があり、ベルナドットへのイスラエル側の信頼などが話題に上ったが、この会談についてはイスラエル外務省保管の報告書があり²²、シェルトクも18日閣議①で報告している【5:158～159】。ベルナドットはアラブ側からも停戦命令を出した旨の返事を受け取り、停戦監視組織の迅速な立ち上げに努めた²³。アラブ側の停戦受諾の回答にはユダヤ人移住の停止、アラブ難民の帰還、停戦を一定期間とする事、の三条件が含まれていた²⁴。ベルナドットはアラブ側のこの主張も念頭に、難民帰還についてイスラエルに譲歩を求める事になる。

(iii) エルサレムの非武装化案

シェルトクは、エルサレムの非武装化はアラブ支配につながると考えていた。8月22日のワイツマンへの手紙の中で彼は次の様に述べている。「一見、聖なる都市を非武装化するという言い分は啓蒙された人々の一般的な方向性からするとかなり反論不可能なものに聞こえるかも知れない。[だが] 実際にはそれはアラブ支配への単なる序曲である事が判明するかも知れない。アラブ領土に四方を囲まれている都市としてのエルサレムの地政学的条件はこの様なので、我々が同市に対する内部からの固い軍事的掌握と、同市及びイスラエルの間の同じ位固い結び付きを維持しなければ——或いはその代わりに、必要とあれば戦う用意ができている強力な国際兵力によって同市が引き受けられるのでなけ

れば——同市がアラブの手中に落ちる事は避けられない。しかし国際兵力を集める用意は全くなく、人々が専ら話している事は国連の小規模な人員によって監督されているユダヤ人とアラブ人の警察だ。・・・我々は尤もらしい決まり文句の偽装で隠されている状況の冷厳な事実を人々に見抜かせる努力を行わねばならない」²⁵。7月22日にベルナドット側から提示されたその非武装化案は、実際には7月13日に起草されたもので、以下の様であった²⁶。

DEMILITARISATION OF JERUSALEM / DRAFT SUGGESTION FROM
THE MEDIATOR

1. The Town Planning Area of Jerusalem with surrounding localities, the precise boundaries of which are to be determined, is demilitarised.
2. The U.N. Truce Commission is charge of the demilitarisation of the area described in Article 1. In the execution of its mission, the U.N. Truce Commission is assisted by U.N. military observers and U.N. forces.
3. Both parties agree to withdraw their respective military forces from the area to be demilitarised according to a plan, which will be established by U.N. military observers in consultation with both parties. To ensure effective control, the withdrawal of forces can be carried out in successive stages.
4. The militarisation shall commence at a time to be fixed by the U.N. Truce Commission in agreement with the two parties.
5. Both parties agree to grant free passage through the areas under their control to U.N. forces and other personnel, as well as to supplies, military and civilian, required for their maintenance.
6. Both parties agree to grant all facilities required by the U.N. forces and other personnel for the fulfillment of their duties.
7. Once one or both parties have withdrawn their forces from part or the whole of the area to be demilitarised, the U.N. Truce Commission in Jerusalem and its

organs are responsible for the observation of the terms of this agreement.

8. Police forces organised by local communities are authorised to operate under the control of and with the armaments authorised by the U.N. Truce Commission in Jerusalem.

9. Military operations on land or from the air inside the demilitarised area are prohibited.

10. Military operations from the territory or from the air outside of the demilitarised area against the demilitarised area are prohibited.

11. The maintenance of fighting and auxiliary personnel with the exception of U.N. forces, of wounded and of sanitary personnel, in the demilitarised area is prohibited.

12. The passage of fighting and auxiliary personnel, with the exception of U.N. forces, of wounded and of sanitary personnel, through the demilitarised area is prohibited.

13. Men of military age not normally residing in the demilitarised area can only be admitted to this area with the special permission of the U.N. Truce Commission in Jerusalem.

14. Men of military age normally residing in the demilitarised area, but who at any time have been enrolled in the military (or defense) forces of either party, can only be admitted to this area with the special permission of the U.N. Truce Commission in Jerusalem.

15. Men of non-military age, women and children normally residing in the demilitarised area, are freely admitted to this area.

16. Men of non-military age, women and children not normally residing in the demilitarised area, can be admitted only with the special permission of the U.N. Truce Commission in Jerusalem.

17. The import to, the export from or the storage in the demilitarised area of arms, ammunition or other military supplies, except for U.N. forces, are prohibited.

18. The import to and storage in the demilitarised area of food and other civilian supplies, including water and fuel, are permitted.

19. The free flow of water from the sources at Ras-el-Ain through the pipeline to Jerusalem, as well as the maintenance and repair of pumping stations and other necessary installations, shall be permitted.

20. As a rule, the export from the demilitarised area of food and other civilian supplies is prohibited. In exceptional cases export licenses may be granted by the U.N. Truce Commission in Jerusalem.

21. The import to and storage in the demilitarised area of food and other civilian supplies has to be effected under the control of the Truce Commission.

Both parties agree to grant free passage through the area under their control of such supplies.

22. Free access to Holy Places, religious buildings and sites is guaranteed according to existing rights and with the limitations resulting either from the terms of this Agreement or from decisions taken by the U.N. Truce Commission in Jerusalem for reasons of security, public order or public health.

この非武装化案は7月25日閣議②で話し合わせ、いかなる事があっても非武装化への同意を表明しないという閣議決定がなされた。しかし、翌26日のベルナドットとの会談²⁷で非武装化の「原則」自体も拒否するのか否かをベルナドットから問われたシェルトクは28日閣議③でその問いに対するベルナドットへの回答案（考察を参照）を提示し、議論の末にシェルトクの回答原案が採択されて政府回答として先方に提示される事になる。他方ベルナドットは、アッザーム・パシャとも7月24日にバイルートで会談し、エルサレムの非武

装化についてのアラブ連盟の同意を伝えられた²⁸。

（iv）難民帰還に関するベルナドットの緊急要請

7月26日会談でベルナドットは人道面から難民の帰還をもシェルトクに強く要請した。シェルトクは戦争中に帰還を認める事はできず、将来の和平交渉の議題になるであろうと答える。ベルナドットはその後28日付で難民帰還についての緊急要請の手紙²⁹をシェルトクに送り、近日中の回答を求めた。手紙の概要は次の様であった。——約30万人のアラブ難民の苦境を深く懸念する。大量の難民の帰還への暫定政府の安全保障上の、及び経済的・政治的な面での不安を自分（ベルナドット）は認識しているが、無期限停戦である事に鑑み、人道的な理由によって自分は、帰還を望む人々の中から限定された人数の人々、特にかつてヤッフオとハイファに住んでいた人々が8月15日以降帰還を許可されるよう要請する。安全保障上の考慮を認める立場から、帰還したい人々の間で兵役年齢の男達とそれ以外の人々との区別がなされるかも知れない。自分は帰還する難民の再定住について国際組織の援助を得るべくイニシャチヴをとるであろう。

26日会談の結果とこの緊急要請の手紙を受けて、28日閣議^③でシェルトクは難民帰還問題を提起し、戦争が続いている限り大量帰還には同意できないが例外的ケースについて個々に話し合う用意はある、という回答骨子の原案を提示した。原案は可決され、シェルトクはその内容を核とした8月1日付政府回答を作成してベルナドットに提示する。この政府回答の逐条的分析については考察を参照されたい。

（v）その後の展開と中長期的な対アラブ政策の形成

本議事録の時期の後の8月以降には次の様な展開があった。ジョゼフが軍知事に任命され、暫定政府はエルサレムを占領地として宣言する意図をベルナドットに伝えた。エルサレムの非武装化は、停戦委員会を構成する米国などの三国が派兵に慎重な姿勢を示したため必要なマンパワーを準備できず、実現が困

難である事が判明した³⁰。他方、7月28日閣議決定（戦争中は特別な場合を除き難民帰還を認めない）は堅持され、8月後半にベングリオンによって第二次の公式の住民移送委員会が任命される³¹。

7月に帰還阻止政策が固まる傍らで、中長期的な対アラブ政策が7月後半に外務省で立案されようとしていた。シェルトクは外務次官ウォルター・エイタンと自らの個人的アドバイザーであるレオ・コーンに中長期的な対アラブ政策を用意するよう指示し、外務省中東局長エリヤフ・サッソンにパリでアラブ諸国の関係者との接触や情報収集をさせていた。エイタンがアラブ諸国やアラブ世論に広範に働きかける事を提案したのに対し、コーンは現段階ではアラブ世界一般にではなくパレスチナ・アラブ人やアブドゥッラーへの働きかけに注力すべきであると説いている³²。彼らが提示したこれら二つの中長期的な方向性は、国連の圧力を過度に意識する事なく自分達の側から積極的な外交攻勢を行う時期に来たというイスラエルの外交担当者らの意識を反映しており、シェルトクの対アラブ和平攻勢の本格化に影響を与える事になる。

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第5～6巻前半の概要——

1で概観した背景を踏まえつつ本議事録の概要を紹介する。

(1) 1948年7月14日（欠席者：フィシュマン、レメズ [病気]）

① 検閲【省略5：79～80】

② 概観

シェルトク 【一段落省略5：81】・・・レイク・サクセスにおける明確化は米国案という軸をめぐるものである。米国案には——祝福と棘がある。祝福とは——それがアラブの侵略性を、戦闘再開へのアラブの責任を断定し、今後の違反者について制裁で脅している事だ。棘とは——それが無期限停戦、及び5月29日つまり前回の〔安保理〕決議の諸条件に沿った停戦を提案している事と³³、停戦の継続をバルナドットの調停の継続のみならず停戦に対する彼の監視の継

続にも結び付けている事だ。・・・【5：81】私は米国案の概要について受け取った報告を読み上げよう【5：81】。提案（1）〔第一段落、以下同様〕停戦継続へのアラブの拒否とユダヤ人の同意を断定している【5：81】。

（2）39条に言うところの平和に対する脅威が作り出された状況にある、と断定している【5：81】。（39条は〔国連憲章〕第7章の最初の条項で、平和への脅威を扱っている。この条項は安保理に、状況を、平和に対する脅威を構成する状況であると定義する権限を与えている。そして米国は安保理に、この条項に沿って行動し、今エレッツ・イスラエルで作り出されている状況を平和に対する脅威を構成するものと定義するよう提案しているのである）【5：82】。

（3）仲介者が日時を設定するが決議の採択後三日より遅くならぬよう、40条による停戦を命じる【5：82】。（40条は安保理に、ある状態を平和に対する脅威を構成すると定義した後この危険を防ぐ為の措置をとる権限を与えている。この40条に沿って米国は、仲介者が日時を設定できるように^{cease-fire}砲火停止命令を出す事を提案している。その日時を、彼は決議採択後三日より遅くならぬよう設定せねばならない）【5：82】。

（4）もし命令違反が起きた場合は——その状況を平和の違反と考える必要があり、・・・それは第7章による追加の行動を義務づける【5：82】。（第7章による追加の行動は、41・42・43条で論じられている。これらの条項はあり得る一連の制裁について論じている。経済制裁（経済封鎖）があり、外交的制裁（関係の断絶）があり、軍事的制裁がある。確かにまだ国連軍はないが、軍を送る様にとり安理の要請に応えるよう全ての〔加盟〕国に義務づける条項がある〔43条〕。全ての〔加盟〕国に、かかる状況において自国の空軍の一定部分を安理の要請に緊急に応えるべく保持する事を義務づける条項もある〔45条〕。これが実行に移されるかどうかは知らない）【5：82～83】。

（5）5月29日決議に沿って仲介者と協力するよう諸政府に呼びかけている【5：83】。（同決議に沿って国連事務総長は全ての政府に対し、この様な決議が

採択されたので協力する義務があると要請・通知した。それから諸政府はあらゆる種類の決定を採択し始めた。例えばスイスは15歳から45歳の全ての男性について中東への出国を禁じると決定した)【5:83】。

(6) 領事委員会〔停戦委員会〕がその実現を監視するべく、エルサレムにおける緊急の^{cease-fire}砲火停止を命じる(「緊急の」とはつまり、決議が採択されるや否や命令が実行に移されねばならないという事だ。彼らは仲介者に日時を決めるのを許しておらず、彼に日時を決める事のできる時間を許してもいない)【5:83】。

(7) 仲介者にエルサレムを非武装化せよという指示を与える【5:83】。

(8) 仲介者に停戦〔武器停止^{t r u c e}〕全般を監視せよという指示を与える(つまり彼が決めた諸原則に沿って監視者の権限を更新するという事である)【5:83】。

(9) 停戦〔武器停止^{t r u c e}〕はこの決議と5月29日決議に従って、和平措置が達成されるまで効力を持ち続けるだろう【5:83】。

ベントヴ これはつまり停戦が前の前線ラインに沿っていなければならないと言っているわけではないのだね?【5:84】

シェルトク それについては全くほのめかされていない。エバンの以前の質問から、それは彼の前提ではないと私は理解した。彼の以前の質問はこの前提ではなく、それは決議の時点での軍事的状況によるという前提に基づいていた【5:84】。これについてはエバンから質問がある。彼はこう言っている。「もし決議の文面が採択され、あなた方がこの件全体に完全な同意を与える用意がないなら、こういう反応が可能だ。^{cease-fire}砲火停止と^{t r u c e}武器停止を区別する。それからこう言えばよい。1) 政府はこの地全土とエルサレムにおける停戦の要求に、相手側がその様な用意があると知らせるや否や応える用意がある、2) もし停戦が相手側によって受諾されるなら、暫定政府は仲介者との協力を継続する様にといい呼びかけに答える事を考慮する用意がある、と」³⁴。・・・【5:84】・・・私は今朝ベングリオン氏と協議して次の様な指示をエバンに出した。もし我々

[内閣] がそれを承認しないなら、追加の、或いは別の指示を送らねばならないと [5: 84]。

私の考慮はこういうものだった。我々は今後、最後通牒的な反対をするにせよ最後通牒的な反対をしないにせよ、幾つかの点について反対を表明せねばならない。私は何よりもまず一つの件について考えた——それはアリヤーの件だ。この地への武器搬入の件についても考えたが、私見では前者の件が後者より深刻だ。後者は前者 [アリヤー] よりも停戦 [武器停止] 問題に有機的に結び付いている。主権の削減も前者の件についての方が先鋭的だ。私見では、何故ここで厳しい立場をとる必要があるのか？なぜならこれは無期限停戦であり、そうである事により本件は停戦 [問題] ではなくなって、それによってこの地が管理され、全てにおいてではないが主権の一定の削減が含まれる様な体制の問題と化するからだ。…それ故に前者 [アリヤー] について私はこう言った——我々が停戦 [cease-fire] に同意していると直ちに知らせよ、但し相手方の受諾するという通知の後に。後者 [武器の搬入] に関してはこう言うように。停戦の無期限延長は非常に難しい障害を作り出す——我々はアリヤーへのいかなる制限にも同意できないし、この地への戦争物資の搬入禁止にも反対している、と³⁵。これと共に私は秘密電報でこう付け加えた。もし暫定政府はこの条件が受け入れられない場合には停戦 [武器停止] を拒否するという事か、と聞かれたら——自分は政府に連絡をとりこの問題を報告せねばならないと伝えよ、と³⁶ [5: 85]。もう一つ。新聞ではベルナドットが言った二つの不正確な事が報道された。彼は、我々が彼に対して信任を表明したと言った。そして再び彼は自分が調停を続ける事に我々が同意した、と言った。この二つの事は正確ではない。… [5: 85]

レヴィン 交渉を続ける用意があると我々は書いたのではなかったか [5: 86]。

シェルトク 書かなかった。…我々は交渉の継続については一言も言わな

かった【5:86】。従って後者は、私見では全く根拠がない。前者についてだが、一度ある会話で私は彼に手厳しい事を言った。彼は、つまりあなたは私を信任していないという事ですね、と言った。私は、つまるところこう言った。あなたがまっすぐに尊敬すべき方であり、この件に高い動機からアプローチしている事は全く疑いないが、云々。・・・私は、今日の定例記者会見で外務省の報道官が「記者たちが」自分に質問する様にアレンジし、所謂「信任」というこの質問に対しては、ベルナドットの任命については誰も我々に相談しなかったと報道官が答えるべく取り計らった。彼に対する信任表明の問題は全く生じてもおらず、我々は彼に対して信頼を表明するよう要請された事もなければ信任を表明した事もない【5:86】。これは皆さんの耳に入れる為だ。だが政府メンバーがきっと考量したい案件、それは我々が安保理で米国案に対してとるであろう路線だ【5:86】。

グリェンバウム 他の国から提案する事が意図されている修正については分かるのか？【5:86】

シェルトク 私は知らない【5:86】。あとナフム・ゴールドマンから・・・英国副外相クニールとの会談について報告すべき事がある【5:86～87】。【八段落省略5:87～89】・・・もう一つ彼らが知らせるには、ベルナドットの領土的計画はモーンによってイギリス人らと緊密に協力して準備されたとの事だ【5:89】。【エツェルに関する一段落省略5:89、その後1頁ほど削除】5:89～90】

カプラン 報告を受けて我々の前にある最初の問題は、安保理での討議に関して我々がエバンにどんな指示を与えればよいかという事だ【5:90】。

グリェンバウム 今朝私は新聞の一つで、ベルナドットが恰も無条件停戦に関する彼の提案を再提起しようとしている様だという事を読んだ。ここではそういう事の情報が全くない。だが我々がこの提案を提案するとしたらその方がよくはなかったか、そうすれば我々は条件について話し合ったり条件を監視した

りする事もできたのではないか？【5：91】

シェルトク それを正に彼は提案している。だが今は米国案を片付ける必要がある。それで私はこういう修正がある事を提案する。アリヤー禁止の撤廃と武器の搬入禁止の撤廃だ【5：91】。

グリュンバウム 私は我々が停戦の用意があると語る事を提案したが、我々にはある経験、しかもよくない経験があるので、我々としては停戦が無条件のものになって欲しいのだが【5：91】。

シトリト 付け加えて言いたい、一定の期間を決める事を要求しよう。期間設定なき停戦の中に我々は問題の引き延ばしを図る策略を見る【5：91】。

レヴィン 既に我々は停戦についての決定を採択しており、これは有利にする為だった。我々が信任を表明したとベルナドット伯が言ったという情報が既にあったのなら、その事を否定する必要はないと思うのだが【5：91】。

シェルトク 在ワシントンの我々の代表からの新聞各紙の週間要約を皆さんのお耳に入れるのを忘れていた（7月13日の電報による）。「・・・多くの新聞はアラブの支配者間、特にアブドゥッラーとファールークの間の亀裂を強調している。・・・全米の全ての大新聞はイスラエルの勝利を大見出しで強調しているが、それは停戦を斥けた事をアラブは後悔する必要があるという感情からだ。・・・世論はアラブの侵略性を矮小化しようとするベルナドットの試みに非常に批判的に反応し、幾人かのコメンテーターは彼を英国寄りと露骨に非難した。イスラエル国家の諸案件は民主党の党大会の議論の中で顕著な役割を果たしているが、それは国務省と党大会の代表らの間の見解の対立の強調ゆえである（この電報の原文は外務省のファイルの中にある）【5：91～92】。

ベルンシュタイン 今朝送られた指示は言われねばならぬ全ての事を含んでいゝる。一つの点を除けばだ。もう今の段階で、無期限停戦は受け入れられないと我々は強調しておくべきだと思う【5：92】。

グリュンバウム 私の提案についての回答も貰っていない【5：92】。

シェルトク それこそエバンの提案ではないか。彼は無条件停戦に賛成で、その後我々は話し合う事ができるだろうと言っているのだから。私としてはそれに満足せず、我々はアリヤー制限に反対、武器搬入制限に反対であると最初から言いたいのだ。もしそれが最終通告なのかと聞かれたら—— [エバンは] 政府に聞いてみるというだろう【5:92】。

ベントヴ 十日間の無条件停戦についてのベルナドットの直近の提案を支持するよう提案する。そして安保理にはこう言わねばならない。アラブがその提案を斥けたからと言って安保理が我々にもっと悪い状況に同意するよう提案する事はあり得ない、と【5:93】。

シェルトク だがベルナドットが十日間の停戦を提案したのは、安保理が話し合うのを可能にする為だった！【5:93】

ベントヴ その十日間で双方の間の停戦〔武器停止〕の取り決めについて話し合う事を提案する【5:93】。

カプラン 十日間停戦についての提案を我々が今再提案する事に賛成の人は？
[賛成者は] いなかった。

カプラン 我々が無条件停戦に同意していると私は理解していたが、もし武器停止について、つまりもっと長い期間について話し合われるなら、我々はアリヤー制限と武器の搬入制限への我々の反対を直ちに表明する。アリヤーの件については強い強調〔דגש חזק〕、武器搬入の件については弱い強調〔דגש קל〕³⁷で【5:93】。

ツイスリング 外相の定式化は行きすぎなのではと私には思える。シェルトク氏がそれらについて主張している決定的な諸事項の保証がない、つまりエレッツ・イスラエルへのアリヤーの自由の保証がなく、軍事的領域における我々の行動の自由の保証がない停戦〔武器停止〕に我々は反対している、と知らせる事は私は提案する。今までの我々の言葉から浮上したのは、暫定的停戦は我々にとって望ましい措置だが、停戦延長は我々を政治的に難しい状況に立たせるとい

う想定だった。なぜならそれ〔停戦延長〕は全ての制限をそのままにし、政治的文書と英米間の連合への門を開け、・・・アメリカの公の問題への影響力から我々を遠ざけるからだ。従って停戦〔武器停止〕は継続的停戦以上のもの、何か月もの停戦以上のもの・・・を意味している。だからレイク・サクセスにいる我々の代表〔エバン〕への我々の指示が、我々が進んでほほ何の留保もなく停戦〔武器停止〕の件を受諾する見込みだという想定の中に彼をとどめおくものでなければならぬ理由が私には分からない。・・・私は、我々が停戦〔武器停止〕に反対していて我々の観点からはそれについて話し合う事はできないと知らせる事を提案する。我々の基本的立場が保証されない限り、我々はそれを受諾できないだろう【5：93～94】。

シェルトク まずテクニカルな観点からは、停戦〔武器停止〕への反対の定式化は取りたくない。私はアリヤー制限や武器搬入禁止に反対だが、そうだとしなくても停戦〔武器停止〕に関しては、私はアリヤー制限に反対だが自由なアリヤーがなければ停戦〔武器停止〕に反対だとまでは言わなくてもよい、と言わねばならない。私はその事を最初から最後通牒的に提示するつもりはなかったとはっきり言わねばならない。そうではなくて、アリヤーの全ての制限に反対する提案に彼〔エバン〕が開かれている様にせよと言ったのだ。我々の提案が受け取られたら——勿論もし制限がある場合だが——彼は政府に聞いてみるという事になる【5：94】。この機会にもう一つの問題にもふれよう。停戦期間の問題を提起する方々がいる。本件についての私の考慮はこうだ。一旦我々は、停戦が一定期間に定められるという前提から一定の制限に同意したのである。我々は停戦が短期間である事を要求しながら、同時にアリヤーの全制限に反対する事はできないだろう。・・・しかしアリヤー問題は存在する。だから私はこの段階ではアリヤーの全制限に反対する事を提案する。その事の強化の為には無期限の要素が私にとって必要で、そうすれば私の反対はもっと理解され、受け入れられやすくなるだろう。・・・【5：94～95】

カプラン この件には他にも深刻な諸理由があるが、それに今立ち入る事は提案しない。ここで表明された外相の立場を政府が承認すると決定する事を提案する【5:95】。

ベングリオン ……彼らが武器停止を設定したい場合は、我々はアリヤー諸事項への全ての介入に反対しよう。アリヤーについてのみ話し、武器については話さない事を私は提案する。両者は重要性が非常に異なるので、両者を同列視する事は我々の要求を弱めてしまう。というのも、もし彼らが無期限の停戦[武器停止]を実現したがり、この手段によってユダヤ人国家におけるアリヤーに対してコントロールを実施できる様になるなら、アリヤー諸事項への介入の件について我々は戦争をせねばならなくなるだろう。従って私は今のところこの件についてのみ話す事を提案する。我々はアリヤー諸事項への全ての介入に反対しよう、そして武器の件には言及しない様にしよう【5:95】。

ベントヴ ベングリオン氏のコメントは正しいと私には思われる。アリヤー制限の件について彼らの論理は、停戦終了後は戦争が再開されるはずだから双方の力のバランスを変えてはならないというものだ。だが戦争は再開されないだろうという想定から停戦について語られる場合——ユダヤ人がより多かろうと、より少なかろうと何の違いがあろうか？明らかに彼らは戦わないのだから。この事はアリヤー制限の条件を打ち消す強力な理由になる【5:95～96】。

カプラン ベングリオン氏とシェルトク氏の違いはこうだ。ベングリオン氏はアリヤーの件に強い^{ダゲシュ}強調をおき、それを弱めない様に——武器について語るのは控えるよう提案している【5:96】。

ベングリオン 我々は米国の同僚らに、現在の条件での武器停止を課す事に反対してホワイトハウスへの大きな圧力をつくり出すよう頼まざるを得ない【5:96】。

シトリト 無期限についてはどうなのか？【5:96】

ベングリオン アリヤーへの介入がないのであれば、停戦が永久に続いたとし

でも我々にとって問題ない【5：96】。

ツイスリング レイク・サクセスから届いた報告ではベルナドットが提起した件——アラブの彼らの場所への帰還——が言及されていた。この件について我々はシェルトク氏から何も反応を聞いておらず、これに関する指示は与えられたのかどうか私には明らかでない【5：96】。武器停止^{武器停止}の件については二つの事を結び付ける事を提案する。アラブの帰還と、エレッツ・イスラエルの土地にいる外国軍の撤退だ。エレッツ・イスラエルの領域から外国軍が出て行く事を我々は要求する、そしてそれらの条件の下で我々は自らの場所へのアラブの帰還を可能にする用意ができてい、と我々は回答せねばならない【5：96】。

カプラン まず前段を終わらせる事を提案する。シェルトクさん、あなたはベングリオン氏の修正を受け入れるか？【5：97】

シェルトク 受け入れる【5：97】。

カプラン 政府はこの項目についての外務省提案を受け入れるか？【5：97】

決定する 外相の立場を承認し、その立場とは次の様である。我々は安保理で米国によって提案された通りの無条件停戦に同意する。彼らが停戦^{武器停止}を設定したがる場合は、我々はアリヤー諸事項への全ての介入に反対するであろう。イスラエル代表がそれは必須条件かと聞かれた場合は、彼は政府と協議せねばならないと答えるであろう【5：97】。

カプラン 整理する為に聞こう。ツイスリング氏は非常に重い問題を提起している。皆さんは今その問題についての話し合いに入る事に関心があるか？【5：97】

ベングリオン ツイスリング氏がふれた問題はベルナドットの提案とも関係する。この話し合いの土台[基本的テーマ]は米国案だ。ベルナドットは彼の提案を和平の条件として提案しており、この件は時間がある、まだ和平について彼らは語っていないのだから。ベルナドットは我々に提案したプログラムを正

当化したいのだ——彼はそれを正当化するだろう【5：97】。(カプラン氏は会合の司会をベングリオン氏に譲る)

シャピラ キプロスの件に関する政府決定が私にとっては緊急に必要な。私はそれについての情報を報告せねばならない【5：98】。【シャピラの問題提起と議論の結果については「考察」を参照。省略5：98～102】

ベングリオン 私は我々の軍によって征服された幾つかの場所を訪ねた。私はリッダの空港に行った。5日間で【人々が】殆ど信じないであろう様な事がなされた。まだ木曜には思考の中にあった事が、参謀本部がそれを明らかにしていないのであなたが信じないであろう現実が変わったのだ【5：102】。私は更なる事を学んだ——戦争は浪費だけではないという事を。我々はイスラエル国家が将来10年間かかっても建てられなかったであろうものを獲得したのである。リッダの空港だ。それは我々の軍の攻撃によって生じた非常に小さな被害を除けばほぼ無傷で、この空港は数百万に匹敵する³⁸。・・・【5：102】 バイト・ナバーラー [بيت نبلا] ではまだ戦闘が続いている。今日それが終わるのを望んでいる【5：102】。

この五日間に起こった事を人は信じないだろう。【僅かに削除】【人々は】リッダの空港に、【アル＝】ヤフーディーヤ [اليهودية, 別名アル＝アッバースィーヤ、العباسية] とサラマ [سلمة] 経由で旅している。我々の手中にある地域は拡大され、バイト・ナバーラーとロシュ・ハアイン [ראש העין, アラビア語名ラース・アル＝アイン, رأس العين] まで達している。・・・彼らはリッダに軍事力を持っていたが、大きな戦車とそれらの後に10日前にこの地に着いた小さなフランス製の戦車、及び歩兵大隊が入って来るや否や——アラブは立ち上がって逃亡したのだ。彼らの間には【アラブ】軍団の人々、イラク兵、ただのアラブ人がいた。これは彼らにとって驚きだった。彼らは我々が自分達の所まで来るとは思っていなかったのだ。確かに彼らはヴィルヘルマ [ווילהלמה, 議事録の表記はווילהלמיה] が我々の手中にある事は知っていたが、ヤフーディーヤは

制圧するには強力だと思っていたので、我々の兵力がリッダに現れた事は彼らを驚かせたのだった。リッダ自体では何台かのジープと共に二つの方向から町に入って来て町の内部で発砲した「サブラ」の一人 [ダヤン]³⁹の不遜さに彼らは驚いた。それは町を驚かせた大きな行為だった。（シェルトク あなたは彼らの警察署からの逃亡をどう説明するのか、何故彼らを捕まえなかったのか？）夜間は逃亡するのが容易だ。近隣を知悉している人々がいる場所を包囲するのは不可能だ。警察署には三人の人がいて、近隣を知悉しており逃亡するのは非常に易しかった。ラムレでは兵士は多くなかったが、リッダでは彼らの人数は多かった。女装していた兵士達もいた。・・・リッダでは市民の共同体も大きな抵抗を示した。最大の抵抗の程度を示したのが住民だったのは、彼らがマンパワーの不足に苦しんでいたからだと確信する。そこには収穫せねばならない花咲く畑があるからだ【5：102～103】。今朝私は、ラムレとリッダには一人のアラブ住民も残っていないとの報告を受けた。住民らは二方向へ流れた——彼ら全員が三角地帯へ流れたのである。リッダからバイト・ナバーラー経由で（[軍は]彼らが通る事を許し、彼らから物は取り上げなかった）。多くの人々がそれに先立って逃亡した。征服時点でリッダには3000人から5000人がいた。夜の間には彼らは出て行ったのである【5：103】。

シェファルアム [שפראם, アラビア語名シャファー・アムルー、شفاعمر] を我々は夜に征服した。それはアッコの東にある。全ての征服にもかかわらず我々の状況は総じて厳しい。（ツイスリング シェファルアムでは征服時に2万人がいたという噂は正しいか？）（カーウクジー軍は）東に移動した様だ。シェファルアムでは極めて混合した住民がいるが、ドゥルーズが自分達の所に来るよう我々を招いたのだ。（ツイスリング カーウクジーの兵力について質問したのではない。私はシェファルアムに約1万5000人の非武装市民のアラブ人、アッコの人々とその他の人々がいたと聞いたのだが。）あり得なくはない。だがこれらの場所では何度も共同体は近隣の人々で一杯になり、何度も空

っぽになっている。なぜなら恐怖が降りかかると——住民は逃亡するからだ。エルサレム南部でも大きな逃亡がある。ラトルン周辺と、英雄サムソンの丘陵 [שפלת שמשון הניבור]⁴⁰にある全ての村々から逃亡がある。ツォルアー [צורה, アラビア語名サルア、صرعة] は我々の手中にある。ロシュ・ハアインは我々の手中にある。ポンプの被害は深刻ではなかった。軽い被害はあるが修理可能だ。パイプが途中で破損しなければエルサレムに水を流すのは可能だろう。ラトルンは征服せねばならない【5：104】。

四人委員会⁴¹で我々が懸命に解決しようとした問題がある。我々はどうすべきか、という質問がなされた。近々停戦があるという想定から二つの路線があるが、どの日に〔停戦が〕宣言されるかは明らかでなく、この事が状況を非常に深刻にしている。もし月曜まで時間があると分かっていたら——兵力を別の形で整える事もできるだろう。第二の可能性は安息日が〔戦闘〕最終日となり、これが別の措置を余儀なくするというもので、それについては予め決めておく必要がある。兵力の配置は時間を要するからだ。問題は、もしリッダ・ラムレ地域の征服（これは終わっておらず、まだあとバイト・ナバーラーがある）の後〔アラブ〕軍団の兵力が移動するなら、南部のエジプト軍の圧力を緩和する為にこの戦線から顕著な兵力を抜き取る事は可能かという事だ。エジプト軍の圧力は大きい。彼らは二方向から圧力をかけている。軍団と連携しているのかそれに対抗して動いているのかは分からない【5：104】。彼ら〔エジプト軍〕はネゲヴを征服し、かつネゲヴ全体を南部及びこの地の残りの部分から切り離すマジュダル＝ファールージャ [الفالوجة] 線を制圧したいのである。他方で彼らはバイト・ジブリーン [بيت جبرين] からエルサレムへの道を通して兵力を北に送っているが、これは軍団と一緒にいか或いは自分達で同市を征服する為だ。バイト・ジブリーンの件はそれ程危険ではなく、それがエルサレムに影響を及ぼす程度以上には彼らはそれを征服する気はない。恐れているのは停戦の日（これは安息日か日曜になろう）までに彼らがこの場所を掌握する事だ。彼らは大

砲、飛行機、兵員の点で非常に優越しているからだ。[停戦前]最後の瞬間に彼らは大きな努力と大きな犠牲を払って、ネゲヴを切り離すであろう幾つかの高台を征服できる。この事は政治的要求を、ユダヤ人にネゲヴを与える事に反対する政治的戦争を深刻化させるだろう。その為にラムレ戦線の一部分から顕著な兵力の一つを送らねばならない。参謀本部の人々の一部はこれに賛成だった。一部はこれに反対だった、なぜならその事は1) ラトルンを危うくし、彼ら[アラブ]の手に道のこの部分を残してしまう、2) キルヤト・アナヴィーム [קרית ענבים]、マアレー・ハハミシャー [מעלה החמשה] といった入植地を危うくし（入植地だけではない、入植地の件はそれ程決定的ではない）、道が分断されるのでエルサレムを決定的に切り離してしまう、3) 新市街を危険な状態に置く、からである【5：104～105】。

エルサレムと南部、これは容易ならざるジレンマだ。我々が行った明確化では、我々はこれらの明確化からは出口を探せず第三の選択肢を見つけねばならない、という事が判明した。我々はネゲヴに下りた一つの突撃部隊を除いて、これらの戦線に上げられている基幹的兵力に手をつけてはならぬという結論に達した。・・・明日、予想外の事が起こらなければ、ラトルンは我々の手中に落ちるだろう。軍団はそこにいるがその兵力は大きくない。たとえそこに停戦前にいたのと同じ兵力がいても、我々は今やそれを制圧できるだろう。現時点ではラトルンに関しては我々の状況は改善された。我々がかつて彼らが支配した諸入植地を支配しているからだ。クバブ [アル=クバブ、القباب] は我々の手中にある。ジムズー [جمزوة] とラトルンの間の道は長さ約10キロだ。逃亡せざるを得ないであろう彼らを我々は包囲できる。我々の兵力は南からラトルンの方向に向けて行動し続けるだろう。サルアの征服は我々の状況を改善した。それはエジプト軍を止めるだろうから（サルアはある程度道路を見晴らしている）。同様に、征服されないであろう場所を守る必要があり、もし可能であればナヴィ・サムエル [נבי-סמואל, アラビア語名アン=ナビー・サムーウィ

ール、[النبي صموئيل] に到達する必要がある。そこから敵の大砲がエルサレムを砲撃しているからだ。うまく行けば——我々は旧市街も征服するだろう。明日明後日に、もしパイプが被害を受けなければ我々は停戦後もエルサレムに水を流せるかも知れない、ロシュ・ハインが我々の手中にあるのだから。・・・
バイト・ジーズ、バイト・スースィーン、サルアが我々の手中にある。北部からラトルンまで我々は多くの足場を持っているので、ラトルンの水源、エルサレムへの直線道路、ラーマツラー道の一部が我々の手中に入るといってほぼ確実な展望があり、全てのユダヤ人がテルアヴィヴからエルサレムまでかつての様にラムレ経由で旅する事ができる様になるだろう【5：105～106】。

シェルトク クバブとラトルンの間、道路の北には二つのアラブ村がある。サルビート [سلييت] と~~削除~~それら [又は「彼ら」] の運命はどうか？⁴²【5：106】

ベングリオン サルビートでは今、軍団の大兵力が集結している【5：106】。

グリェンバウム 我々の兵力は充分なのか？【5：106】

ベングリオン バイト・ナバーラーの征服には我々の兵力は充分だと思う。南部については我々は・・・外からの兵力を動員する事に決定した。我々は輸送隊を動員し、その全部が南部へ送られるだろう。我々は海軍と残り全ての訓練されている兵士の中からも動員するだろう。・・・我々が送れる総数は600人——一部隊に届く人数だ。南部戦線ではこの数には価値がある【5：106～107】。【一段落省略5：107】 エジプトの飛行機の基地はアル＝アリーシュ [العريش] にある。我々はそこに到達するのに十分な兵力を持っていない、その場所はシナイ砂漠の真ん中にあるからだ【5：107】。この戦線に我々が附加する兵力は戦闘の決め手にはならないかも知れないが、鍵となるポジションをエジプト軍から奪うだろう【5：107】。

カプラン ハイファ道にある三つのアラブ村について。ベルンシュタイン氏と私は今日ヨセフ・シャピラ及び [ピンハス・] ルーテンベルク氏と会合を持っ

た。彼ら〔アラブ〕は電信線を切断した。その結果ズィフロンからテルアヴィヴまでの全ての電話はリーディング発電所〔Reading Power Station〕⁴³に依存している。ここでの燃料の状態は深刻になっている。この発電所の管轄下には現在10～12日分の燃料しかない。これら三つの村の一角が〔電気の〕接続を切断するのみならず他の多くの活動を危険にさらしている。この件についての計画如何を聞いたかった【5：107】。

ベングリオン これは停戦が宣言された場合の、行動の為に我々に残された日数の問題に関わってくる。これらの村は我々のポケットの中にある。それらに対しては停戦後も行動できるだろう。国の住民が発砲すればこれは警察行為だろう——彼らを逮捕する。彼らは敵とは見なされない、その地域は我々のもので彼らは国の住民だからだ。彼らが国の秩序を妨げるなら——我々は彼らへの対抗行動をとる。これとは別に、我々は一昨日ハイファに新たな地元勢力を設立した。我々は軍の労働部隊を動員した。警備兵の二つの部隊が設立されたが、そのうちの一つは西ガリラヤで戦闘部隊に変わるだろう。必要とあれば数日間でその三つのアラブ村への対抗行動ができる様に。いずれにせよ、それらの村は軍事的危険を構成しているわけではない【5：107～108】。

東西ガリラヤの状況は緊迫している。そこには4000～5000人を数えるカーウクジー軍がいる。そこにはシリア軍もいて、数の面ではそれ程脅威ではないが多くの大砲、及び飛行機も持っている。我々が夜間に彼らの近くのポジションを征服しても、日中にはそれらから撤退せざるを得なくなっている【5：108】。低地ガリラヤ地域、セジェラとその周辺では我々への大きな圧力がある。一昨日は激しい戦闘が行われてそこで我々の若者ら25人が殺された。その中にはシャウル・メイロフ〔アヴィゲル〕の息子⁴⁴もいる。そこでの状況は緊迫しており、大幅な配置換えをせねばならないと私には思える。西〔ガリラヤ〕にいる兵力の一部を東に移すのだ。カーウクジーは自軍を東南に向けたが、アフラー〔עפולה〕を征服するつもりの様だ【5：108】。【四段落（シャピラ、ベ

ングリオン、ツィスリングの発言) 省略5:108～109】

グリュンバウム 我々がエジプト軍を包囲せねばならない事は明らかだ。彼らは根本的な危険を構成しており、ネゲヴを切り離す事になりそうだからだ【5:109】。

ベングリオン 彼らがネゲヴを切り離す事は容認できない【5:109】。

グリュンバウム ……もし我々の軍がバイト・ナバーラー＝ラトルン側から、エルサレム側にはなくハルトゥヴ [הרטוב] 側に前進すれば——エジプト軍の隊列を分断できよう【5:109】。

ベングリオン 実際この経路で我々の軍は前進するだろう。南部では我々はエジプト軍を高台から追い出したいのみならず、計画はベエルシェヴァを征服する事だ。この征服を我々は[停戦直前の]最後の瞬間にとっておく。長時間はそこを維持できないだろうから【5:109】。

グリュンバウム その攻撃は方向性(?)に於て、計画全体と結び付いているのか?【5:110】

ベングリオン 計画とは、可能な限りエルサレム周辺の生存圏を広げる事だ。…【5:110】【二段落(ベントヴとベングリオンのやりとり) 省略5:110】

[③項目ごと削除、分量不明] ④ラビ法廷の権限 [省略5:111～116]

⑤最高裁判所 [省略5:117～127]

(2) 1948年7月16日 暫定政府の臨時会合(欠席者:レメズ [病気])

①停戦[砲火停止]についての安保理決議

シェルトク 約30分前に次の様な電報が受け取られた。「レイク・サクセス、7月15日。敬愛すべきM.シェルトク外務大臣、暫定政府、テルアヴィヴ【5:129】。[以下シェルトクは、リー事務総長からの電報に記載されている7月15日採択の安保理停戦決議をヘブライ語に逐語訳する⁴⁵⁾【九段落省略5:129～

130]

〔第8項のヘブライ語訳（省略）〕（つまりもし追加の決議がなければ、和平解決が達成されるまで停戦〔武器停止〕が無期限に残るという事だ——M.Sh.）

【5：131】

〔第9項のヘブライ語訳（省略）〕（我々は5月22日決議を吟味した——最後の項目で決議は仲介者の任命についての総会決議を承認し、仲介者と協力するよう双方に呼びかけている。停戦〔武器停止〕に関してではなく、仲介者に課された任務に関してである）【5：131】【シェルトク発言の二段落省略、その後五段落（フィシュマン、シェルトク、カプランのやりとり）省略5：131～132】

カプラン 無条件とはどういう意味か？ 補給があってもなくてもという意味か？ 【5：132】

シェルトク そうだ。補給があってもなくても——エルサレムでは砲火が停止される 【5：132】。【二段落（カプランとシェルトクのやりとり）省略5：132】

カプラン これ以前にあったのと同じ条件による、無制限の停戦と言っても正しいのだろうか？ 【5：132】

シェルトク そうだ 【5：133】。

カプラン ベルナドットの解釈によるとそうだという事か？ 【5：133】

シェルトク 彼の解釈によれば、とは言われていない。5月29日決議があった。この決議は我々とアラブ、我々と仲介者、アラブと仲介者の間にあらゆる類の解釈の紛争を引き起こし、仲介者は彼が判断した事を判断したのである。・・・安保理は〔あくまで〕5月29日決議に沿って、と言った。従ってこう想定しよう。兵役年齢の人々を入国させるという痛みの鋭い問題については、我々の当初の解釈に今こそ戻る資格があるのだと。我々はその解釈から決して離れなかった。尤も、我々にとってある程度障害となった仲介者の解釈と妥協はしたのだが【5：133】。

グリュンバウム 5月29日決議では、エルサレムはこの措置全体の中にも含まれるという趣旨の事が言われているのか？【5：133】

シェルトク 確かにその通りだ【5：133】。

ツイスリング [各国] 代表団の立場がどんなものだったかについて情報はあ
るか？【5：133】

シェルトク 新聞にある以外はない。ロシアの立場は停戦の件には同意し、仲
介者の任務には同意しないというものだったと思う【5：133】。

ツイスリング 私は決議の内容の解釈について三つ質問したい。エルサレムの
非武装化とはどういう意味か——その事が停戦〔武器停止〕との関係で言及さ
れる時、非武装化は解決の一部なのか？【5：133】

シェルトク それこそが問題だ【5：134】。

ツイスリング 無期限停戦とはこの点で、侵攻した軍がエレッツ・イスラエル内
に残るという事か？【5：134】

シェルトク 確かにその通りだ。その点には些かも疑いない【5：134】。

ツイスリング 決議の第3項には妥協と放棄についての段落がある。これは
11月29日決議の行き過ぎた撤廃を内包しているという事なのではないか。こ
の中には間接的に11月29日決議が存在しないという規定があるのではないか
【5：134】。

シェルトク 最初の質問は鋭い。つまるところ非武装化とは何か？無期限停戦
がある場合——非武装化は理解可能だ。この地全体としては戦争があるがエル
サレムには非武装化がある場合——これこそ本当に問題だ。それについて彼
らは何と答えるだろうか？彼らはこう言うだろう。これは和平ではなく停戦
〔武器停止〕であって、それを減らす事も終わらせる事も可能だ。もしそう
ならエルサレムには何が起こるだろうか？ 同じ騒擾に対してエルサレムが破壊
されないよう準備したい、だからその間はエルサレムの非武装化だ。確かにこ
こではその事は害を及ぼさないとされているが、これは決まり文句以外の何

ものでもない——実際にはそれは害を及ぼしそうだ。・・・【5：134】 妥協と放棄についての項目は私の目から見て本当に深刻な項目だ。勿論それを深刻にも解釈できれば軽くも解釈できる。軽い方への解釈はこうだ。今あなた方の立場は、ヤッフォは必要でネゲヴは放棄しないというものだと想定しよう。あなた方はなお修正を望んでいる——あなた方はヤッフォ、西ガリラヤ、エルサレムへの回廊を要求している——これとその間で少々放棄して下さい。深刻な方への解釈は、もし何かの放棄によって以外妥協を得るのが不可能なら——当然放棄して下さい、というものだ【5：134～135】。

ツイスリング もしそうなら、これの中には11月29日決議の放棄があるのか？
【5：135】

シェルトク そうだ、これの中には放棄への門がある【5：135】。

グリェンバウム つまり彼らはどんな事があってもエルサレムを戦闘地帯から出したいのか？【5：135】

シェルトク だが問題はこの地全体を戦闘地帯から出す事だ【5：135】。

ベングリオン エルサレムの非武装化に関しては決議の文言に即すと、停戦^{cease-fire} [砲火停止] と非武装化を区別する必要がある。両者は同一の位置づけではない。停戦^{cease-fire} [砲火停止] については命令がある——砲火停止^{ステータス}が強制されるわけで、砲火を停止しない者は——正に違反者だ。エルサレムの非武装化については命令はない——これはその様な状態に持っていくよう努力せよという、仲介者に対する指示だ。つまり、自分達は同意していない、と我々は語れるという事だ。彼は、イスラエル政府は同意していないと知らせる事ができるのだ。エルサレムの非武装化に同意していないと我々が語ったとしても——命令に違反した事にはならない。彼らはこれは命令違反だと追加決議する事はできるが、初動の時点で我々がエルサレムの非武装化に反対するなら——それ自体には安保理決議へのいかなる違反もない【5：135】。

前線の状況について。皆さんはカイロが爆撃された事をご存じだ。ラジオ・

カイロは今朝、爆撃は激しかったと報道した。我々の情報によればそれ程激しくはなかった。三機の「空飛ぶ要塞」⁴⁶ フライング・フォートレスが着き、そのうちの一機はカイロを爆撃、一機はガザを爆撃⁴⁷、一機はアル＝アリーシュを爆撃する事が決定された。[爆撃の成果省略] これらの飛行機は確かに必要な物全てを与えられているわけではないが、それにもかかわらず我々に残されたこれらの僅かな日々の中に利益をもたらすだろう【5:135～136】。本土の状況。西ガリラヤ戦線では我々は夜、シェファラム近郊の場所をもう一つ征服した。低地ガリラヤ戦線ではツイッポリ [צפורי, アラビア語名サフーリーヤ、صفورية] とイールウト [עيلوط] を征服した(ナザレの北西にある)。ミシュマル・ハヤルデン地域では——夜間に我々は彼らを攻撃し日中に退却するという状況が続いている。・・・今ミシュマル・ハヤルデンの状況は少々変化するかも知れないが、今日までのところは変化なしだ。中部戦線では軍団の攻撃が夜に始まった。軍団はリッダの北でバイト・ナバーラーへの道中にあるクーラ [قولة] を攻撃し、そこには増援が送られた⁴⁸。これに対して我々の人々はラトルンへの道を前進し、サルビート(ラトルンの北西)を征服した。南部では——変化なしだ。昨日ベエロート・イツハク [בארות יצחק] への強い攻撃があった⁴⁹。ジェニン近郊では新しい動きはない。セジェラ戦線では既に二日静穏な日が過ぎている。そこでは敵は甚大な損害を蒙った様だ。エルサレムからは今晚は何の情報もない。彼らは旧市街を征服する為に二つの歩兵中隊を送る事を要請した。勿論状況は深刻になりそうだ。軍団はまだ行動に入っていない。停戦の危険と共に軍団は本気を出し、兵力を集結させて戦闘に入るだろう。我々が持っている情報によるとエジプト軍はバイト・ジブリーンに向かっているか増援を送りつつある。状況はそれ程安全ではない事が分かっている。・・・今夜ラトルンとその周辺の問題に片を付けられ、ガリラヤで少々前進があれば、我々は情勢変化がある事を望んでい——我々は南部にもっと注意を向けられるだろう【5:136～137】。

シトリト アブドゥウッラーがグラブ・パシヤを解任したという情報がある。

2 / 3 頁削除 【5: 137 ~ 138】

シェルトク まず停戦の状況を軍事的状況と結び付けるコメント。それはネゲヴに関するものだ。我々が状況を救う、或いは停戦までに特別な状況をつくり出したいなら——我々の懸念の筆頭にネゲヴがなければならない。なぜならもし停戦になった時に我々が今ネゲヴで陥っている状態にあるなら、二つの観点からその事は非常に深刻であろう。まずこの停戦がどの位続くかは誰も知らず、例えば西ガリラヤについて、エルサレムへの道について、ヤッフォについて、行われそうな交渉で我々が我々の掌握に基づいて要求するであろう程度に於て——その同じ程度に於てアラブは同じ根拠に基づきネゲヴについて要求するだろう。確かに同列視はできない、彼らはネゲヴの広い部分を征服したわけではないから。だが彼らは十字路と、道を見下ろす幾多の高台を掌握しており、最も効率的な方法で今日にでもネゲヴをユダヤ人国家の本体から切り離してしまうだろう 【5: 138】。[第二の懸念として停戦条件にネゲヴへの補給を義務づける事が含まれていない事を挙げる] 【段落の残りは省略 5: 138 ~ 139】 従って、我々に残された48ないし72時間以内に我々がすべき事がまだあるとすれば…私は優先順位ナンバーワンはネゲヴになるべきだという私見を表明したい、たとえその事が重要な幾つかのものを手放す事を意味したとしても。なぜなら他の場所では彼らはネゲヴで我々を危険にさらしている程には我々を危険にさらしていないのだから 【5: 139】。我々は明朝エルサレムにおける無条件停戦 [砲火停止^{cease-fire}] に同意し、それについての命令を出さねばならない 【5: 139】。

ツイスリング 相手方もそういう命令を出すかどうか分からぬうちに砲火停止^{cease-fire}命令を出すのか? 【5: 139】

シェルトク それが常に問題だ。エルサレムに仲介者はいない。そこには領事委員会があり、それが物事を調整せねばならない。…もし彼らが我々に対して企みをするのなら彼らと連絡をとり、アラブが用意できていると我々に知らせてくれれば我々は用意できていると彼らに知らせ、我々がそう通告した

事を公表した方が我々にとってよい【5：139】。それは全面停戦に関しても当てはまる——もし彼らが我々にアラブが月曜朝に用意ができていると知らせてくれば、我々は停戦の用意ができている【5：139】。二つの事について問題が残っている。1) 5月29日の停戦条件について——我々がこの件について何か言うのか否か。2) 仲介者の調停について。もし言うのであれば——私見では、アリヤーに関してのみこう言う必要がある。この件について我々是我々の最初の立場をとっているが、それはこの決議が兵役年齢の人々の入国についていかなる実際の制限も課していないというものだ、と。これをせねばならないかは私には分からない。私はこういう立場を我々がとる事を提案する。後で仲介者が来た時に、それについては喧嘩しよう。・・・今はこの点について問題を紛糾させたくないのだ【5：139～140】。調停に関しては——我々はそれについて反応する事を要求されておらず、彼が来るまでに我々には時間がある【5：140】。

ベントヴ 私はネゲヴの件への外相のアプローチを心から支持する。エルサレムが国際的地位になるだろうという最終決定を我々は甘受したのだという事を忘れぬ様にしよう。そして同市に国際的地位を保証する為には——我々がラトルンを征服しようが征服しまいがそれ程大きな違いはない。(カプラン ラトルンを征服するかしないかは天地の差だ!) 私の意見はあなたの意見と同じではない。エルサレムがユダヤ人国家の領域内にあるよう我々が主張していたなら、もっと大きな違いだったろう。今はそうではない。それは旧市街に関しても当てはまる。勿論そういう事への見込みがある限り、ラトルンと旧市街を征服する為のあらゆる努力をせねばならない。(ベングリオン 旧市街についてはそういう見込みはない!) だが我々は、エレッツ・イスラエルの将来について提案された様々な解決策のしょっぱなからネゲヴが英国人や米国人や彼らの随行者といった連中全ての喉に刺さった骨の様なものだった事を知っている。これら全ての解決策に於てネゲヴはユダヤ人のものではない地域として提示さ

れ、多大な困難でもって〔彼らは〕ネゲヴを我々の領域に含める事に妥協したのだ。だから根本的な闘いがそれをめぐって起こるだろうという事には疑いを入れない。私はこの政治的闘いはエルサレムの国際化をめぐる闘いよりもはるかに困難なものになると思う。だから我々は全力でここ〔ネゲヴ〕に〔既成〕事実をつくり出さざるを得ないのだ【5：140】。

2) 停戦の問題について。——我々は、この様な命令がアラブによっても出されていると彼らが我々に公式に知らせてこないうちに^{cease-fire}砲火停止命令を出すという間違いを繰り返してはならない。我々はエルサレムについてもこう知らせねばならない。アラブ側が考えて受け入れるだろうと〔停戦委員会が〕夕方6時ないし8時までで我々に知らせてくるなら我々は明朝砲火を停止する用意があると。（シエルトク あなたは時刻の事を付け加えているのか？）——私はアラブが事前にイエスと知らせてくる事を^{cease-fire}砲火停止の条件としている。時刻を決めねばと言っているわけではない。・・・私自身は時刻にはそんなにこだわっていない、安保理によって決められるわけだから。それは全面停戦についても当てはまる。知らせねばならないのは我々がその事に原則的な観点から同意しているという事であって、相手方も考えて受け入れると、いついつの日時まで知らせてくるのであれば、我々も同じ時刻に^{cease-fire}砲火停止命令を出せばよい。もし相手方が遅らせれば——我々も遅らせればよい【5：141】。

グリェンバウム 【一段落省略5：141】 本件自体について。例えばネゲヴ、エルサレム等の領土的概念について語る事こそ間違いだ——その代わりにエジプト軍、アラブ軍団、シリア軍と言う必要がある。私見では、エルサレム近郊で我々がアラブに与えるであろう打撃によってネゲヴを救う事は可能で（私はこの様な可能性はあると思っている、その事は参謀本部で明らかにされるだろう）、我々をネゲヴかエルサレムかという選択肢の前に立たせてはならない。（シエルトク そういう選択肢を立てたわけではない。だが常にその選択はせねばならない。）【5：141】 停戦に関して——私はベントヴ氏の立場を支持す

る。エルサレムとこの地に於て砲火を停止するという命令を我々側から出す為には、アラブが砲火を停止するだろうと我々が確信していなければならない。(シェルトク つまりあなたは私に賛成なのだ、それは正に私が提案した事だ。)我々が時間を決めるか決めないか——その事は大勢には影響しない【5：141～142】。

シャピラ シェルトク氏のコメントは正しい。我々が使える短い時間内になし得る事はネゲヴに於てであれエルサレムに於てであれ——なされるだろう。問題の本質は、この地全体の停戦に関して条件を付けるか付けないかだ。私は、停戦に同意するのを拒否しているのは今度はユダヤ人だと言う口実を誰かに与えない様に、今我々が条件を付ける事には反対だ。我々の前にある基本的な問題——アリヤー問題——については、キャンプを廃止するというベルナドットからの保証がある。(シェルトク 彼は安保理でのみそう宣言した。)そして動員年齢のユダヤ人はこの地に移住できるだろう。(ツイスリング それは言われていない。)・・・我々が欲している停戦を、条件によって危険にさらさない様にしよう。我々は保証を持っていてそれは我々を満足させており、それに沿って行動せねばならない【5：142】。

ローゼンブルート 私が理解したところでは外相は、アリヤー問題を今は提起したくない、提起するなら仲介者の来訪時に、と考えている。私はこう回答する事を提案したい。停戦〔武器停止〕が1948年5月29日決議に沿って実現されるという条件で我々は砲火を停止し、安保理決議に沿って行動する用意ができて、と。つまり我々の回答の中でアリヤーにではなく5月29日決議に言及するのだ、なぜならそれが我々に、アリヤーの件に後で戻れる可能性を与えるからだ【5：142】。ネゲヴに関しては——戦略的アドバイスを与えるようここで我々は要求されているわけではないと思う。だがもしその問題を提起しているのなら——こう言いたい。ガリラヤが先だ。私見はその状況に照らすと快いものではないが、我々に残されたこの与えられた日々ガリラヤ全土を

征服する事がまだ可能だとすると、私ならその方がいい【5：142】。

フィシュマン 明朝までに我々ができる全ての事をエルサレムについてせねばならない。・・・【5：143】 停戦に関しては——いかなる条件も付けず5月29日決議にも言及せずにこう言う事を私は提案する。我々はアラブの回答、彼らが同意するのকাশないのかを知らねばならぬ、但し停戦開始の12時間前ではなく6時間前に、と【5：143】。

ツイスリング ネゲヴに関しては——私はこう言おう。ネゲヴは我々の懸念の中心にある、というのもそれは決定的なアキレス腱だからだ。エルサレムへの道は我々は持っている。・・・旧市街の征服は——完遂される望みがなく、そこには決定打がない。だがネゲヴの征服は——〔趨勢を〕決定するだろう【5：143】。私は追加を付した回答に賛成だ。我々が停戦要求を受け入れぬという恐れはない。・・・だが、理論上は問題の中にある面があらわになる恐れがあり、それらの面は我々にとって死活問題だ。我々が停戦問題自体に関して受諾の回答を知らせた後はコメントを遠慮してはならない。では私の意見では付加せねばならないコメントとは何かを言おう【5：143】。エルサレムの停戦に関しては我々は受諾と回答し、その後こう付け加えねばならない。但し同市への水の無供給による欠乏状態は再発しないだろうと我々は理解している。我々は水路が自由になるという条件で^{cease-fire}砲火停止に同意した。第二に、我々はエルサレムの非武装化は^{cease-fire}砲火停止自体と結び付いた全体的交渉の一部だと理解している、と【5：143】。その後三つの全体的コメントを付加する必要がある。1) 無期限停戦に関して——我々はそれがどういう事なのか理解していない。我々は停戦の更新ではなく、無期限停戦が政治的決定の要因と化さない程度に関心がある。2) 妥協と放棄に関して——それに対しては11月29日に我々の反対があった、と宣言的な事を言う必要がある。3) アリヤーの件については、我々はその件を5月29日決議の文言通りに解釈していると言わねばならない。・・・我々の立場の強化の見込みや、政治的領域における我々の闘争の支えを内包する条件を

付ける事を恐れてはならない、と私は思う【5：143～144】。

レヴィン 我々が停戦に同意する度に事態は我々に有利になると私は思う。もし我々が条件を付ければ、ツイスリングさん、アラブが停戦に同意しない恐れが大きい。・・・最善の出口は、我々は同意していると言う事である。もしベルナドット伯が、前の停戦期間中にエレッ・イスラエルには260人のユダヤ人しか移住しなかったと言うとしても・・・彼が我々の憎悪者たちの中で大きいと言うことはできない。私は我々が無条件停戦に同意する事を提案する【5：144】。

シトリト 1) ネゲヴに関して私はシェルトク氏の意見に同意する。2) アリヤー問題についても私は、今はこの様な問題を我々は提起しないという彼の意見に同意する。3) 停戦問題については——この停戦はベルナドットによって以前我々が要求された停戦とは異なり、今は制裁を伴う停戦については合意がない。我々は今回は更に慎重でなくてはならない。我々がこの点について安保理に回答する段になった時、我々は相手方が条件を遂行するだろうという完全な確証を確保せねばならない。もしそうでないなら〔彼らは〕我々を停戦違反者と見なし得るだろう、そして我々への制裁に出て来るだろう。4) 決議の文面から我々は、エルサレムについては同市の政治的将来を害する事はないと強調されたと理解する。エレッ・イスラエル全体については——何も言われていない【5：144～145】。

シェルトク 停戦が害なしと言われているのではなく、非武装化が害なしと言われているのだ【5：145】。

シトリト だがヘブライ国家に関しては、我々がそれに値する様な国際的地位ステータスについて何も言われていない。故に私は、停戦受諾と共に我々の回答の中で、我々はこの地全土における停戦も受諾するがそれをいかなる政治的前例とも見なさない、と述べようと言いたい。つまり11月29日決議に言及するのだ【5：145】。

ベングリオン ネゲヴに関して。もし我々に三日間しか残されていないなら、繰り返すが我々に選択の自由はない。ガリラヤから大きな兵力を移す事については話すべき事はない。・・・考慮に入る唯一の事は空軍の使用で、これはなされるだろう。・・・【5：145】私の理解によると、砲火を停止する用意ができていない事についての通知を、我々がそのような命令を出さぬうちにアラブから要求する事に関して我々全員の意見が一致している。私はここで時刻を決めない事に賛成だ、時間について話すので充分だ。その後、我々が残りの事柄を仲介者との討議に残しておくのか、それともコメントするのかという問題があった。そして色々な提案があった。ローゼンブルート氏は5月29日決議に沿って提案した。ツイスリング氏の提案はこうだった。1) 彼らにエルサレムの水の件を思い出させる。・・・2) アリヤーに関するベルナドットの解釈の件、3) 停戦は時間面で限定される。一つの提案は、アラブが要求された時刻に砲火を停止する命令を出すと伝えてきた時に、我々は我々の立場に沿って砲火を停止する、と我々が言う事だ【5：145～146】。

グリェンバウム 恐らくもう一文、追加したらどうか。我々は条件に関して我々の意見を表明する権利を我々自身の為に残しておく、という文を【5：146】。

ベントヴ 私は無期限停戦をアリヤー制限と結び付ける事に困難を感じる。停戦は10年以上続く可能性があり、その間ずっとユダヤ人はこの地に移住できない事になってしまう。この点について我々はこう言わねばならない様に私には思われる。この安保理決議がエレット・イスラエル問題の武力による解決の可能性を排除している事に鑑み、双方が軍事力の関係を変える可能性を防ぐ理由はなくなっている、と。・・・【5：146】

シェルトク 私もアリヤー制限と、停戦を無期限に引き延ばす事とのこの結合を主張したかったのだ。私はこういう文面を考えている。停戦が無期限に設定される事に鑑み、我々はアリヤー問題に於て、我々の完全な主権^{リボヌート}を実現する権利を我々自身の為に留保する、と【5：146】。

カプラン ベングリオン氏は「我々の立場に沿って」と言った——私はその文言を拡大してこう言う事を提案したい。安保理、及び我々と仲介者との交渉で表明された我々の立場に沿って、と。それで満足すべきだ【5：146～147】。

ベングリオン 彼らは停戦の終わりを決めていないので、我々はこうコメントせねばならない。無期限停戦は決められている体制を変え我々にとって悪い方へ変わる可能性もある、と必要な時に言う権利を我々は我々自身の為に留保する、と。我々はこの件について宣言されている我々の立場に沿って停戦を受諾すると提案しよう。我々の立場については、我々は既に宣言してある【5：147】。

ベントヴ 我々がアリヤー問題についてベルナドットの前で宣言した立場の中には、四週間の停戦状態に関する〔権利〕放棄があった【5：147】。

グリェンバウム 私は我々がこう言う事を提案する。我々は、アラブが受諾すると知らせてくるなら停戦を受諾し、我々の先の宣言に沿って停戦条件についての我々の立場を決める権利を我々の為に残しておく、と【5：147】。

ベングリオン まず包括的な案から票決にかけよう。アラブが停戦前に彼らの同意を知らせてくるなら、我々の同意について知らせる——付加はなしだ【5：147】。

付加なしで肯定的に回答するという提案は、票決で6：6票を獲得する【5：147】

〔ベングリオン〕ならば、付加を票決にかけよう【5：147】。

6：5票で、停戦継続期間が決められておらず戦闘員の非入国の条件を侵害する事はない事に鑑み——アリヤー問題に於て我々の主権を実現する権利を我々自身の為に留保すると今通告する、という付加の提案を斥ける事に決定する【5：147～148】。

5:1票で、我々が停戦条件についての我々の立場を以前の我々の宣言に沿って決める権利を我々自身の為に留保するという提案を、斥ける事に決定する【5:148】。

4:2票で、エルサレムにおける停戦〔^{cease-fire}砲火停止〕は同市への水の供給を条件とする、という提案を斥ける事に決定する【5:148】。

ベングリオン 私の付加はこうなのだ。我々は停戦に関する安保理の要求を、アラブが彼らの同意を知らせてきた後に受け入れる——宣言されている我々の立場に沿って【5:148】。

シェルトク どう投票すべきか知る為に質問したい。例えば明日の記者会見で、宣言されているその立場に沿って、と暫定政府が言う時の政府の意図とはどのようなものか、と質問されたら——何と答えるべきか？【5:148】

ベングリオン アリヤーの件について宣言されている政府の立場に沿って、という事である——アリヤーはそのままだが、戦闘員は入って来ないというものだ【5:148】。

6:5票で、「宣言されている我々の立場に沿って」という付加を採択する事を決定する【5:148】。

9票で(3人棄権)、最初に相手方が、要求された通りに、及び上記の付加について肯定的な回答を知らせてくるという条件で、エルサレムとこの地における停戦への要求を受け入れる事を決定する【5:148】。閉会

(3) 1948年7月18日(欠席者:レメズ〔病気〕)

①停戦

ベングリオン 停戦に関してアラブがどう行動するかはまだ明らかでない。いずれにせよ、彼らが停戦について言質を与えたといういかなる情報も我々の所にはない【5:150】。二つの可能性があり、その二つに対して我々は備えねば

ならない。1. 実際に[アラブが]停戦を実現するが、前回の様に土壇場で[色々な]場所を征服しようとする。2. [アラブが]今日は停戦を実現せずに戦い続け、[色々な]場所を征服しようとし、この行為について自分達に制裁は課されないだろうという想定からあと一日二日で停戦を実現する。・・・【5:150】アラブが行動に向けて準備しているという心配な兆候はある。・・・【5:150】懸念を呼び起こしていない戦線が一つある——西ガリラヤ戦線だ。・・・【5:150】【一段落省略5:150】今のところ状況はこうだ。南部では旧道はエジプトの手中にあり、我々は・・・新道の周辺を征服している。・・・直近の日々に我々は多くの地点を征服し、それらに於て自らを強化している。・・・未明に我々は数回マジュダルを爆撃した。・・・奇襲攻撃がないなら——我々の状況は今のところ悪くない。だが奇襲攻撃はあるかも知れない。サウディ軍がこの前線に到着したという事が我々に知られている。・・・【5:150～151】ラトルン戦線。クーラは手から手に10回渡ってきた。現在は我々の手中にある。我々の兵力はこの戦線を前進し続けており、ラトルンはほぼ全体が包囲されている。・・・【5:151】今回は7時に砲火を停止する以外は、停戦について知らせる必要はない。もしアラブが砲火を停止すれば我々も停止する義務がある【5:151】。中部戦線では静穏が支配している。・・・【5:151】ミシュマル・ハヤルデンは多くの回数、我々によって爆撃された。昨日我々の人々は東に大きな動きを見た。アラブが逃亡しているのか、それとも何かする用意をしているのかは明らかでない。・・・【5:151】奇襲攻撃が予想されるのは、1) ヨルダン渓谷。・・・2) ミシュマル・ハヤルデン戦線。3) レバノン。4) 主に中部戦線。・・・アラブには、彼らが征服したい場所を征服したと宣言する特別な性質がある。奇襲攻撃は南部戦線でも予想される【5:151～152】。

我々は予備役を必要とするだろう、そして我々は警察の一部も動員する事に決定した。・・・【5:152】[メナヘミヤー (מנחמיה) 一帯など北の諸地域が防衛上手薄になっていて危険な状況を説明]・・・数週間前に17歳の訓練につ

いての決定が採択された。彼らはこの二週間半、果樹園農場で訓練されている。提案は、局地的攻撃があり別の場所からそこに我々が増援を送れない場合に、その同じ近隣の地元防衛力として彼らを使う権限が与えられる様にするというものだ。・・・【5：152】これは私が政府に持ち込む緊急の案件だ。私は参謀本部に、政府決定がなければ彼らにはこの兵力を使う権限はないと知らせたからだ。既に現地には武器は送られたが、ここから情報を受け取らない限り人員は動かすなどの指示が与えられている。そこには 1500 人がいる【5：152】。【一段落省略 5：153】。17 歳の件につき政府決定を要請する【5：153】。

中部ガリラヤの北の地域の防衛の為に、果樹園農場にある 17 歳の人々の訓練キャンプの使用を許可する事を決定する【5：153】

シェルトク 金曜の会合で我々が採択した決定は国連事務総長に電報で伝えられた⁵⁰。・・・[停戦受諾に関するアラブの正式通知が停戦委員会経由で来ず、アラブは事実上砲火を停止しイスラエル側も停止したものの、正式通知をめぐってジョゼフが同委員会との連絡に追われた事や、その後もエルサレムでアラブ側の砲声が続いた事を報告] 私はレイク・サクセスとベルナドットにその事 [アラブ側からの砲声] について知らせた。・・・【5：153～154】

ベングリオン ・・・彼 [イスラエル・ガリリ] は、エツェルがハル・ツィオン [הר ציון]、マルハー [מלחה]、サンヘドリア [סנהדריה]⁵¹ の我々の指令下にあるセクションから自らの兵力を出したと知らせてきている。・・・【5：154】

シェルトク 【一段落省略 5：154】全土における停戦に関して。私はトリグヴ・リー [国連事務総長] からは返事を受け取っていないがベルナドットからの電報は受け取られており、それはレイク・サクセスから今月 16 日に送られて昨日私の所に届いた。[停戦の時間設定と監視体制についてのベルナドットの連絡内容を報告] 【一段落半省略 5：154～155】私は彼の電報の受理を認め、我々は停戦に同意したが^{cease-fire}砲火停止命令は相手方がこの様な命令を出したと知るまで

出さないだろう、と知らせる回答を作成した。[この回答を伝えられたリードマンがすぐに電話してきて、相手方の通知如何にかかわらず双方は安保理決議に従って停戦せねばならないと言ってきたのでシェルトクはそれは不可能だと答え、論争になった事を述べる]この論争からの出口として私は文言を変え、「但し^マ・^マまでは命令を与えない」の代わりに「砲火が相手側からは停止されたと我々が通知されたら直ちに^{cease-fire}砲火停止命令を出す」という事にした。[今日参謀本部が自分に知らせてきた内容を反映して]私は仲介者に、時間がないので全司令官に次の様な命令が出されたという電報を送った。7時に砲火を停止せよ、但し相手側が発砲し続けるなら砲火を再開せよと。(ベントヴ それは政府決定に反する。)【5：155】

我々の会合〔閣議〕後、皆さんからの会合での幾つかのコメントに照らして、又私が〔安保理〕決議を更に吟味した後、私はオーブリー・エバンに幾つか質問を送り、可能であればそれらについての明確化を頼んだ【5：155】。彼に尋ねた質問はこうだ。1) 決議では停戦延長について述べられているが、実際には停戦は存在していない。我々はわざと停戦再開について〔回答の中で〕述べている。〔停戦延長と書いてある事には〕何か理由があるのか。2) 全ての事が全ての条件に沿った停戦〔武器停止〕が月曜に始まるのか、それとも初めに全土における停戦があり、条件は仲介者が・・・用意できた後の段階で発動されるという事か?・・・3) 安保理決議では第一次停戦についての仲介者の解釈への支持が全く欠落していたが、これを・・・5月29日の文面への回帰と解釈してよいか? 4) 6月〔7月とあるが誤り〕11日以降の停戦違反の分析や検討とは何が意図されているのか? 5) 調停の命令を実現するよう事務総長に課している最後から二番目の項目は、人選が領事〔委員会〕の三国の範囲に限られずスカンディナヴィア人を散りばめるという事だろうか? この件についての事務総長の意図は何か?⁵²【5：156】これらの質問について私はエバンから次の様な回答を受け取った。1) 「延長」の語は第1項に関する歴史的観点からす

ると正しい。第1項は仲介者への我々の肯定的な回答とアラブの否定的な回答を指しており、これらの回答は停戦延長の件についてだったからだ。2) 月曜に始まる必要があるのは砲火停止^{cease-fire}である。残りの条件はまだ決まっておらず、仲介者が監視体制を確立してから初めて決められる事ができよう。この件についてのあなたの分析は正しい。3) 停戦への我々の同意は5月29日決議に沿って仲介者と協力する用意があるという事を意味する以外の何ものでもないが、協力の仕方については彼と話し合う全ての自由がある。その話し合いは彼が来た後に初めて開始し得る。決議の中には5月29日の文面への同意以外のいかなる同意への言及も全くない。故に兵役年齢の人々の入国についての我々の立場は決定的に正当化される。・・・[4] 以前の違反の吟味の件は、彼ら [アラブ] に言わせると我々側から生じた違反について調査せよというアラブの要求の結果としてもたらされた。その要求は英国の修正案の中に含まれていた。我々はそれに反対しない様にしたが、我々側からもアラブ側の違反についての抗議を提出するだろうと付言した。仲介者自身は実際的な理由から本件全体に反対した。この項目が適用されるかは疑わしい。5) あなたの想定は正しく、その意図はスラヴ・ブロック [東側諸国]、オランダ、スカンディナヴィア諸国、カナダを加えるというものだ。仲介者は中東全域をカバーする為に300人動員する事を要請している。私は仲介者と話した後に電報を打っており、これらの事は部分的にこの会談に基づいている【5:156～157】。当初停戦開始はG.M.Tの日曜の真夜中（[イスラエル時間では]朝4時）に設定されていたが、我々が日中の明るい時間を要求した⁵³【5:157】。

エバンは彼のこの返事に決議の評価を付加している。・・・第1項は敵対行為の再開についてのアラブの責任を認める事を含み、従ってそこには論争の一方の当事者としてのイスラエル国家の立場への承認が含まれている。第2、3、4項と併せて決議の中にはアラブの侵略の事実を断定する意味合いがある。第5項は全ての政府と当局に、安保理によって5月29日に採択された決議に沿

ってエレット・イスラエルにおける平和を守る為に仲介者と協力する事を要求している。・・・それを新しい諸事実という観点から、特に無期限停戦という観点から5月29日決議の実際の解釈の問題を開いたと解釈できる。第7、8項。・・・ここでの強調は監視におかれているのであって大きな問題の調整におかれているのではない。第9項は最もネガティブである。それは、安保理又は総会による新たな決議までは、停戦は現在の決議と5月29日決議に沿って平和の秩序が達成されるまで効力を持ったままになるだろうと言っている(国連の会議[総会]は9月25日に開かれる事になっている)。第10項は、相互の譲歩によって平和解決に達する為に仲介者との協力を続けて欲しいという関係各方面への呼びかけを繰り返している。この項目はアリエーと政治的立場の件についての具体的な譲歩を要求した中国案の代わりに米国代表団が入れた。[彼らは]平和への脅威と制裁の問題で中国票を得る為にここで譲歩が必要と見たのだ【5:157】。安保理における米国の立場はこの件の内容に関しては肯定的だったが、文面については弱かった。例えば彼らは我々の具体的な名称の問題については、我々が言い張らなければ譲歩する心積もりだったのだ。この件についての英国の修正案は結局3票しか得られなかった。・・・⁵⁴【5:158】

今月12日のアラブの情報筋から我々には次の事が知られている。ヌクラシーがレイク・サクセスの彼の代表に電報を打ってファーリス・アル＝ハウリーにこう伝えるよう頼んだ。拒否する事は遺憾だが、たとえ世論が賛成でも自分は停戦に同意できないと(ファーリス・アル＝ハウリーは諸理由を指摘して世論は停戦に賛成だと言った様だ)。・・・今私のもとには今月17日(昨日)の情報があるが、アラブの間の会話ではエジプト人もシリア人も我々の軍事的成功に直面して・・・ひどく意気消沈していたという。彼らは、リッダとラムレの様な失敗につながりそうなのであればアラブは攻撃を再開する資格はないと言った。・・・いずれにせよ両者とも、アラブは停戦についての安保理決議は受け入れられないと考えている。・・・【5:158】我々の人々の一人 [コメイ]

が仲介者及びパンチと持った会談では、仲介者はアラブは戦争に負けたと言った。彼らが決議を受諾すれば彼らは分け前を受け取る。彼らが決議を拒げれば——自殺行為だ。この会談にはエバンも参加していた。仲介者は、自分の任務の再開についての我々の立場はどの様かと尋ねた。エバンは停戦監視と政治的調停を区別してこう言った。仲介者の以前の提案は信頼の危機と社会の鋭い反応を招いた。調停の継続は主権国家同士の契約関係の創出に向けられぬ限り、成果につながらないだろうと【5：158】。パンチは我々の人々が会談から得た印象では諸提案の起草者なのだが、それらの提案全てを擁護して我々に提案した。大事な事は彼の方針の存続へのアラブの同意を質的な観点から模索する事だ。故に我々は形式的な主権の程度に過度にこだわってはならないと。パンチの影響で仲介者の政治的アプローチはその土台から一方的だ。尤も、最近の出来事と最近の反応が彼らの確信を弱めたと想定する余地はある【5：158～159】。【二段落省略5：159】五人のイギリス人は我々の手に引き渡され、エルサレムで我々の権限下にある。調査が行われ彼らは出廷を求められる事に決まった様だ。・・・【5：159】

ベントヴ・・・我々は相手方も砲火を停止する事が完全に明らかになるまでは砲火停止命令cease-fireを出す資格はない。・・・この間ずっと我々は国連決議に対して、仲介者や彼の命令や彼の決定に対して非常に忠実だった。だが国連の敬虔な信奉者ハスィディームであっても我々は彼らの口から出る一言一句をドグマティックに実現する必要などない。停戦が朝に始まる事を我々が望んだ時——仲介者が来てそれを正に夕刻に設定した。（シエルトク 彼は停戦を真夜中、我々の時計で朝4時に設定したかった。我々の人々がこれは夜だと考えたので時間を夕方7時に前倒ししたのだ。）（ベングリオン これは我々の人々の間違いだった。）⁵⁵・・・提出した全ての書類で我々は、相手方がそれに同意していると我々に伝える事を条件として停戦に同意する用意がある、と通知してきた。その事から彼らは全く目をそむけている。・・・もし私の出発点が正しく、行動の為に

と一夜が我々の自由になる事が望ましいなら——我々は相手方から明確な回答が受け取られる様にといい我々の要求をあくまで主張する、と知らせねばならなかった。我々の兵士の命は我々にとって国連決議より大切に、この様な命令を相手方も命じる事が判明するまでは我々はいかなる行動停止命令も出せない。……故に我々は軍に砲火を停止せよと知らせる必要はなかった。我々に必要だったのは、こういう事が予想されるといい、^{cease-fire}砲火停止命令が短時間で伝わる形で軍との連絡を確保する事だった【5:159～160】。……可能であれば、今夜行動を停止するのではなく、我々が相手方から停戦に同意するという通告を受け取るまで待つ事を私は提案する【5:160】。エルサレムについて。我々が旧市街に突入してそれを征服できたと新聞に書かれている事が正しいかどうか私は知らない。その事が正しいなら行動を中止するのは愚の骨頂だった。特に私は停戦への同意についてアラブ側から通告はなかったと聞いているのだから。……【5:160】

ベングリオン 【一段落省略5:161】……彼らは夜間には攻撃しない。……^{cease-fire}砲火停止に関しては、相手方が7時以降発砲しなかったら我々の軍も発砲するなという命令——この事はいかなる措置も撤廃せず、深刻ではない。もしアラブが7時に彼らの行動を停止したら、9時に戻って行動を開始する事はできないだろう、たとえ彼らにとってその事が望ましくても【5:161】。【一段落省略5:161】

グリェンバウム ベントヴ氏の意見を支持したい。[エルサレム旧市街への突入と退却について発言]【5:161～162】【ベングリオンの答えは省略5:162】

グリェンバウム 【二段落（旧市街などについて発言）省略5:162～163】可能なら相手方に^{cease-fire}砲火停止についての通知を要求し、もし我々が必要な通知を受け取らなかったら——我々も停止しない事をお願いしたい。（シエルトクそれは既に要求した。）私は我々の人々に、相手方の司令官から砲火を停止するという通知を受け取った場合は——彼らも停止し、そういう通知を受け取ら

なかったら——彼らの行動を続けよと言う事を提案する。（ベングリオン ご提案の後段は提案だが、前段は既に実行された。）【5：163】

ベントヴ 今夜に向けての準備はできているのか？【5：163】

ベングリオン 全ての場所について準備はできている。アラブが停戦を受け入れると知らせてこない場合は——我々は行動し続ける、という提案について話し合わねばならない【5：163】。

カプラン 私はこの提案に反対で、シェルトク氏によってここに報告された参謀本部の指示を支持する。本件に関して些か言わせて頂く。A) [旧市街への突入という情報の正確さについて発言] だが私は事実の吟味には立ち入らず、二つコメントしてそれで終わりにする。1)・・・大きな論争を生じさせるであろう追加の高台の掌握による停戦違反で我々が引き出す利益——私はそれが[リスクに]見合うのか分からない。私見では、シェルトクと参謀本部が言った事を我々が言う方がよい。2) 私にはアラブの意図は分からないが、我々を当事者として承認したくないから通知を与えたくなく、それで頑なな立場をとっているのかも知れない。私は、夕方7時に我々の軍が行動を停止するという決議を守り、もし相手方が発砲し続けたら——それに反応し、決められた計画に従って行動し続ける事を提案する【5：163】。

シトリト ベルナドットは停戦の時間を前倒しにする権限はあるのか？【5：164】

シェルトク もちろんだ、その様に具体的に書かれている【5：164】。

レヴィン シェルトク氏は、砲火を停止する指示が出された事を既にレイク・サクセスと仲介者には知らせてある、と言った。この我々の通告を変更する事はできるのか？ 2) 我々がここで聞いたところによれば、我々の決定時に誤りがあった。我々が停戦の数時間前にアラブの回答を知らねばならないという決定を採択した時、安保理決議がどんな内容だったのかを正確に明確化していなかった。安保理決議はある時刻に砲火を停止するというものだった。私はカ

プラン氏が主張したのと同じ事を主張するし、シェルトク氏の言葉に我々は同意せねばならないと私は考える【5:164】。

ローゼンブルート 7時に砲火を停止すると我々が通告した後となつては、全ての議論は余計だと私は思うのだが【5:164】。

ベントヴ アラブが明日戦い続ける事は私には明らかだ。今夜彼らに幾つか打撃を与えておけば、我々はそういう事を控えるよりも彼らの同意を近づけるだろう【5:164】。私は高台の掌握を否定しない。私見ではこれはよい事だ。何よりもまずそれは、敵がそれらを掌握するのを防ぐ。・・・【5:164】 私は、我々がアラブ側から通知を受け取らぬ限りは行動を続ける事を提案する。・・・彼らの通知はベルナドットか安保理に届き、彼らによって我々に届くだろう。或いは我々は、彼らへの制裁措置を取るといふ安保理の通告から彼らの回答を知る事になろう。公式の通告が与えられないのに我々が砲火を停止したら——我々は自らを失敗させてしまう【5:164～165】。

ツイスリング 通告は既に送られているから、そういう風にせねばならなかったかを議論する理由というものが無い。だが高台を掌握する望みがある場所では、砲火を停止するなという内々の指示は出さねばならない。・・・【5:165】 私に分かっているのは高台の征服が決め手になりそうな二つの攻撃についてだ。

1) 砲火停止はギルボア [山地、הגלבוע] のフッカーア [山、جبل فقوعة]⁵⁶ 征服の可能性を閉ざす。必要な準備がなされなかった場合には、与えられた命令が既にこの場所の命運を決めてしまったかも知れない。と言うのもフッカーアなくして我々はギルボアを制圧できないだろうから。2) ナザレ近郊ではこの事 [高台の征服] はルーブヤー [لوبيا] の命運を決める可能性がある⁵⁷。私は他の場所の状況がどんなかは知らない。いずれにせよ相手方から明確な通知がない限り、これは我々の行動の道でなくてはならないのだ【5:165】。

フィシュマン 私はこの議論全体に驚いている。・・・何故我々がもう一度本件について決定せねばならないのか理解できない。アラブの回答が我々に知

らされず、砲火を停止すると彼らから聞かない限り——我々も続けよう【5：165】。

グリュンバウム 私は、制裁の恐れはまだないとコメントしたい。制裁についての議論の恐れはあるが、それについて彼らが話し合うまでには一か月が過ぎそう【5：165】。

シャピラ 私もラビ・フィシュマンと同様、議論が理解できない。17歳を前線に送るが、不測の事態に備える為にこれを最後の3時間で行わざるを得ないという話を我々がベングリオン氏から聞いた後、私はベングリオン氏が停戦を達成すべくできる限りの事をするのに本気だと理解している。我々が戦争できるなんていう意見は言えない、ここで説明された様な状況では。従って私は、完全には〔閣議〕決定の精神に沿っていなかったにせよシェルツク氏の行為に断然賛成だし、彼がこれをしたのは停戦の実現をできる限り容易にするという明確な意図からだったと理解している。(シェルツク 停戦なき場合の我々の立場を容易にする、では(?) ^{cease-fire} 砲火停止について知らせるという要求が聞かれ、それに沿う形で我々は通告している。私はここでベングリオン氏の口から、行動中止命令が出されてもそれによって我々の戦争能力を侵食する事にはならないと参謀本部は考えている、と聞いた。だから何の為の議論なのか理解できないのだが?【5：165～166】

ベングリオン 我々は停戦を必要とするというシャピラ氏の意見を私は受け入れない。我々は戦争を続けられるのだ。しかし、国連決議を知りながらの違反が生じさせるであろう政治的ダメージを計算しつつあれこれ議論し始めている時に、我々にあってはいかなる比較もあり得ないはずだ。・・・違反が生じさせるであろうダメージ対、同じ時の高台の掌握による疑わしい利益——これらは比較すべくもないが、私は皆さんがそんなにも主張するのに驚いている【5：166】。今夜の行動の為の我が軍の全ての計画は、恰も停戦がないかの様に存在している。エルサレムへの道はまだその全体が我々の手中にあるわけではな

い。戦闘が継続される場合は中部戦線〔エルサレムやラトルン方面の戦線〕の問題が存在する。・・・我々は7時以降も国連決議に反して発砲し続ける事が我々にとってメリットのある事なのか考慮せねばならない。・・・高台が戦争の決め手になるわけではないだろう。我々が今政治的闘争のスタジアムに入りつつある事は明らかで、停戦違反に巻き込まれる事は我々にとってメリットがない。・・・我々の今の状況は他のどの時よりもよい。リッダ、ラムレ、ナザレは大きな世界にとっては決定的な事実だ。知名度が低い高台の征服には——いかなる価値もない。軍事的征服は、それが世界に於て政治的価値を持つという事を決めるのだ。故に、高台一つの為に国連決議に違反するのは我々にとって引き合わない【5：166～167】。・・・私が停戦決議を残念に思うのは我々がカイロへの攻撃を失う事になるからで、彼らがテルアヴィヴでした事の後に我々が彼らを爆撃するのは正しく適切である。だがもっと重要な諸問題が俎上に上っている【5：167】。私はグリェンバウム氏の提案を支持する。我々は今日、アラブか仲介者から彼らが砲火を停止したという知らせを受け取らない場合は砲火を停止しない、というものだ【5：167】。

5：6票で、相手方が安保理の命令の受諾について具体的に彼らの側から知らせてこない^{cease-fire}うちは砲火停止を認めない、という提案を斥ける事に決定する【5：167】

- ②質疑〔省略5：167～171〕 ③国防事項と対外事項についての国家評議会の委員会〔省略5：171～178〕（7時に停戦が発効するためベングリオンは参謀本部で待機する必要があり、カプランに以降の司会を託して7時前に退出）④官僚の受け入れ〔省略5：179～187〕 [⑤削除（1頁半）5：187～188]
- ⑥シオニスト機構とイスラエル国家の関係〔省略5：188〕 ⑦国家評議会の議題〔省略5：189〕（7月22日の国家評議会の議題を決定） 閉会

(4) 1948年7月25日（欠席者：なし）

①質疑 [省略6:2～5]

②エルサレム問題

シェルトク 早くも先週末、私はテルアヴィヴにいる仲介者の連絡官 [リードマン] から、エルサレム市を非武装化する最初の提案の文面を受け取った。この書類に付随した手紙には、これらの提案はいかなる結論の固定化も含まない試験的なもので、これは交渉の土台としてのみ提案されており、あらゆる種類の変更や修正に開かれていると書かれていた⁵⁸ [6:5]。ベルナドットがベイルートに発とうとしているか或いは既に発ち、彼とアラブとの話し合いの議題に非武装化問題がある⁵⁹と新聞で読んだ時、我々の立場について彼に幻想を持たせない様にこれらの提案について反応しておく必要を私は感じた。… [6:5] 政府内の雰囲気を知り、又これが私の意見でもあるのだが、我々に提出された文面によると語るべき事はない。エルサレムの非武装化問題は全体として、全土に於て停戦が存在しているのとは全く異なる光の下に我々の前に現れている。当時我々はその段階で問題を明確化する用意があると行った時、我々がそう言ったのは、この地に停戦がないかも知れない可能性を考慮に入れたからで、破壊の継続からエルサレムを救う為に何かをせねばならなかったからだ [6:5～6]。この私の言葉について連絡官 [リードマン] は、全ての場合の非武装化について話し合われていたと私に答えた。私は言った。停戦がない可能性があったのでそれが我々の関心を引いた事だった。今は全土に停戦があり状況が違う、と [6:6]。【一段落省略6:6】 この文書の中には目立つ事柄が幾つかある。何よりも目立つのは言及されていない事柄だ。… 第二次停戦前に私が仲介者と持った事前会談では、彼は我々側のあり得る心配を和らげる事を意図した幾つかの事柄を設定した。彼はこの事は将来の体制のあり方を決めるものではなく、一定期間設定され、この期間の終わりには軍は彼らの前の状態に戻るのだと言った。更に幾つかの事が言われ、私はその様な解釈について

国家評議會の前で演説したのだった。これらの事の殆ど一つでさえ、現地警察の件を別としてこの文書では言及されていない【6:6】。これに対して二つの事は明らかだ。・・・領事委員会がここでは実際にエルサレムに対する統治に君臨している。多くの事がその権限に委ねられ、[人々は] 暗黙裡に従うだろう。第二に、エルサレムにおける居住権や同市に入る権利の件の措置についてはここで一連の規制がある。エルサレムに自由に入る事が許される唯一のカテゴリーは前にそこにいた婦女子である。前にそこにいなかった人々に関しては——どのケースも領事委員会の許可が必須だ。・・・【6:6～7】我々は・・・この件全体に否定的な回答を与えねばならず、そうする事によって安保理への服従違反にはならないと私は思う。安保理は我々に非武装化を命令しているのではなく、非武装化につながるべく努力を続けるよう仲介者に指示を与えている【6:7】。[ルーマニアからの石油購入を交渉する為に使節を派遣し、同国のユダヤ系外相と、石油購入及び同国から月に5000人のユダヤ人の出国が認められる事の話がついたと報告⁶⁰】【六段落省略6:7～8】【カプラン発言は省略6:8】[シェルトクが国際情勢について外交官からの電報に基づき報告。主な内容は以下の通り⁶¹。エプシュタインが近日中にマーシャル及びトルーマンと初の公式会見をする事になっている。外務省は彼に国連加盟について米国の支持を要請するよう指示した。ベヴィン外相はフランスと西欧の小国が英国より前にイスラエルを承認するだろうと発言。フランスの国連代表に、パレスチナ問題を国際司法裁判所に付託するというシリア提案に反対投票するよう指示が出された。エバンがロシア代表マリクと初めて会談し、マリクは国連加盟について基本的な事前準備を勧めた】【八段落省略6:8～10】【シトリト、ベングリオン、シャピラのやりとり（東方系ユダヤ人移民について）省略6:10～11】

ベングリオン 非武装化の件について一つコメント。この提案の中には・・・非武装化に属さず、非武装化がなかったとしてもなされねばならない項目が二

つ含まれている——第 18・19 項だ。・・・この件は非武装化と何の関係がある
 うか？・・・この提案の起草者らはエルサレムにおける領事委員会の支配をつ
 くり出す事を意図しており、非武装化案はそういう事の為に向けられているの
 だ。我々は 13、14、16、20、21 項からそれが分かる。非武装化があれば——
 動員年齢の人は同市に入れないのか？若い男、女、子供達には特別許可によっ
 てのみ入る事を許可するのか？——これは非武装化ではなく、ユダヤ人がエル
 サレムに入る事の制限と彼らへの支配だ【6：11】。非武装化案件自体にはこれ
 らの事がなかったとしても、たとえ正直な提案が提示されたとしても全力で反
 対する必要がある。提示されたこの提案は正直ではなく、この中にはあらゆる
 種類の陰謀がある。だが私は、我々がエルサレムにイスラエル国家の体制を樹
 立するまでは我々の義務を果たした事にはならないだろうと思っている。同市
 の国への併合を宣言する事を提案しているのではない。当該地、特にエルサレ
 ムへの道はまだ我々によって征服されておらず、併合を宣言してもメリットが
 少ないだろうから。だがエルサレムにはイスラエル政府の体制が〔将来的に〕
 なければならない——これは問題自体の為に、又特にこの手の陰謀に対抗する
 為にも必要だ【6：11～12】。

グリェンバウム 非武装化に関して、私はここで語られた事に付け加える事は
 ない。私見では我々はこの件についてシェルトク氏の回答を承認せねばならず、
 [彼らが] 新たな提案を我々の前に持ち込むまで待たねばならない【6：12】。
 エルサレムの件について。まだ私がエルサレムにいた時、ここに暫定政府の代
 表が〔将来的に〕いる必要があると私は感じた。・・・【6：12】我々が以前の
 会合で採択した決定によると、我々には、占領地の統括的な知事の任命を待た
 ずに我々の方でエルサレムの軍知事を任命する権限がある。三人の閣僚委員会
 (国防、内務、少数派)に次回会合の為にエルサレムの軍知事候補者の案を準
 備するよう要請する事を提案したい【6：12】。

ベントヴ エルサレムを国に併合する提案はなく、公的観点からは同市は占領

地と見なさざるを得ない。組織の観点から私はエルサレムには占領地の体制を課さない事を提案する。そこにはアラブ人ではなくユダヤ人がおり、他のユダヤ人地域——例えばハイファやその他の場所にあるのと同じ体制を樹立せねばならないからだ。それ故に私は我々が通常の道を歩む事を提案する。各省はこの市に自省の出張所を開き、自省に関わる事項をそこで扱うだろう。その事がハイファやティベリアスやサファドでなされる様に。・・・エルサレム知事はハイファの軍知事を任命したのと同じ閣僚によって任命され、彼は対外的には軍知事と呼ばれるだろう【6：12】。

ツィスリング エルサレムの非武装化の件について。我々に提示された案は断固却下だ。その要請が受け取られた時私は、全土に停戦〔武器停止〕がある場合、エルサレムの非武装化は停戦とどういう風に関係するのかと質問した。停戦〔武器停止〕とはつまり一定の統治の枠組みだ。一定の統治の枠組みの中で我々が国際的エルサレムの可能性に賛成しないだろうと私は言っているわけではない。私には今でもこれが〔唯一の〕道だろうと思えるが、我々にはそれにコミットする義務があるわけではない。他地域での状況がどうなるか分からず、その事を理論的に決めるのは不可能だからだ。・・・非武装化提案を我々は斥けているが、状況に変化がない限りエルサレムに対する我々の立場を無効にしないという、我々が一度採択した決定がある。もし変化があれば——我々の立場は変わる可能性がある【6：13】。エルサレムの内部秩序に関してはベントヴを応援する以外の何ものでもない。〔サファドの軍知事は主に市民的事柄を扱っている事を述べる〕【6：13】。私はエルサレムの件が三人の閣僚に属する事に異議を唱える。・・・なぜならこれはユダヤ人統治の案件で、アラブ人への我々の統治に属さないからだ。・・・私見では我々はエルサレムのコミュニナな諸機関の組織化を、断絶が生じない様に助ける義務がある。そして政府は政府で、政府省庁を介してそこで仕事する事になろう【6：13】。エルサレムの組織化の件について。〔形態としては軍統治もあり得るが、内容的にはエルサ

レムには独立した体制がなければならず政府がその組織化を助けねばならないと述べる]【6：14】・・・私の目からはエルサレムで行われた会合で提起された提案の一つが満足 of いくものだ。その提案とは、エルサレムは二つの機関によって運営されるというもので、その一つの機関の性格は全体的・共同体的でその中には政治的土台もあり、もう一つは市町村的・ケヒラー的な性格を持つものである。・・・【6：14】〔前段落の提案の詳細を述べる〕【6：14～15】エルサレムでは生計の源を見つける事への懸念が存在する。〔対策を提言〕【6：15】私の言葉を要約しよう。1) 非武装化案の拒否、2) 二つの機関の設立。一つの機関の構成は政府の構成と合わせ、その権限はケヒラーとエルサレム委員会⁶²のそれである。もう一つの機関は市町村的・ケヒラー的なものである。エルサレムでは政府省庁の直接的行動がとられる。・・・拡大されたエルサレム委員会には議長がいて彼が軍統治の権限を持つ。私見ではその事に欠点や弊害はないが、彼の力は軍にではなくその薄められぬ共同体的側面にあるだろう【6：15】。

シャピラ 我々全員がエルサレム非武装化案は考慮に入らず、斥ける必要があると認めている。だが私の前にある問題は、我々はノーと言う事に満足せねばならないのか、それとも対案を持って来て、確かに我々は非武装化に同意してはいるがベルナドットが提案するこの形に同意しているのではないと述べるのか、だ【6：15】。・・・もし我々が本件を完全に斥ける場合——そうする事によってその問題を議題から取り除かぬ様にしよう。・・・停戦中はエルサレムの非武装化の必要はないかも知れないが、停戦がどの位続くかは誰も知らない。明日にも戦争が再開され、我々は正にこの一角が静穏である事に関心があるという事になるかも知れない。・・・故に私は、我々側の回答は対案の形にし、今は停戦があるから我々に提示された提案は受け入れないと単純に言わない方がよいと思う。停戦について語られた時にエルサレムの非武装化の件が合意され、この件は安保理決議でも言及されていたと私には思われる。故に私見

ではこの事から完全に目をそむけて、停戦があるので「非武装化が」考慮に入らないと語るのとは不可能である。我々は仲介者にこう語らねばならない。こういう提案があるので我々はそれについて話し合う用意はあるが、我々はあなたの提案は受け入れず対案を出さねばならないと。・・・【6：15～16】エルサレムの統治に関して。経験から私は、軍の支配領域の拡大を我々が望んではならないと思う、特にその事がエルサレムのユダヤ人を「征服する」事に関する場合は。エルサレムには10万人のユダヤ人がおり、彼らは誰かに征服された事がない。軍は同市とその住民を守ったが、それを征服しはしなかった。もし我々が今同市の住民に対して軍支配を課すなら——これは非常に深刻で重大な事になる。・・・【6：16】私の提案はケヒラーが全てのケヒラー事項を運営し続け、市が自治体事項を運営し続ける事だ。・・・エルサレムはテルアヴィヴと少々違う。同市には沢山の共同体があり、ある時我々は二つの機関（市とケヒラー）を廃止してそれらを融合させようとしたがその事はうまくいかなかった。ケヒラーはそれ特有の事項を扱い、市は自治体の事項に携わっている。実際にテルアヴィヴでもケヒラーはあるのだが、宗教評議会という別の名称で呼ばれている。エルサレムのケヒラーはテルアヴィヴの宗教評議会の役割を果たしているのである。これとは別にエルサレムには、市にもケヒラーにも関係しない全体的な政治的事項を話し合う政府代表部がなければならない。・・・【6：17】・・・エルサレムには様々な独自の色合いのある東方諸共同体〔東方系ユダヤ人を指す〕がある。この事はテルアヴィヴにはない。エルサレムに存在する状況は特別に考慮せざるを得ない。これはモザイクの形で建てられた都市で、モザイクを一体にし、又そうする事に最も合った方法を見つける必要がある。軍知事によってエルサレムを我々の枠組みの中に入れてくれないようにしましょう【6：17】。

レヴィン 質問したい。我々がエルサレムの非武装化に同意するという決定が最初からあったのか。（シェルトク そういふ決定は一度も採択されていない。

その計画を明確化する事に同意するという決定はあったが、我々は非武装化に同意したわけではない。)もしその様に決定されたとすると、事の根本に於ては我々は非武装化に同意したわけだ。(シェルトク その計画がよいと判明すれば——我々はそれに同意するだろう。)私には、起こったこの変化が何なのか、何故我々は以前非武装化に同意する事を決定したのに今は違うのか理解できない。ここには我々が同意できない諸項目があるが、事の根本に何故我々は同意しないのか?・・・変更が生じるならそれを説明する必要がある【6:17~18】。エルサレムの件では、全当事者の代表を含む様な、政府を代表する使節団をエルサレムに送る事を提案したい。・・・エルサレム委員会(三人の閣僚)が今も活動しているならそれにアグダト・イスラエル代表も加える事を提案する。・・・【6:18】

フィシュマン 質問する。いつ三人の閣僚がエルサレムの主人だと決まったのか?(ベングリオン 誰もそんな事は言っていない。征服された町々の諸事項を扱う為に三人の閣僚をメンバーとする委員会の設立が決まった。彼らがエルサレムの主人だなどと決まったわけではない。グリェンバウム氏がこれら三人の閣僚にエルサレムの件について提案を持ち込む事を課すよう、提案した。)・・・エルサレムには宗教的に敬虔なユダヤ人がおり、その中には東方諸共同体が含まれる。これら全ての事についてよくよく考えねばならない⁶³【6:18】。非武装化案について。私見では非武装化の件全体を斥ける必要がある。決して我々はエルサレムの非武装化に同意しなかった。彼らが我々によい事を提案するなら——我々はそれに同意しよう。だが我々はエルサレムをイスラエル国家の一部と見なさねばならない【6:18】。ツイスリング氏の提案は私にとって受け入れられるものではない。・・・私見ではラビ・レヴィンの提案に従って行動し、エルサレムに使節団を送るのが適切だ。・・・彼らは全ての共同体や組織や委員会と話し、エルサレムにユダヤ人政府を樹立する道を見出すだろう。エルサレムには軍もいなければならないが、そこで支配的にならねばならないのは軍

の体制ではなくてイスラエル政府の体制だ【6：18～19】。エルサレムへの使節団の派遣と、エルサレムをヘブライ都市にする方法を見出す事に関するラビ・レヴィンの提案を支持する【6：19】。

ベングリオン 1) 非武装化の件について。私は何故、私見では同市の非武装化に全力で反対する必要があるのかラビ・レヴィンにお答えしたい。この件については決定的な理由が一つあり、追加の諸理由がある【6：19】。旧市街は異教徒の手中にある。エルサレムの非武装化とは——この状態と妥協する事だ。私はこれと妥協する用意はないのであなたに驚いている。・・・勝利について〔皆が〕話している時あなたは、これは天からの奇跡だと仰る（私はあなたの言葉を理解し受け入れている）。奇跡は既に終わったというのがあなたの判断か？・・・戦争が再開されれば我々は旧市街を征服したい、つまり——それを解放したい。これは私にとって非武装化に反対するのに十分な理由だ【6：19】。私には第二の十分な理由がある。全ての非武装化は戦争がない時に平和を守る為になされるものだ。・・・彼らは、戦闘が再開されてもエルサレムでは武器停止があるからこれは別扱いだと主張できる。彼らがそれを言わないとしても、提案されている非武装化はエルサレムにおける外国支配を意味する。だが私にとって根本的な問題は旧市街の件で、アラブによるその征服と妥協する権限は我々にはないと思う。私はその解放の可能性を明確化しようとしたが、それを征服して取り返すには二週間必要だと言われた。アラブが逃亡を前倒ししていたら我々はもっと前にこれをするのに成功していたかも知れないが、彼らはいつも逃げるわけではない。ラトルンからは逃げなかった。従ってエルサレムの非武装化に反対する原則論的理由がある。その事は——エルサレム旧市街におけるアブドゥッラー支配の温存を意味するからだ。・・・この事は大いにエルサレムの命運を決める。我々は国際的エルサレムと妥協せねばならないかも知れない。私見では、その事が可能でありさえすれば、エルサレムがヘブライ的でありイスラエル国家の一部と見なされるようあらゆる努力をし

戦う事もせねばならない。なぜならこれはイスラエル政府にふさわしい〔唯一の〕場所だからだ。ハキルヤー [הקריה] はそれにふさわしくない。私はイスラエル国家をユダヤ機関の家〔本部〕で見たいのだ⁶⁴【6:19～20】。エルサレムの位置づけ^{ステータス}について。都市の三つのタイプを区別する必要がある。サファド。サファドには軍知事を置くいかなる根拠もないのでこれは打ち切らねばならない。ナザレでは状況は別だ。ナザレ知事が私の所に来た。彼は・・・この町に行政当局が設立されるよう要求している。私は三人の閣僚——内相、蔵相、法相——に三人の人々を送るよう頼む事を知事に約束した。この人々が行政当局の設立に必要な最小限の事とは何かを吟味して直ちにそれを設立するだろう。この町には数万人の住民がいて彼ら全員がアラブ人だ。（カプラン この件の為に少数派相を加えるよう提案する。）——それに反対はしない。ナザレでは軍知事がいなければならない【6:20】。また別のタイプはエルサレム市だ。実際の状況としては、エルサレムは今ユダヤ人都市だが国の一部ではない。我々はそれの併合を宣言できない、まだ我々はそれについて決定していないからだ。占領地の統治以外の統治がそこに存在する事はできない【6:20】。エルサレムの政治的問題はラムレ、リッダ、ナザレ、アッコのそれよりも世界の注意を引いている。・・・【6:20】更なる理由がある。エルサレムには今国連代表らがいる。・・・もし我々がエルサレムの体制に法的・政治的土台を与えなければ——我々の立場を強化できないだろう【6:20～21】。委員会の件は理解できない。我々皆がエルサレムをよく知っている。私の仕事の中から多くの時間をエルサレムに割いてきたので、そこに我々が樹立する体制について決定する為に私がエルサレムに行く必要はない。・・・不可欠なのは軍知事がそこにいる事だ。他のいかなる統治も法的・政治的土台を持つ事はあり得ないが、彼は唯一の統治者ではないだろう。1) 政府の諸部署、裁判所、財政事項や労働事項等の為の部署ができるだろう。・・・市当局もケヒラーもあり続けるが、それらがエルサレム全体の諸事項を調整する事はできない【6:21】。第一の事は食

糧の件だ。・・・食糧問題は水と燃料を含む【6：21】。第二の事は——外向けの代表部だ。エルサレムには国の代表がいなければならない。知事は国の代表であり、彼の傍らには二、三人の助手がいなければならないが私見では彼らは内相の代表でなくてはならない。・・・彼らの任務には同市内の統治の諸事項、つまり対内的な治安事項が含まれねばならない。この事はエルサレムの特別な構造故に内相と結び付かねばならず、この件について市当局とケヒラーの存在で満足してはならない【6：21】。少なくとも 20 人のメンバーがいる拡大評議会の存在が必須であり、それは例えば食糧・・・等の措置の様な不可欠な措置に結び付いた事項に於てもエルサレムの全階層を代表するだろう。・・・評議会と知事の間で意見の違いが生じれば——その件は政府に移されるだろう【6：21】。他の町ではこういう措置は必要ない。各省の代表には自らの管轄事項に於て決定する権限があり、地元の人々は政府全体の前で抗議する事はできない。エルサレムはこの件では例外だ。・・・もし我々が今選挙の後だったら、私はケヒラー委員会と市当局がばらばらに存在している事に異議を唱えたい。だが今はその事は現状通りと想定し、この大きな紛糾に入らぬ様にしよう。エルサレムには一つだけでなく多くのケヒラーがある。スファラディーム、アシケナズィーム等のケヒラーであり、我々はこれらの蜂の大群にはふれぬがよい【6：22】。我々にとって今必要なものは様々な省庁の代表権を握る知事と、広範な土台の上に設立される評議会だ。もしラビ・レヴィンが、評議会設立の為に閣僚らがエルサレムに行く事を提案しているのであれば——その事には一理ある。同市の全てのサークルを包摂し彼らの意見を前提とする評議会は、ここではなくエルサレムで構成される方がよいからだ。だが不可欠な重要性を持つ政治的・法的理由から、エルサレムについてはどうしても軍知事を任命する必要がある。(シャピラ 何故文民の知事ではないのか?) ——法によるとそこに文民の知事がいる事はできない。これは国の一部ではないからだ。我々は同市が国に併合されたら、同市について文民の知事を任命するだろう【6：22】。

ローゼンブルート エルサレムの非武装化の件で首相の意見に関してだが、私は国際的統治の樹立によるエルサレム問題の解決に賛成だ。シャピラ氏によって言われた多くの言葉を支持したいが、今私は、ここで言及されたのとは別の観点から本件にアプローチしており、それはエツェルの件だ。[エツェルの事を考えると我々がエルサレムにおける武装兵力を強化する必要がある事、又たとえ非武装化に同意してもエツェルのエルサレム制圧は阻止せねばならないという趣旨を述べる]【6：22～23】エルサレムにおける統治の樹立について私はその事を明確化し、我々は法務省内で本件の法的側面に関して大いに心配した末、ここでベングリオン氏によって表明された見解に達した。すなわち他の道はなく、土台は、軍の宣言がエルサレムを占領地として宣言し、エルサレムの国防軍司令官が統治を打ち立てるというものでなければならない。・・・【6：23】きっと皆さんは、エリアシュ判事はその時は私の見解に非常に受け入れられた別の提案をした事を覚えておられようが⁶⁵、この事に国際的前例を見出してはならない。彼は、我々がイスラエル国家として我々自身を国連の「self-appointed trustees自ら任命した信託統治国」であると宣言し、それによって我々が最初から国際的解決策にコミットして、同市に国際的統治が樹立されるまで我々が信託統治国となるよう提案した。実際イギリスが、1920年から委任統治が承認される1922年までこの地の信託統治国であった様に。・・・【6：23】私はこの提案を斥けた。我々は単純で受け入れられる道を行かねばならないと私は思っていたし、私は自分の前におかれている声明の第一案を準備していたからだ。我々はこれが原則になるかどうか決めねばならず、この件では私はマクミラン⁶⁶の宣言の例を使った。・・・【6：23】様々な前置きの後、声明にはこう言われている【6：23】。「それ故、私ダヴィド・シャルティエル、・・・イスラエル国防軍司令官は関係者全てに対しここに以下の様に宣言する。1. 私の命令によりイスラエル国防軍によって掌握される地域・・・——以下「占領地」と呼ばれる——は、イスラエル国家が占領地の将来は平和的方法により、かつ国際法に

従ってアレンジされると宣言するまでイスラエル国防軍の統治下におかれるだろう。云々」【6：23～24】・・・私見では5月14日まで存在していた法に従ってエルサレムを扱う方が望ましいだろう。（ベングリオン それらの法はもうない、それらは廃止された。）だがこれは上記の中では副次的な事だ。大事なのは立法当局が国ではなく軍司令官であると言われる事だ——これは外向けだ。対内的にはその事は別様にアレンジされるだろうが、我々は外側のカバーを必要とする。・・・【6：24】

シトリト エルサレムの非武装化案はエルサレムに新しい体制の執行部ができる事を意味するので、我々はそれらを受け入れられないしそうすべきではない。もしその意図がエルサレムを非武装化して戦場から出す事なら——その為に求められるのは停戦だ。停戦には我々は確かに同意している、しかしそれは現在イスラエル国家全体について効力が及んでいる様にエルサレムについても効力が及ぶだろう。私見では我々は非武装化問題を斥け、エルサレムの命運が国際的方法で決まるまで停戦を設定せねばならない。エルサレムはユダヤ的となるか（それを我々は願っている）、国際的となるかのいずれかだ【6：24】。統治に関して。エルサレムにおける文民統治を宣言するとなると——その事は同市のイスラエル国家への併合を意味する事は明らかだ。まだ我々にはそれをする権限はなく、それについてはまだ決定していない。最善の道は——同市について軍知事を任命する事だ。この事は国際的観点からも、行う事が我々に許されている【6：24】。法に関して。私はイスラエル国家に存在している法はエルサレムに適用される事になると思う。この件について我々には委任統治政府の・・・沢山の証拠がある。委任統治政府は1918年にこの地を征服した時、1922年に委任統治が承認されるまで軍司令官らが法を課し附加すると直接宣言し、それから1914年11月14日に存在していた法に効力を与えるという王の言葉が公表された。もし軍知事が、5月15日にイスラエルに存在している法がエルサレムで効力を持つと宣言す

る場合——その行為は合法的であるという事だ、直近の歴史がその証拠となろう【6：24～25】。ツイスリング氏の提案について。・・・私はそれをベングリオン氏の提案、つまりこの省庁の代表から構成される評議会を設立するという提案と結び付ける事を提案したい。・・・【6：25】・・・私は、可能な限り運営がより直接的、より効率的になる様にできる限り枠組みを限定したいと思っていた。だがもしエルサレムの特別な構成を反映する必要が評議会にあるなら——様々な省に、エルサレムで本件に携わる自省を監督する代表を送る権利が速やかに与えられるよう提案する【6：25】。（会合終了）⁶⁷

〔以下〕第21回政府会合

グリェンバウム・・・だが我々全員がそれを知っている理由から我々はまだエルサレムをイスラエル国家に併合しておらず、私もこの事を提案していない。私にとってこの件、つまりエルサレムを国際地帯に変える事に関する正にその国連総会決議は完全に撤廃された、公式にさえも。[ラトルンやアッ＝シャイフ・ジャラーフを掌握できずエルサレムを完全に制圧できていない事について述べる] だから私は今エルサレムをイスラエル国家に併合する事は提案していないが、このエルサレム非武装化案への反応としては書面でなく実際に何かをせねばならない。・・・我々は国際法に基づいて今エルサレムに統治を樹立しており、その様にする全ての権利を持っており、我々は国際法を考慮しさえすればよい。私はローゼンブルート氏ほどラディカルではないだろう。我々はそれぞれの占領地につき一人を任命する権限を持っており、彼はその地域全体についての知事だ、現地司令官ではなくこの人物が[知事だ、]いずれにせよダヴィド・シャルティエルではない。現地司令官がローゼンブルートの提案するこの事を行うとしたら弊害があろう。これを行わねばならないのは国防相か、我々が任命する人だ。[根拠としてヴィルノやワルシャワにおけるドイツの軍事支配の例を述べ、ローゼンブルートが質問] 占領地全体を支配する者を任命する事も可能だ。（シトリト アブドゥッラーはエルサレム知事を任命した。）[国防相

を全軍の総司令官として彼がエルサレムの軍知事を任命する事もできると述べる] 軍知事は全事項を統括し、行政的事項に於て暫定政府を代表し、国際法に基づいて行動する。・・・何もいじらぬ事を私は提案する。ケヒラーはケヒラーのまま、市当局は市当局のまま、ジョゼフの委員会は委員会のままでそれら全ての上に我々は行政的事項における支配者、軍知事を立てる。彼は現地司令官に従属するのではなく直接国防相に、つまり政府全体に従属する。これが私の提案だ【6：27】。

シュルトク ここには二つの問題がある。非武装化の問題とエルサレムにおける体制の問題だ。二つの問題は正確に言うとも相互の関連性があるわけではなく、実際はたまたま同時に起こったから関係があるというものだ。・・・体制整備の件は今まで先延ばしされてきたがこれは残念な事だ。・・・私は法的考慮のみが法相を彼の見解に導いたと理解している。私は・・・この様な宣言が司令官によって公表される事は不可能なのではないかについて再検討する事を提案する。・・・社会的観点からするとこれは個人の宣言になる事はあり得ず、もっと包括的で権威ある機関の宣言が求められる【6：27～28】。体制の問題そのものについては、「軍の」とは呼ばれるもののその仕事の全ては実際には文民的である様な軍知事がいなくてはならない事は明白で、これこそが唯一の枠組みだ。彼の傍らにコミュニカルな機関が置かれない事はあり得ない。軍知事があるならジョゼフの委員会は実質的に廃止される。軍政府があるなら——それは理論的に軍事的なのであり実際にはそうではないのだが——この政府が個人であれ人々の集団であれ諸事項を運営する。しかしエルサレム委員会があつてこうした全ての上に知事がある事はあり得ない。これに対して、もし1人2人であつて10人や15人でないならコミュニカルな諮問機関は必須で、さもなければエルサレムではうまくいかないだろうし、批判【外部からのチェック】の為にさえもそれは必要だ【6：28】。市当局とケヒラーに関して。私は権限が沢山ある事を大変恐れており、私はケヒラーの必要はないと思う。・・・【6：

28] 軍政府とコミュニカルな機関が必要だ。市当局があり、[軍] 政府と市当局の間には調整がある。[シトリトの質問に答えて] コミュニカルな機関は助言する。私は知事と機関の間に意見の違いがある場合はこの机 [内閣] か、閣僚委員会か、一人の閣僚が決定するというベングリオン氏の提案に賛成だが、深刻な反対論がある場合に知事はこの機関に反対して決定する最高権威ではないだろう【6：28】。非武装化に関して。・・・非武装化についてのこの提案を、非武装化案 [自体] についてではないのだが、我々は受け入れない。我々が同市を運営しており、[我々が] そうしたいと思う者を出したり連れて来たりしている事は明らかだろう。・・・[以下、状況を変えた三つの事柄を挙げる]【6：29】 1. [信託統治理事会の] その決定は実行に移されなかったが我々の咎ではない。我々は全面的に協力し、この地位を承認する決定に向けて押した信託統治理事会における唯一のファクターだったが、エルサレムへの英・アラブ攻撃が始まったという理由から彼らはその法の整備を終わりにし、それを承認しなかった⁶⁸。2. エルサレムへの攻撃があり、キリスト教世界は・・・エルサレムを救わなかったという事が起こった。3. 我々はこの攻撃からエルサレムを救い、エルサレムと回廊を征服する事に成功した【6：29】。これらは事柄の表面を変える三つの事実で、私はこれらが決め手になる事を望む。[但し確実に決め手になるとは言えないとも留保] だがこれらは構図を劇的に変える突出した三つの事実で、我々にこの要求 [非武装化案への反対] を新たに上げる資格を持たせる。従って我々はこれらの理由を使わねばならない。我々がその事を明確化する用意があると言った時点ではこの地で停戦になるのか明らかでなかった。今はこの地に停戦があるので、今は我々がいかに非武装化をもたらすかを語らねばならない状況ではない【6：29】。

カプラン 非武装化に関してコメントを三つ。その否定に私はそれ程同意していないと言わざるを得ない。彼らが出してきた提案はあまりにも露骨で、シェルトク氏が前回会合で話した事全てとあまりにも齟齬しており、それに更に・・・

ローゼンブルート氏の理由が付け加わった。私の理解が正しければシェルトク氏の答えは、我々はこの提案を斥けるというものだったが。(シェルトク 否定の表明がそれには含まれていた。) 道は開かれたままにする必要がある【6:30】。二番目のコメントは形式的側面についてだ。私はシェルトク氏の言葉に完全に同意する。私は形式を強調したいし、外向けのみならず対内的にもエルサレムにおける我々の生活にどんな形であれ合法性を導入する必要性を強調したい。[経済生活に於て根拠となる法を問えなくなると指摘] この理由から私は、ローゼンブルート氏の宣言の、形式のみならず内容も私を満足させないと述べざるを得ない。・・・これはつまりところエルサレムの混乱の継続なので、ローゼンブルート氏は、措置があるまで今のところイスラエル国家の法がエルサレムに適用されるという宣言の為の形式を見出さねばならない。私にとってこの法は必要だ。[混乱を解決し正常に仕事ができるようになるから、という理由を述べる] もしそのようになるのであれば私は併合不要と言おう。何らかの臨時法は見つけねばならない、また法を個別に一つずつ引用する代わりに何らかの適切な形を見つける事は可能だ【6:30】。三番目のコメント。私は我々の全省庁が必要に応じてエルサレムに支部を開設する事に賛成だ。・・・私は軍知事に賛成、評議会に賛成で、知事と委員会の間に意見の相違があれば政府決定に廻されよう【6:30】。

レメズ 非武装化の件についてのコメントを一つ。・・・崩壊から救う為にどうしてもエルサレム問題を解決せねばならないと私が考えていた時があった。だがこうした全てにもかかわらず我々の状況は、アラブ軍の崩壊によって顕著に良い方向に変化した。今は、エルサレムがアラブ的になるという懸念そのものはなくなり、アラブ的になる道を転がっていく展開にはなっていないと私には思われるのだが、この事は我々に、イスラエル王国^{マルフォト} [מלכות ישראל] の問題の解決なきエルサレム問題の解決を許さない事を義務づけている。私は9月に国連で、1947年11月29日の領域におけるイスラエル国家を認めると言うのであ

ろう同僚らと意見を異にしているわけではなく、私は争わずこれを受け入れるだろうが、我々がこれに到達できる為には、我々の主権^{コムミユート} [קוממיותנו] の解決の問題なくしてエルサレム問題を単独で解決する道に甘んじてはならない。今軍知事を任命する必要性はここからも出てくるのだ【6：31】。

ベングリオン 我々は幾つかの事を決定せねばならない。1) 非武装化の件。ここに投票の為の提案が二つある。却下する点では全員一致だが、意見が分かれているのはこの非武装化案のみを斥けるのか、それとも原則に於ては我々は非武装化に同意していると表明するのか、それとも非武装化への我々の同意は表明しないのか、についてだ。ここにはニュアンスがある。・・・【6：31】【ツイスリング発言は省略6：31】

ベングリオン この提案を斥けて我々はいかなる事があっても非武装化への同意を表明しない事に賛成の人は？ 我々は非武装化への門を開かず、これはこの三人のメンバーの意見とは対立する。

これに賛成の人は挙手するよう——9 これに反対の人は挙手するよう——3【6：31】

ツイスリング 勿論、これは非武装化に反対するものではない【6：31】。

ベングリオン この提案を斥けて我々側から非武装化への入り口を与えない[という事だ]。彼らが我々に非武装化を提案してくれば、いや、いかなる非武装化もだめだと言えるだろう。ここではそこまで言っていないが【6：31】。2) 第二の提案はこうだ。これらの事については全員一致だと私には思える。政府はイスラエル法がエルサレムに課され・・・イスラエル政府の権威とイスラエル国家の法がエルサレムに適用される事に賛成する。これは併合を含まない。これに賛成の人は挙手するよう——全員【6：32】。3)・・・全ての省は案件を持つ程度に応じてエルサレムにもオフィスを開く（採択）【6：32】。【ツイスリング発言は省略6：32】

ベングリオン 【一段落省略6：32】4) さて軍知事について。もし肯定的に決

定すれば、ケヒラーも市当局も評議会も委員会も、何も設けない。エルサレムには軍知事を設ける必要があり、彼は実際には軍属ではなく政府に従属する。・・・これに賛成の人——全員 これに反対の人——反対者なし【6:32】5) 誰が彼を任命するか。彼がエルサレムの軍司令官によって任命されるというローゼンブルート氏の提案がある【6:32】。【ローゼンブルート、ベングリオン、レヴィン、ベントヴ、ツイスリング発言は省略6:32～33】

ベングリオン 私はこれについては特別な任命がある事を提案する。・・・【6:33】 その提案は相反するものだ。1) エルサレム知事は占領地の知事が全ての場所で任命されるのと同じ手続きで任命される。1-2) エルサレム知事は政府によって任命される、つまりエルサレム知事はここで任命される【6:33】。二番目の提案に賛成の人は挙手する様に——多数派【6:33】 三人の閣僚が提案を持ち込むというグリェンバウム氏の案がある。私はこれが本件をあと一週間先送りにする事をひたすら恐れる。・・・本件を先延ばしにするのはよくないだろう【6:33】。我々は市当局やケヒラーをいじらないという提案もあった。この件については意見の違いがある。シェルトク氏は今はケヒラーは必要ないと言う、・・・そしてケヒラーと市当局を現状のまま据え置くという提案もある【6:33】。

シェルトク エルサレムのケヒラー委員会を廃止するという決定がここで多数決で採択される事を私は提案していない。もし政府見解が当局は一つであるのが望ましいという事なら、エルサレムの諸分子と折り合いをつけつつこれを整えねばならない【6:33～34】。

グリェンバウム 私は残りの提案については票決しない事を提案する。我々が決める何らかのやり方で軍知事を任命した後、彼が一週間か二週間以内に、エルサレムの諸事項をいかに秩序立てるかを我々に提案せねばならない【6:34】。

ベングリオン そういう提案もあり得るが、ここに別のご意見も「色々」ある

と理解している【6：34】。

ツイスリング 私は軍知事こそが事実上エルサレム委員会の議長だと提案した【6：34】。

ベングリオン そういう提案もあり得るが、もしあなたの意見を受け入れてそれから彼が委員会に從属しなかった場合、それは政治的な意味を持つ。私はあなたの提案には反対票を投じるだろう。私は軍知事が評議会にではなく、政府に從属して欲しいからだ【6：34】。知事の傍らに何らかの機関を置くという提案がある。すぐにどんな機関かという事になるだろう、現在ある委員会か、それとも評議会か。知事が我々に提案を持って来てその後それについて話し合う、というグリュンバウム氏の提案がある【6：34】。グリュンバウム氏の提案を投票にかけよう。他の措置については知事が我々に提案を持って来るまで待つ、という案だ【6：34】。それに賛成の人——2人 我々が決める事に賛成の人——多数派【6：34】ここでツイスリングと私の二つの提案がある。私は今ある委員会ではなく、広範な委員会が設立される事を提案する。この提案が採択される場合は、数人の閣僚が評議会を構成すべく任命されるというラビ・レヴィンの提案があり、その評議会はエルサレムの全街区から構成される諮問委員会から構成されるだろう【6：34】。知事は政府に從属し、もし意見の違いがあれば政府が決定するという提案がある。これは正に既にある委員会だ、というのがツイスリング案だ【6：34】。

ツイスリング こう言おう。13人の委員会だが政府に從属する委員会だ。（ベングリオン それはどうやって議決するのか？）多数決で議決するが、知事と委員会は政府に從属する【6：34】。【ベングリオンとツイスリングのやりとり省略6：35】

ベングリオン 13人は駄目だと言おう。ここで13【という数】には何らかの論理があつて、これは行き当たりばつたりの数ではない。エルサレムに関しては、私はこうした構成を提案しているのではなく、これがエルサレムの代議制

評議会となる事と、これが諮問委員会となる事を提案しているのだ。その委員会と知事との間に深刻な意見対立があれば——それは政府に廻される。全般に知事は政府に従属する【6:35】。

ベントヴ それが諮問委員会なのか、そうでないのかを票決せねばならない【6:35】。

ベングリオン 私の案とツイスリング案の違いはこうだ。1) 構成について及び2) それが諮問委員会なのかそうでないのか【6:35】。

ベルンシュタイン 市当局は評議会に従属するのかしないのか【6:35】。

ベングリオン しない。エルサレムの市当局は全ての自治体と同様、自らの自治的権限の範囲内にある【6:35】。

ツイスリング ……私は評議会の構成を政府の構成と同様にする事を提案する。なぜならこれはエルサレムをも反映するからだ。この評議会は政府が望まぬ事はできず、この点で知事は、彼が齟齬すると考えればその事柄を政府に廻す事を命じられている。……【6:35】

ベングリオン 投票を分けよう。13は政府の構成という事だ。私は必ずしもこの数字の様にはしない事を提案する【6:35】。【ベントヴ発言は省略6:35】

ベングリオン 政府の決まり通りにする事に賛成の人は挙手する様に——6 政府の決まりに反対の人——5 政府の決まり通りにする事が採択された【6:36】。【一段落省略6:36】これが知事の傍らにある諮問及び監視委員会となり、紛争があれば知事が政府の所に来る事に賛成の人——8 これに反対の人——2【6:36】ケヒラーの件を票決にかけると言っているね。……【6:36】

シェルトク いや。彼が政府の意見を受け入れる事が可能なら、それに従って交渉できるだろう【6:36】。【ツイスリング発言は省略6:36】

ベングリオン ……さてもし知事が政府によって任命されたら、正式さと安全の為に、軍司令官も彼を軍知事として宣言するのが望ましいという提案がある。これに反対はあるか？これは本件を正式かつ法的に確実なものとする為だ

【6：36】。

シェルトク 私の意見ではここでの問題は知事の任命についてではなく、エルサレムを占領地と宣言する事についてである【6：36】。

ベングリオン 政府が併合せずにこれ〔任命の宣言〕をできるのか不安がある。だから提案としては両者〔政府と軍〕共にこれをするというもので、司令官は政府決定に従ってこれをする事になる【6：36】。

グリェンバウム 私は国家評議会がこれらの事柄を決めて決定を採択する事を提案する。この決定は軍の司令官によってエルサレムで公表される【6：36】。

ツイスリング 知事は占領地全体の司令官によって任命され、その司令官がこれを宣言するというグリェンバウム案があった【6：36～37】。

ベングリオン ここには法的文書がある。直近の戦争ではアイゼンハワーが軍知事についての宣言者だった【6：37】。

ローゼンブルート これが正に現地の軍司令官でなければならないかについて、私は最終的な形で意見を表明したくない。いずれにせよ軍司令部はなくてはならないが【6：37】。

ベングリオン その点を明確化しよう【6：37】。

ベントヴ 私はこれがイスラエル軍の高級将校である事を提案する【6：37】。

ベングリオン 会合する事になっている三人⁶⁹が提案するだろうが、本件は先送りされてはならない【6：37】。

レメズ 国家評議会の決議ではなく権威ある場所で話す事、説明する事が必要である。なぜならこれは併合ではなく、これこそは、それによってイスラエル国家の諸法がイスラエル軍によって征服されたこの場所の命令として適用される事になる、そういう命令だからだ。（グリェンバウム 何故併合ではないのか？）首相によってであれ外相によってであれ国家評議会の壇上からこの様に話をする事は、本件を説明するには充分だ。その後に軍知事の任命が来る【6：37】。

ベングリオン 私は政府の緊急時規則⁷⁰によってそれをする事を提案する【6:37】。

ローゼンブルート このやり方でいくとすると、放棄された土地 [に関する] 命令によって行ける (法を・・・読み上げる)【6:37】【ベングリオンとローゼンブルートのやりとり省略6:37】

ベントヴ エルサレムを占領地であると宣言し知事を任命するよう、占領軍司令官に指示を与える政府が国家評議会の声明がなければならない【6:37】。

ベングリオン 国家評議会ではこれが緊急時に効力を持つという事を宣言できるのであって、この法が効力を持つと宣言できるわけではない。・・・【6:38】

ローゼンブルート それはあなたが国防相として行う方がよい【6:38】。

ベングリオン 正式な法的形態は二人の閣僚にそれを行う事を委ねるだろう。私は法相抜きではこれをしない。国防相と法相が何らかの形でこれを宣言するには何らかの法の下におかれよう。そして我々はその後国家評議会でこれを宣言するだろう【6:38】。私は、グリェンバウム氏とシトリト氏が私と一緒に提案を持ち込む事を提案する【6:38】。

レヴィン 我々は評議会メンバーの数については決定したが、どの様に構成されるかや誰が評議会を構成 [評議会メンバーを選定] するかは決定しなかった【6:38】。

ベングリオン 三人の閣僚の委員会だ。彼らがエルサレムへ行ってそれをするだろう。・・・【6:38】・・・私は三人のメンバーがエルサレムに上る事を提案する【6:38】。

レメズ 私は三人の一人になってもよい【6:38】。

ベングリオン ラビ・フィシュマンとラビ・レヴィンとレメズ氏がエルサレムに上るだろう【6:38】。

グリェンバウム そこでは一般シオニストの反乱が起きるだろうね【6:38】。【シトリトとベングリオンのやりとり省略6:38】

グリェンバウム この委員会は本件に片をつける権限を受け取るのか。委員会はこの決定を変えられるのか否か【6:38】。

ベングリオン 委員会は本件に片をつける権限は持つが、決定を変更する事はできない【6:39】。

[③検閲] ※議事録には1行空きとなっているのみでタイトルなし【省略6:39～43】 ④次回の評議会会合の議題【省略6:43～44】 ⑤教育を政府に移管すること【省略6:44～45】 ⑥法案の評議会への提出【省略6:45～46】 ⑦軍の労働部隊【省略6:46～48】 閉会

(5) 1948年7月28日(欠席者:レメズ)

①質疑【省略6:50～54】 ②議題【省略6:54】

③仲介者との交渉

シェルトク 一昨日の朝、外務省で仲介者との会談⁷¹があった。彼は国連の人々のうち5人を伴って訪れた。・・・我々の側からは外務省の首脳3人が参加した。私は同日市内にいたジョゼフ博士も招いた。項目の一つがエルサレムになる事が分かっていたからだ【6:54】。1) 仲介者は我々の関係の問題から口火を切った。彼は言った。レイク・サクセスのあなた方の代表[エバン]側からあなた方は私を特別信頼はしていないという宣言があり、首相の演説もあったが私はその演説の意味するところを、あなた方はアラブとの直接交渉の方を好んでいるので仲介者を必要としないという事だと理解した。・・・私は言った。・・・我々が仲介者を任命したわけではなく我々が調停して頂くべくあなたを招いたわけでもないので、信用の問題は全く生じない。・・・あなたが我々を助けてアラブを交渉に連れて来る事ができれば——あなたは祝福されるだろう。いずれにせよ首相の演説には否定的なトーンは全くなかった。・・・【6:54～55】

2) その後彼は本題に移り、まずエルサレムの非武装化問題を提起した。・・・

私は言った。我々は明確な事を言う必要があり、それは・・・諸提案を我々は断固斥けるという事だ。・・・これがエルサレムの非武装化に対する彼の理解なのだという事実が、我々を非武装化の件全体から非常に遠ざけており、今我々は、非武装化についての話し合いがこういう結論につながるのであれば非武装化そのものに一体同意できるか非常に疑わしく思っている。私は同市の生活全般における領事委員会の支配や、同市の生活が非武装化に従属する事や、領事委員会の権限下でない一般大衆に対するエルサレムへの移住・定住禁止について我々がどう思っているかを彼に説明した。私はこうも言った。・・・我々は非武装化の件が、たとえあらゆる種類の正式な予防策を伴っていたとしても實際上将来の同市の体制の運命を決めてしまう事を非常に恐れている。我々に関しては将来の同市の体制問題は未決の問題だという事をあなたに知って頂きたい。我々は、この件における結論を決める資格があるしそうせねばならないと考えている。我々の社会では、同市をイスラエル国家の領域に含めよという我々の当初の要求は正当な要求だったという認識が次第に大きくなっていく。・・・その上、あなたが例えばその後同市をアラブの管轄に引き渡さねばならないと考えているという我々の知識が、我々を全ての非武装化案から遠ざけるのだ。全ユダヤ人軍勢力を同市から出す件も、我々の目から見れば重大だ。当初我々が非武装化について話し合う用意があると表明した時、我々は、全土が停戦にならないかも知れないのでエルサレムを救うという問題がある、という想定から出発していた。今や状況は変わった。我々が新聞で読んでいる事が正しいとすれば、[非武装化とは] アラブ兵力よりも大きいユダヤ人兵力を同市から出す事を意味する。同市は北・東・南ではアラブ地域で塞がれるだろう。だからアラブが革命（クーデタ）を遂行したいと思えば、同市にかなりのユダヤ人軍勢力がある現在より小規模になるはずの国際的兵力に対峙する彼らにとって、その事は容易だろう【6：55～56】。・・・彼は質問してきた。だがあなた方は非武装化の原則は受け入れるのか、それとも受け入れないのか？ [閣議]

決定に沿って私は言った。私は、我々が非武装化原則を受け入れているとあなたに言う事は決してできない。彼は言った。ならばつまりあなた方は非武装化原則を斥けるという事ですね？私は言った。もし相談する事が私に許されるなら今はこの問題で急ぎたくない。この地には停戦があるので、私はこの問題をイエスカノーで決定する状況に置きたくない。彼は言った。よろしい、だが私は安保理の指示に従ってこれを行う義務がある。私は非武装化につながるべく努力するよう指示を受けている、・・・だから回答をお願いします、今日でなければ——明日、明後日に。私は、非武装化の原則を我々が断固斥けるのかどうか今日回答する事を彼に約束した【6：56～57】。【一段落省略6：57】私は、会談の中で彼と彼の人々がこう主張したと前置させねばならない。彼が我々に提示した案は——決して固定化された提案と見てはならず、非武装化に対する立場は何日も前に（提案の日付は今月13日だ、我々には22日に提示されたが）停戦はないという想定から形成されたものだ。そして国連の人々二人と私の同僚の二人との更なる会談で彼らは言った。これらの提案は無効かつ廃止されていると見なす必要があり、それらに依拠してはならないと（私は公の明確化の際に私がこれらの提案に依拠してもよいのか尋ねた——彼らは依拠せぬよう頼んだ。それらは議題についての立場と見なしてはならないからだ）【6：57】。昨日私は彼から口頭でメッセージを貰った。彼は我々が非武装化の原則を受け入れる、或いは非武装化の原則を斥けないと言ってくれるか伝えて欲しいと頼んだ——これはあなた方にいかなる実際的な措置をも強制しないという事を確信してくれてよい、と。つまりこれは我々に、我々が反対しようと考えているあらゆる種類の実地的措置にその後反対する自由を否定しないだろうという事だ。特に我々は、結局のところ非武装化の件は服従や命令の事項としてではなく合意された事項として来るはずである、という事を理解せねばならない。つまり我々は原則を受け入れるが、その後実地的措置の提案全体を否定するわけである。これが提案だった様だ。彼は我々から原則についての決定を受け取る

事に非常に関心がある。事情を知る人々も、もし我々が原則を斥けたら——安保理に対しても国際世論に対してもそれ程居心地のよくない立場に自らを立たせるだろう、と我々に言った【6:57～58】。会談中に私は3回ではないとしても少なくとも2回、アラブ的エルサレムについての彼の提案にふれてこう言った。あなたがこの提案の中にエルサレムについての正しい解決策を見ている事を我々が知っているという事実は・・・あなたの側から来た全ての非武装化案への我々のアプローチに影響せざるを得ない【6:58】。ここまでが非武装化の件についてだ。それについて私は遅くとも明朝に返答せねばならない【6:58】。

この機会に私は彼に言った。我々はエルサレムについての特別な宣言を発表し、同市をイスラエル国家の法が適用される地域と決めようとしている、と。私は言った。これはイスラエル国家へのエルサレムの併合についての宣言ではないだろうが、決定的に、イスラエル国家とエルサレムにおける管理と体制と法の一体化をめぐる当該地域のイスラエル国家への結合^{ツェイルフ} [צירוף]⁷²である。我々は諸事項を秩序立てる為にこういう事を必要としている。単純に法的土台を欠いている実際的な事柄が幾つかあるのだ。エルサレムにおける我々の責任と権限を決める為でもある、と。それから彼の人々の一人が聞いた。あなた方は侵攻兵力の観点から見てエルサレムにおける大切なもの全てに対する責任を引き受けるのかと。私は言った。・・・我々は形式的な観点からもエルサレムにおける大切なもの全てに対して責任を持つ事に関心があるし、そうしたいと思っており、だからこそ私がお話ししているその宣言がなされるのであり、その宣言は対外的にも対内的にも我々に必要である。仲介者はそれには一言も反論しなかったが、私はその事が彼に深刻な印象を与えた事を見てとった【6:58】。[エルサレムに国際的兵力がいたとしてもアラブが決起すれば町の安全に支障が出るというシェルトクの主張に、ベルナドットがその様な事は考えられないと疑問を呈し、やりとりがあった事を述べる] 彼らは、自分達にとって肝心なのは

エルサレムを破壊しそうな武器の撤去だと主張した。・・・更なる私的な会話の中で彼らは、自分達にとって肝心なのは同市を破壊しそうな大砲の撤去だと言った。ここに人々に関する、そして武器のカテゴリーに関してさえ妥協があり得るといふ何らかの示唆が含まれていたが、示唆にとどまる。これは・・・提案とは言えない【6：59】。

3) その後ベルナドットは第三の問題に移った——アラブ難民問題だ。[ベルナドットは30万、35万とも言われるアラブ難民の窮状にふれた。その後の彼の話の内容を以下説明] これは大きな人道的問題だ。彼は何よりもまず人道的観点から本件の為に闘うだろう。これらの人々の救済の為に何かをする必要がある。・・・彼はアラブ難民の為に支援プロジェクトを組織化せねばならないと考えている。援助を動員する必要がある、彼はユダヤ人難民をも援助する用意がある。だが最も効率的な援助は——難民をできる限り彼らの場所に帰す事だ。だから彼は我々がこの件で協力する用意があるか知りたい。彼は言った。“Displaced Persons”という言葉はきっとあなた方の心の中に共感を呼んでいると思う。あなた方ほどD.P.の運命が分かる者がいようか。戦争中にはその事が実行に移せるか疑わしいとあなた方が考えている事は理解するが、フランスは戦争中にドイツから根こそぎにされたフランス人を戦争終結まで待たずに帰還させた。又国連事務総長からはこうも聞いている。私 [シェルトク] にこの件について尋ねたところ難民は帰れるだろうと私が彼に言ったと。私は言った。まず事実的な面からは私はトリグヴ・リー [国連事務総長] への自分のその答えは思い出せないが、トリグヴ・リー氏は私に誠実なので私は自分がそんな事を言ったという事に同意する用意はある。私は時と理由を思い出している。個々の場所での退去があってその事が一時的に見えた本件の当初——これらのアラブは帰りたいなら帰れると私は言ったかも知れない。それ以来状況は激変した——アラブの退去の件は出来事の経緯全体を貫く根本的で際立つ線、かつ状況全体を決める決定的な政治的光景と化したのである【6：59～60】。本件には

人道的観点からもアプローチする必要がある事は明らかで、もし彼らの場所でこれらの難民の為の援助プロジェクトを動員できれば——彼の上には祝福がもたらされるだろう。・・・だが我々の所と彼らの所の問題の次元を比較してはならない事は明らかだ。彼らにあってはこれは決定的に衝撃的な問題、非常に広範な問題だが、それを人道的考慮だけから解決する事はどうしても不可能である——これは政治的考慮と軍事的考慮の問題であり、人道的観点も遠視眼をどうしても必要とする。ユダヤ人D.P.と完全に同一視する事はできず、フランス人難民と完全に同一視できない事も確かだ。フランス人は自らの民族と自らの地に帰ったのだ。・・・これらのアラブにとって自らの地への帰還の中に建設的な全ての解決があるわけではない、という意見には一考の余地がある。私はギリシアとトルコの例⁷³を持ち出した。私は言った。私は可能性としてこれに言及するのであって結論を決めているわけではない。だがこれらの人々の帰還について戦争中は語るべき事がないのは明らかだ。彼らの帰還は我々に対する戦争の手段となろう。アラブ諸国はこの件で圧力をかけている、なぜなら彼らはその事の中に我々に対する最も効率的な戦争手段の一つを見ているからだ。アラブ諸国は・・・我々に大きな金銭的重荷を課すだろう——その国々に今日課されている大きな金銭的重荷を。アラブ諸国は彼らに向けられている[民衆の]多大な苦々しさの全てから解放されるだろう。・・・よって、この件について話すべき事はない。(ベングリオン アラブ諸国はアラブ住民の招きによってこの地に侵攻したと宣言している!) いずれにせよアラブ諸国は、この地から我々の痕跡を一掃すべく我々と戦っている時にこの事を我々に提案しているのだ。経済的問題もある事は疑いない——この人々はどんな仕事の為に来るのだろうか? 誰が彼らの世話をするのだろうか? 彼らを帰還させる事は彼らに対する無責任なステップとなろうし、本件をもっと遠視眼的に見るとすれば、この事の中に人道的支援があるのかは甚だ疑問だ【6: 60～61】。ベルナドットは議論の中で多くの柔軟性は示さなかった。彼は何度も人道的側面についてコ

メントし、こういう意味の事を少々早口で言った。この地に長らく住んでいた人々が根こそぎにされて、彼らの代わりにユダヤ人移民を連れて来る事などあり得ないと。私の人々の一人が非常に鋭く彼らにこう答えた。我々のうちの誰も彼らに出て行くよう要求したわけではないと。結論は何か？私はこう言った。結論は単純だ——戦争中はそれ〔帰還〕について語るべき事はなく、我々にとって現在の停戦は戦争の一局面であって、平和の一局面ではない。和平条件について話し合う時が来たら——これは我々が話し合う条件の一つとなり、それからその事は一連の案件全体に結び付けられ、然る後に我々はその問題を解決するだろう。・・・【6：61】

4) 第四の問題は、我々が停戦から武器停止〔この場合は armistice の意〕への移行を考える用意があるかどうかというものだ(英語では三つの用語がある。“cease-fire”, “truce”, “armistice”だ。“truce”と“armistice”には違いがある。“truce”は一時的な停戦〔武器停止〕、“armistice”は戦争の終結である。私は一つ基本的な違いを学んでいる。“truce”に於ては和平交渉が行われるかはまだはっきりしない。“armistice”に於ては和平交渉が行われる事が明らかだ)。・・・私は言った。もし私がその事をありのままに理解するなら、又もし私が言った事が正しければ停戦〔この場合は truce〕は戦争の一局面であり——彼が規定する様な武器停止〔この場合は armistice〕は平和の一局面と見なす必要がある。従ってまず我々は、本当に自分達が和平に向かって歩んでいるのかどうかを知らねばならない。つまり我々はアラブが、対等な国民としての我々、彼らが独立しているのと正に同じ様に独立した国家の国民としての我々と共に、一つの机に座って全ての和平事項について話し合う用意があるかどうかを最初に知らねばならない。・・・【6：62】・・・その後私は二つの問題を提起した。アリヤー問題と近隣諸国における監視の問題だ。アリヤーについて私はこう言った。我々は5月29日の安保理決議に忠実だが、我々は当初我々がその意味を規定した様にその意味を規定している。つまりアリヤーについては我々は二つの制

限以外は認めないという事だ。1) 兵士、戦闘員を移住させる事は我々には禁じられている、2) 我々が移住させる兵役年齢の若者を停戦期間中に動員する事は我々には禁じられている。我々はこれら二つの決定を受け入れている。我々は兵役年齢の人々の入国についてのいかなる実際的な制限も受け入れないし、我々は彼に、無期限である停戦中にそうなる事には同意できないだろうという事を知って貰いたい。・・・この状況に我々は耐えられないし、どうしてもそれには同意できず人数的な無制限を主張するだろう。・・・それについて彼は非常に明快に答えた。あなたはその解釈をとる全ての権利をお持ちだが、私は私の解釈をした。私が自分の解釈を撤回する可能性は全くない。・・・だがあなた方がそう主張するなら——それはあなた方の権利だが——その事を安保理の決定に持ち込もう。あなた方が私に要求するなら、私は本件を安保理に持ち込み決定を要求する用意がある。あなた方はそうしたいなら、本件をあなた方の代表エバン氏に課す事ができる。・・・【6:62～63】私が提起した第二の問題、すなわち近隣諸国における監視の状況、監視団の状況については私はこう言った。我々の社会での受け止められ方は、我々のみが監視されており・・・相手方は放免されているというものだ。サウディアラビアにも港があり飛行場があり国境がある。従ってあなたが武器停止への信用、停戦への信用がもっとあって欲しいと思うなら、できる限り監視についての具体的情報を我々に渡して頂きたい。全部が公表されなくてもそれは我々に、向こう〔アラブ諸国〕でも監視があるのかどうかを明らかにする・・・可能性を与えるだろう。彼は言った。あと数日すれば各国の担当場所についての人々の具体的なリストをあなたに見せる用意ができるだろう、私のリストを機密文書として扱ってくれるという前提だが、と【6:63～64】。〔国連監視団の車が米国旗を掲げていたというシェルトクの抗議に対し、ベルナドットは国連旗を掲げるよう対処すると約束〕【6:64】。その後彼は監視の全規則の大綱を私にくれた。・・・【6:64】その後今後数週間の彼の予定を私にくれた。彼はあと一週間か十日ほどロードス

と中東で仕事をし、近隣のバイルートへ行って、帰って来てテルアヴィヴに来る。この間彼は三つの事で満足するだろう。1) 停戦監視の組織化、2) エルサレムの非武装化問題の明確化、3) 難民への支援。彼は国連の経済社会理事会から特別な人を、支援問題についての彼のアドバイザーとして招いている。…彼は調停を続けないとは言わなかったが調停を続けるとも言わなかった。その間彼は・・・アラブとの直接交渉における成功を願っている・・・と言った。8月9日に彼はスウェーデンの自宅に飛び、国際赤十字会議に参加する。・・・彼は9月第一週に戻って来て、総会開幕までの二、三週間を状況の検討と・・・総会への彼の報告書の作成に充てるだろう【6：64～65】。その後私は根こそぎにされたアラブの件についての書面⁷⁴を彼から受け取ったが、英語のその写しは今日政府メンバーに送った。彼は二つの問題について我々に回答を要請している。エルサレムの非武装化とアラブ難民の問題だ。・・・【6：65】

私は非武装化に関して提案をお示ししたい。私が思うに、原則的・体系的にかつ最初から我々がエルサレム非武装化の全提案を斥ける、という我々からの宣言が彼の前、或いは安保理の前で記録される事は我々の利益にならない。我々が非武装化案を原則として受け入れるという宣言を彼の前に出す事も望ましくない。否定に満足するのは不可能だ、なぜならそれは問題への答えにはならないからだ。私はそれ故こういう文面で回答する事を提案する【6：65】。1) 暫定政府は非武装化提案を、1948年7月22日に仲介者から検討するよう提示されたその諸条項について、再度断固として斥ける。暫定政府はこの提案は二度と存在しないと理解している【6：65】。2)・・・エルサレム非武装化案への政府の態度は、仲介者が最終的考慮に於てエルサレムをアラブ支配に委ねる事を提案し、いまだに彼のこの提案を撤回していないという事実に影響されざるを得ない【6：65】。3) エレツ・イスラエル全土に戦闘が再開された場合にエルサレムを、同市におけるユダヤ民族の死活的な利益を侵害する事なく破壊の危険から守るリーズナブルなあらゆる計画について、暫定政府は当初と同様話

し合う用意がある⁷⁵【6：65～66】。難民の帰還についてはこう回答する事を私は提案する。我々は戦争が続いている限り、アラブ難民の大量帰還には同意できない。我々は例外的ケースについて、特別な苦しみのケースであれ特別な権利のケースであれ——ケースごとに個別に話し合う用意はある【6：66】。

・・・ワシントン駐在の我々の代表団から私が受け取った概括を皆さんに共有させて頂いた。・・・主要な問題は、我々がアラブとの交渉の可能性を明らかにする為に大きな努力をするだろうという事であり、我々の代表〔エブシュタイン〕はエジプトからまずは始める事を提案している⁷⁶。私はそれに完全に同意している。皆さんは恐らく、外務省中東局長〔サッソン〕が二人の助手と共に既に数週間パリにいてアンテナを張りめぐらし幾つかの事を仔細に吟味しようとしているのをご存じだろう、今のところ何の成果もないが⁷⁷。・・・我々が恐らく達成できる事は・・・国連加盟だと思う。その事に我々は大きな努力を集中させねばならない。私は9月までに我々が国連に加盟する事への支持を米国政府内に得るよう、又その為に米国の選挙前夜を利用し、かつフランスがこの件について我々を支持する用意がある事を利用するよう努力する事に更なる重要性を見ている。この支持は我々への承認よりもたやすい。B) 我々と交渉する様にといいアラブ諸国への一定の外交的圧力を米国政府から得る事が可能であれば、これは米国の在中東公館にとって外交的導きとなろう、C) 我々の宣言と声明でもって我々は、アラブ世界から侵略の償いとして我々に届く賠償のスローガンを課すだろう。既に我々は、彼らが難民の扶養の為に我々に金銭を要求しているのを見てきた。・・・我々は、アラブが難民の帰還に抗議した事、又この事〔難民問題〕が本件に人道的な衣をまとわせているベルナドット提案の項目と化するのを見てきた。多大な破壊がなされ、戦争の必要性の為に巨額の資本が支出された——誰かがそれを余儀なくし誰かに責任があるのであって、これらの国々は支払う義務がある。・・・【6：66～67】

ベングリオン 難民の件についてのベルナドットへの回答の中に何故この要求

を入れないのか？ 私は、彼らがエレッツ・イスラエルで生じさせた破壊と荒廃についての賠償の要求を回答の中に入れる事を提案する【6：67】。

シャピラ **冒頭僅かに削除**エルサレムの非武装化案を両手で斥けるのは我々には不可能だ、というシェルトク氏〔の議論〕は正しい。彼が提案する回答案こそが私見ではよくできた草案だ。我々はエルサレムを戦争の脅威から守るあらゆるリーズナブルな計画について話し合う用意がある【6：67】。

1／3頁ほど削除【6：67】

フィシュマン 私は非武装化に関してはシェルトク氏の提案に現状の形で賛成だ。だが文面は私にはしっくりこない。冒頭我々は第一項で、政府は非武装化案を斥けると断定している。そしてその後すぐに、この提案はもはや存在しないと我々は理解している、と付言している。シェルトク氏が言わんとする事は分かるが、この二つの文章の結合には何か矛盾がある。私見では順番を変えてこう言わねばならない。我々はこの提案は存在しないと考えるが、存在するとすれば——我々はそれを斥けると【6：68】。

シェルトク 我々は斥ける、そしてそれが存在していないと認められれば喜ぶだろう、と言う事は可能だ【6：68】。

フィシュマン アラブ難民の帰還に関しては、私は外相によって言われた事の全てに賛成だ。私は提案の拡大には反対する——世界は、我々が世界の意見を考慮する程には我々の意見を考慮しないのだ【6：68】。

シトリト 戦争が続いている限りアラブの帰還について話してはならない、婦女子の帰還でさえも。その事〔帰還〕は我々に非常に重い重荷を課すだろう、婦女子は他者への依存の観点からだ。この場合は彼らは我々に依存するだろうから。特別な例外的ケースについては語る余地がある。アラブ難民は全員がエレッツ・イスラエル外にいるわけではなく、彼らの一部はアラブの村々におり、一部はイスラエル国防軍によって征服された村々にいる。これらの人々についてはこう言いたい。リッドにいるヤッフオからのアラブを——ヤッフオに帰す

事は可能だ。近隣の村々やハイファから来たナザレにいるアラブを——ハイファや彼らの場所に帰す事は可能だ。こういう事については我々は語れる。アラブ一般の帰還については、今は語るべき時だとは思わない【6:68】。

グリュンバウム 1) 回答案の第一項についてのラビ・フィシュマンの驚きは私にはよく分からない。こう言おう。我々は提案された非武装化計画を斥ける、そして我々はそれを斥けたのでそれをもはや存在しないものと見なす、と。この方が明快だ【6:68～69】。2) 私は回答案の第三項には反対だ。[第二項が非武装化案に極めて否定的であると説明] 従って我々が第二項を前提とするなら第三項の余地はない。非武装化について語らざるを得ない限り——旧市街と新市街を区別して、非武装化を旧市街に限定する事を提案したい【6:69】。3) 難民問題について——我々はD.P.とはどういう事かを最もよく理解しており、確かにここには人間的・人道的問題がある。だが我々は戦争の中にいる。我々に対して七か国が出兵し、その国々の中にはエジプトの様に豊かな国もある。もし我々がこんなに大量のアラブ難民の帰還によって我々自身に重みをかけたら戦争できないだろう。その事は明白だし、明らかにされている。我々の前には戦争か難民の帰還か、という二択がある。この選択しかないのだ。彼らが我々を攻撃してきた為に我々が戦争せざるを得ないので——難民の帰還について我々は全く語る事はできない。我々への攻撃者達が——難民の扶養という軛を担わねばならない。世界中のどの人もこれは理解するだろう【6:69】。

シェルトク ベルナドットは世界は理解しないだろうと言った。私は、どの政府も我々の立場にあれば理解しただろうと言い、更にこう言ったのだ。ズデーテン人のチェコスロヴァキアからの根こそぎ⁷⁸を理解した世界はこれをも理解するだろうと【6:69】。

ベルンシュタイン 1) 私が理解する限り、エルサレムの非武装化について我々が持っていた問題は弱められるかももう存在しなくなっており、我々が直面しているのは「ノー」を無礼な形で言うかエレガントな形で言うかという問題だ。

外相によって起草された回答は「ノー」をエレガントな形で言っており、私はそれに賛成だ【6：69】。2) 私は難民帰還の問題を、ナザレの状態が私に明らかになった後では深刻さを増す問題として重大視している。ナザレではこの地の他の諸部分よりも食糧の必要性があり、この町は既にアラブ難民の集中する場所と化している。私見では、我々は一切例外なくアラブ難民の帰還に断固反対せざるを得ない。恐らく国内と占領地のアラブを交換するという少数派相の提案を話し合う余地はあるだろうが、この範囲以外は——どんな事があっても駄目だ。私は我々の拒否を、諸理由の中でもとりわけこういう理由でもって説明する事を提案する。我々に対しては経済的戦争もあり、それは我々の供給に非常に重くのしかかっており、この様な状況下ではアラブ難民の扶養を我々に課す事は不可能であるというものだ。国際世論に関する事は——私は常に主張してきたし主張し続ける。世界の反応は、我々がしている行為にかかっているのではなく、その行為についての我々の説明にかかっているからだ【6：70】。レヴィン ベングリオン氏は言った。戦争が決め手となろう、と。まだそれは決定打ではない。我々は勝利に酔いしれぬ様にしよう。我々は世界で一人ではない。勝利の後どうなるかを考えねばならぬ、勝利が我々の側にあるならば。我々はアラブの海で囲まれている。ベングリオン氏の言葉によればアラブとの直接交渉をせねばならないなら、我々は計画を持つのがよい——我々は計画を持っていない。私だったら仲介者を斥ける事に反対するだろう。・・・これはずっと私の立場だった【6：70】。私も提示されている草案の中に定式化されたシェルトク氏の提案を支持する。停戦が打ち切りになるなら我々にはできる限りエルサレムを救いたいだろう【6：70】。全アラブ難民の帰還には多大な危険がある。だが婦女子の帰還についてのシャピラ氏の提案は私には適切と思える。この件については明確化し、個別に一つずつ決定せねばならぬ。結局のところアラブは我々の兄弟達がリッダとラムレで何をしたかを知っており、彼らは我々に敵対する大々的な宣伝の為にその事を利用している。我々はこの要因も

考慮せねばならない【6：70】。

ベントヴ 非武装化の件について。私は全般的には外相のアプローチに同意するが、第三項の定式化についてはどうかと思う。この文言は結局、非武装化についての交渉を余儀なくする。他の提案部分に含まれているこういう可能性に対する牽制が無駄になるわけで、だとしたら他の提案部分が何の意味を持つのか私には分からない。・・・私見では彼〔ベルナドット〕が自分の関心ある事と我々が関心ある事を同時に扱うよう、彼に強いねばならない。エルサレムでの戦闘再開への恐れこそは一定程度我々の手中の切り札だ。エルサレムで戦闘再開がない事が保証されれば——彼らはエレッツ・イスラエル全土での平和の持続をそれ程は気かけぬかも知れないからだ。この理屈が決定的かは私には分からないが、いずれにせよ明らかなのはエルサレムに関する安全の不在が仲介者にとって諸事項を運営する事を困難にしている事、エレッツ・イスラエル全土で戦闘が再開される事はないという事だ。質問だが、第三項の文面をやや弱めて、我々は全体的措置の一環としてエルサレム問題について話し合う用意がある、と付言するのが我々にとって適切ではないか。これが原則論の強調になる様な形で第三項を起草する事を提案したい【6：71】。

ベングリオン シェルトク氏の案の最初の二つの項目は、私の理解では全員に受け入れられている。フィシュマン氏のコメント以外は。最初の二つの項目に反対する正式提案はされないのか、ラビ・フィシュマンにお聞きする【6：71】。

フィシュマン いや、しない。

ベングリオン いずれにせよ私はこれを考慮には入れる。第三項については懸念があった。この項目についてはグリェンバウム氏の提案がある【6：71】。

シェルトク グリェンバウム氏は、我々が尋ねられた質問に回答しない事を提案している。もしそうなら、我々はその提案には回答しないと私がベルナドットに答えるよう〔グリェンバウム氏は〕提案せねばならない。しかし、明確な

提案に対して不明確な回答をする事はできない【6：72】。私が起草した通りの第三項は、交渉における正直と誠実の観点からは私を満足させていないとコメントしたい。だが私は第三項を「非武装化と」限定していないので、同項目は非武装化も提案しているわけではないとベルナドットが解釈するだろう、と期待する資格が私にはある。これ以上我々としては譲歩できないが【6：72】。

ベングリオン こういう項目を追加するというベントヴ氏の案があった。我々はエルサレムをこの地全体の一部と見なしており、エルサレム問題の措置については全体的措置の一環として話し合う事ができる、という【6：72】。

シェルトク その案は私には適切と思えない、それは全く別領域だ【6：72】。

グリェンバウム 第三項についてはこういう文面を提案したい。エルサレムのアラブへの譲渡についての提案が取り下げられないため安全が保障されぬ状態である限り、エルサレム非武装化の原則について話し合う事は我々にとって不可能だ、という文面だ【6：72】。

シェルトク それは第二項の修正で、かつ第三項の削除だ。ベントヴ氏の案は非武装化への拒否回答という事になる。であるならばその事は明言されねばならない。なぜならこの提案が言っている事は何かというと——全体的措置と絡めてエルサレムについて話し合うと言っている。非武装化案はその全体性は意図していない。非武装化案はこう言っている。将来の措置は害さずに——今非武装化したいと。だからもし我々が今非武装化なしと言う場合——それは拒否回答なのだ【6：72】。

ツイスリング シェルトク氏の説明の論理は本件を洗い出しきっていないと思う。この問題は全面停戦時という解釈の下で話し合われた。これに基づいて、我々は反応した様に反応したのだ。私は、我々自身の為に柔軟性の門は開けておきこちらの責任にされない様にする、というこの草案の意図は理解している。私が理解できないのは、何故シェルトク氏の草案の前後に我々が前置きしたり付加したりできないのかという事だ。この話し合いが全土における全面停戦期

間中になされている事に鑑みると、エルサレム問題の解決は全体的措置に含まれるだろう。この二つの事は相互に結び付けられており、片方が相棒を害するものではない【6：73】。

シトリト 私は第一項にこう付け加える事を提案する。非武装化の意図がエルサレムを戦場から外す事であるなら、我々はエルサレムに関する特別停戦について、或いは武器停止に沿って話し合う用意があるだろうと。エルサレムは1947年11月29日国連決議によれば特別な地位を持っており、そこでは非武装化の余地はない【6：73】。

シェルトク それは含まれている【6：73】。

ベングリオン ベントヴ氏のコメントは極めて適切だと私には思える【6：73】。

ベントヴ 私が提案した事で〔文章を〕始めて、その後第二段落をこういう風に追加する事もできる。もしいかなる包括的な解決策も得られず戦闘再開の危険があると判明した場合は——我々は非武装化の件について話し合う用意がある、と。シェルトク氏は自分が非武装化に原理的に反対だとは言いたくなく、つまるところ我々は反対しているわけではないと言いたいのだ、と私は理解した【6：73】。

シェルトク あなたの質問は的外れだ【6：73】。

票決に移る。追加なしの第三項に賛成——8 第三項が原案通り採択された【6：73】。

ベングリオン 難民帰還の件については提案はこうだ。戦争状態が存在する限り、我々は特別な場合を除きアラブ難民の帰還に同意できない【6：74】。

提案に賛成——9 反対——2【6：74】

戦争が続く限り難民の帰還には同意しないと決定する。仲介者への回答の起草

は外相に一任される【6：74】。

シャピラ エルサレム知事について今日決定されるのか？【6：74】

ベングリオン 前回会合で、エルサレム知事については提案が合意に至らなかった。残念ながら今日はシトリト氏が来るのが遅れ、我々はこの件で彼と相談する事が叶わなかった【6：74】。

シャピラ 政府メンバーはこの件について提案できるか？【6：74】

ベングリオン できる【6：74】。

④ [原文では③と誤記] 軍の労働部隊 [省略6：74～92] ⑤テルアヴィヴ警備員の追加期間における動員の延長 [省略6：92～96] ⑥内相と移民相への緊急時規則を制定する権限の付与 [省略6：96]

3. 考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

ここでは本議事録に見る優先的審議事項を検討するが、この時期の全体的な文脈を把握する為に(1)では史料紹介割愛部分の主な議論と閣議決定を簡単に見る事とし、(2)(3)(4)で本稿が検討の中心とする「第二次停戦開始とアラブ地域の制圧」「エルサレムの非武装化」「難民帰還」（いずれもアラブ問題関連事項である）に関する議論をそれぞれ閣議横断的に概観・考察する。

これら三つのテーマの比重であるが、第二次停戦開始をめぐる問題が四閣議にわたり時間を割いて論じられているのは驚くべき事ではないが、意外でもあるのはエルサレム問題の比重の大きさである。エルサレムについての審議は非武装化審議の前段である7月25日閣議②だけでも本議事録の六分の一を占めており（後段の7月28日閣議③における非武装化審議の部分と併せると当然それ以上になる）、難民帰還についての審議の比重をはるかに上回っている。難民帰還についての方針は7月には既に「戦争中には帰還させない」事を基本とする方向で固まっていたためあまり議論する必要がなかったという事情があるにせよ、それに比してのエルサレム問題の突出した比重は、今日にも通ずる

パレスチナ問題へのイスラエル側の基本的認識のあり方を照射していると言える。旧市街を解放してエルサレムを首都とする願望をベングリオンが語るなど、約二十年後の第三次中東戦争につながりその後の情勢をも貫いてきた論点がエルサレム審議に表れているところも注目される。また冒頭で述べた閣内の穏健派と行動派の対立軸については、「十日間」の戦果で自信をつけたイスラエルが対外的に強硬になっていたこの時期に於ても、閣内穏健派が一定の影響力を保っていた事に注目する。

(1) 史料紹介割愛部分の主な議論と閣議決定

①アラブ問題関連事項

(i) アリヤーの推進

7月14日閣議②の途中でシャピラが、キプロスからの2500人の移住を英国が認める用意があるが、そのうち1000人が社会的弱者であり、この移住を認めると国内的負担になるが移住を認めるべきかどうか（シャピラ自身は移民キャンプの収容能力から考えても認めない方がよいという意見で、彼らの移住を止める指示を出した）という問題を緊急に提起した。シェルトク、グリュンバウム、ベングリオンが移住を認めない選択はあり得ないとしたのに対し、経済に関わる閣僚であるカプランとベルンシュタインはシャピラを支持した。この問題では5:5で票が二分したため閣議決定には至らず、シャピラは自らの理解通りに行動できるが成功しなければ再び閣議に持ち込む事とされた【5:98～102】。その後7月18日閣議②でシャピラが、前回の閣議後に社会的弱者のうち本当に困難なケースは少数である事が判明したため、人々を直ちに移住させるよう指示を出した、と報告した【5:169】。アリヤーが制限されてきた中で、可能なアリヤーは全て行わせるのか、それとも経済的・軍事的側面も加味して総合的に可否を判断するのか、閣内の意見が分かれた議題であった。

(ii) 司法におけるアラブ的要素の排除

7月14日閣議④ではラビ法廷についてのフィシュマンの要求について話し

合われた⁷⁹。フィシュマンは委任統治期にラビ法廷はムスリム法廷に比べて不利に扱われていたと主張し、両者の平等を要求していた。ベングリオンが、四人の委員会（ローゼンブルート法相が委員のうちの二人を、フィシュマン宗教相が残りの二人を任命する⁸⁰）を設立して閣議に提案を持ち込ませ、政府が話し合い、採択如何にかかわらず評議会に持ち込んで決定する事を提案する。この提案は異議なく可決されたが【5：116】、議論の途上ではローゼンブルートが宗教法廷の平等化を宣言する様というフィシュマンの曖昧な要求には同意できなかったと述べ【5：113】、ベントヴがこの件で主張が通る事をフィシュマンが内閣への自身の復帰の条件の一つとした事を批判するなど【5：114～115】宗教・世俗の対立軸が鮮明になる中、シトリトはキリスト教徒共同体の位置づけも考慮しつつフィシュマンの主張に一定の理解を示した【5：115～116】。司法におけるコミュニカルな問題についてのシトリトの独特の視点は、続く議題⑤における主張にも表れた。

7月14日閣議⑤では最高裁判所の判事候補の辞退者の代わりに別の候補者を立てる事が話し合われたが、シトリトが、先立つ7月7日（午後）閣議③で七人の候補者のうち誰一人としてスファラディーム共同体を知らずアラビア語を知らないと指摘した自らの言葉を繰り返し、スファラディーム共同体の名で自分が候補者を提案したいと申し出た【5:120～121】。しかしベングリオンは、法相以外の者が候補者の提案をする事は国家評議会で決定された手続きと異なるとして斥ける【5：121】。シトリトは国家評議会で本件全体を改めて提起すると食い下がるが、ベングリオンはシトリトが法相と相談してシトリトが良いと思う様な候補者を提案してもらう事はできると答えるにとどめた【5：122】。結局、最高裁判事として今のところ五人の候補者のみを提案する事を閣議決定した【5：123】。シェルトクが、以前この問題が話し合われた際にシトリトの提案した候補者は最高裁判事にふさわしい最低限の水準に達していないという結論になったと指摘し⁸¹、ベングリオンは法相が受け入れられる候補者がシト

リトの念頭にあるなら、法相がその提案を我々の前に持ち込むだろうと補足した【5:126】。解説すると、この議論は、司法におけるアラブ的要素の欠落状態が、閣内で唯一のスファラディーム共同体出身者である少数派相の抵抗にもかかわらず固定化しつつあった局面を示している。アシケナズィーム閣僚らがそうした状態の是正（アラビア語の話せる最高裁判事を少なくとも一名は入れる事）に積極的ではなかった事が大きな原因の一つであった⁸²。

(iii) イルゲンとレヒの動向

7月18日閣議②でツイスリングが、国防軍の公式声明の中に「国防軍は、エツェル及びレヒと協力して・・・」【5:168】という文言があったが、イルゲン（議事録ではエツェル。軍に統合されたが一部はいまだに政府の統制に服さず独自の行動を行っていた）とレヒに対して、いつからこのような公式の立場が我々の声明の中で与えられる様になったのかと質す【5:168】。これに対してベングリオンはエルサレムのイルゲンが次第に組織化されつつある現状を説明した上で、七人の委員会が開かれて本件についての結論を政府に持ち込む事になると述べた【5:169】。解説すると、アルタレナ号による武器搬入や五人の英国人の誘拐など国際的に問題となる活動を続けている右派武装組織への政府の妥協的姿勢は「協力して」という文言に凝縮されており、このような宥和政策や、時に彼らを利用しようとしさえする政府首脳の姿勢が彼らの活動を活性化させていた事は否定できない。それは右派武装組織によるベルナドット暗殺（9月）の根深い背景を形成するのである⁸³。

②それ以外の国内事項

(i) 検閲

7月14日閣議①では、通貨と予算の件⁸⁴について新聞各紙が時期尚早に公表した事が話題に上り、経済・外交等の重要問題の報道については検閲をかける必要があるという話になった。カプランが、国防省は軍事的検閲にしか関心がなく緊急時に検閲全般を引き受ける用意がない事が判明したため、検閲の件

は内務省に移す事が閣僚委員会で決定されたがその決定は政府の承認を要する、と述べる。ベントヴは市民的事項の検閲に反対するが、シャレフとカプランが、委任統治期に検閲に関する法があって廃止されておらず、いまだに現行法である事を確認した。グリェンバウムが市民的事項の検閲法に関する状況を調査し、この件についての提案を閣議に持ち込む事になった【5：79～80】。

ところが7月25日閣議①の質疑で、マパムの機関紙「アル・ハミシュマル」が軍の検閲に引っかかって発行を差し止められた事が問題になり、軍の検閲官には新聞の発行を差し止める権限はないとベントヴが指摘し⁸⁵、ツイスリングもベングリオンに抗議した【6：2】。その後の議題③でグリェンバウムが、検閲は内務省に委ねられると決定されたにもかかわらず検閲官が国防相によって任命され、その者が軍の事柄のみならず全事項について検閲があると新聞各紙に通知したとし、もしそうなら検閲を内務省に委ねるという閣僚委員会の決定を取り消すか、軍の検閲と市民的事項の検閲を区別せねばならないと述べる【6：39】。カプランの提案に基づきグリェンバウムが検閲に関わる原則を用意して（グリェンバウム自身の考えでは軍の検閲は軍の管轄であり新聞への監視は内務省の管轄）、政府がそれを話し合う事になり、閣議決定はなされなかった【6：42～43】。

解説すると、検閲の議論はベングリオンとマパム閣僚の以前からの対立と関係していたが、戦時下における言論の自由の制限（制限はどこまで許されるのか、及び誰が制限する権限を持つのか）をめぐる論争という、単なる党派対立にとどまらぬ重大な側面も持っていた。「検閲は情報に対してであり、意見に対してではない。検閲は軍事的価値を持つ情報に対してであり、誰かにとって快くない情報に対してではない」【6：42】というベントヴの言⁸⁶は他の閣僚らの懸念をも代弁していた。検閲は内務省に委ねるという閣僚委員会の決定を無視する形で、国防相が任命した検閲官が軍の事項のみならず市民的事項についても網羅的に検閲する体制が、ベングリオンによっていつの間にか構築されよ

うとしていたからである。

(ii) 議会に国防委員会や外交委員会を設けるか否か

7月18日閣議③では、国家評議会に国防委員会を設けるか否かの問題について、評議会に一任するというグリェンバウムやツイスリングの案と、<評議会内に現にある国防委員会にまだ入っていない党派を参加させて新たな国防委員会にする事を政府が評議会に提案する>というカプランやベングリオンらの案が対立したが、後者が採択された。後者の案を推したベングリオンの趣旨は、国防事項には幅広い党派が関わる必要があるため「新しいアリヤー」(ローゼンブルートの党)や修正主義者や共産主義者も合流するというものであった【5: 174～177】。他方、シェルトクは政府内に既に国防に関する五人委員会がある上に、政府自体が国防事項についての効率的な委員会であるため委員会が林立しない方がよいという理由から評議会内の国防委員会の設置には反対し【5: 171】、評議会内の外交委員会についても、公表に適さない対外事項を公表したがる党や人々がいるので設置は必要ないとして【5: 173】、レヴィンの賛同を得た。この閣議では、外交委員会の設置についても評議会に一任はせず、政府が評議会で外交委員会の設置に反対する事が決定された【5: 178】。

この議論では宗教・世俗の対立軸や、穏健派・行動派の対立軸ではなく、政府と議会の関係がどうあるべきか、すなわち民主主義的な運営をめぐる対立軸(連立の中心であるマパイの閣僚とそれ以外の政党の閣僚との意見の相違)が表れた事が特徴である。政府は議会を管理すべきだというマパイのトップダウン的思考は、外相としてある程度秘密を守らねば対外政策を遂行できないと考えるシェルトクの言に集約されていた。「私は評議会に対する政府の任務への彼の基本的アプローチについて、グリェンバウムと意見を異にする。私見では政府は評議会を運営管理せねばならない。もし政府の評議会に対する運営管理がないなら——評議会は全く運営されないか、不適切に運営されるかのいずれかだ」【5: 173】。これに対するグリェンバウムの反論は、マパイの覇権に対

して議会で異論を述べる権利を担保したい他政党の主張を代弁していた。「今私は50年間自分がそれに対して闘ってきた言葉を聞かねばならない。シェルトク氏がここで言った言葉に対して我々はワルシャワで激しい怒りをこめて闘ってきたのである。彼らは我々を疑ってこう言ったからだ。お前達は外交委員会に参加できぬ、軍事委員会も駄目だ、なぜなら全ての国家機密をお前達に明かす事は禁じられているからだ。シェルトク氏はここで言った。ある政党の前である事柄を明らかにする事は禁じられている、誠実な党と疑わしい党があるのだ。私はこの言葉に同意しかねるし、そういう事に基づいた態度には反対だ」【5：174】。閣議でこの様な論戦を交わす事が可能であった事は、アラブ問題についてどの程度議論の自由度があったかを判断する上でも、留意しておく必要があると思われる。

(iii) 軍の労働部隊

7月25日閣議⑦では、軍の労働部隊への26～30歳の人々の動員にベントヴ労相が抗議していたにもかかわらずその事が25日に公表された為に、政府内で話し合っただけで決定するまで公表すべきではなかった、とベントヴがベングリオンに抗議して論争になった【6：46～47】。議論は次回送りになり、ベングリオンは本件自体の問題と、労相が国防事項に介入する権限の問題がある【6：48】と総括してこの日は終わる。7月28日閣議④でベントヴは、ハイファでは幾つかの労働部隊が設けられ、労働者を軍の監督下に収容センターに住まわせて普段はそこから職場に通わせ緊急時に彼らを軍事行動に動員できる体制がつくられたが、この事が生産性と労働意欲の低下につながっており【6：76～79】、他方では徴兵忌避者が1万4000人もいると指摘する【6：81】。解決策としてベングリオンは兵役年齢(18～25歳)で除隊された人々を軍に動員し、彼らが抜ける代わりに25歳を超えた男女を労働に動員する事、及び労働への動員計画を立案する閣僚委員会の設置を提案した【6：86～87】。委員はベングリオン、ベントヴ、バルンシュタイン、グリュンバウム、シャピラと決定さ

れ、カプランは関わりがある時に委員会に出席できるものとされた【6：91】。

解説すると、この件の背後には国防事項に他の閣僚がどの程度介入できるかという、それまでもベングリオン（マパイ）と、マパム閣僚をはじめとする他党の閣僚との間で論争になってきた問題があった。ベングリオンが国防事項は労相の権限外と考えていたのに対し、ベントヴは「私は軍事的諸事項に於ては軍の権限を認めているが、軍の行為が他の非軍事的事項に深刻に影響する場合は、決定の判断は軍の意見のみならず全ての分子の意見に基づいてなされるべき」【6：80】であり、この件についての批判は党派的なものではないと述べている【6：79】。グリュンバウムも「私はベントヴ氏の言葉から、製油所やその他の所の様な場所で働いている単純労働者は、その必要もないのにキャンプに入れられたという印象を持った」【6：88】と率直な疑問を口にした。この様に「将校の反乱」終熄後の閣内では、ベングリオンの国防相としての権限は決して無批判に受け入れられていたのではなく、国防事項の少なくとも一部は政府全体の議論に付され、その意味で民主的な統制が一定程度機能していた事に注目しておきたい。

以上見てきた本議事録の全体的文脈を念頭におきつつ、以下の（2）～（4）では本議事録で特に優先的に扱われている審議事項三つについて考察する。

（2）第二次停戦開始とアラブ地域の制圧をめぐる論議

第二次停戦とアラブ地域の制圧については7月14日閣議②、16日閣議①、18日閣議①、28日閣議③で議論されている。状況の変化に応じた議論が展開されているため、これらの閣議の該当部分を時系列に沿って整理しつつ考察する。

① 7月14日閣議

（i）米国の停戦案

7月14日閣議②ではシェルトクが、安保理で審議中の米国の停戦案につい

て、「アラブの侵略性を、戦闘再開へのアラブの責任を断定」【5：81】しているというイスラエル側にとってのメリットと共に逐条的に説明し、^{cease-fire}砲火停止と^{truce}武器停止を区別して反応する事が可能だというエバンの提案を紹介する。続いて彼は主要な論点として、無期限停戦を受諾した場合にアリヤーと武器搬入が制限されるか否かという問題を挙げた。彼の考えではアリヤー制限の方が国家主権に関わるのでより深刻であった。これらの点をふまえてエバンには次の様に伝えたとシェルトクは述べる。——^{cease-fire}砲火停止については同意していると直ちに知らせ（但し相手方の受諾通知の後に）、^{truce}武器停止については、無期限停戦の間にアリヤーや戦争物資の搬入が禁止される事には同意できないと答えよ。この条件が受け入れられない場合には停戦を拒否するのかと問われたら、政府に尋ねると答えよ。

停戦の受諾にあたって「アリヤー禁止の撤廃と武器の搬入禁止の撤廃」【5：91】を安保理に要求する、というシェルトクの主張に対しては様々な意見が出た。グリェンバウムはエバンの提案（無条件停戦を受諾しその後話し合う）と同じく無条件停戦を主張した。シトリトとベルンシュタインは無期限停戦は受け入れられない（期限付きという条件を付けるべき）との立場であった。ここでシェルトクは自分としてはエバンと意見が異なり、最後通牒的に伝える必要はないがアリヤー制限と武器搬入禁止に反対するという条件を最初から付すべきだ、と改めて述べた。ここでベントヴが十日間の無条件停戦というベルナドットの直近の提案を支持し、その十日間で^{truce}武器停止の取り決めについて話し合う事を提案したが、賛成者がおらず否決される。カプランは無条件停戦に自分達は賛成だと理解していたが、長期の^{truce}停戦についてはアリヤー制限と武器搬入禁止への反対を表明すべきだとした。カプランの意見はアリヤー制限への反対を武器搬入禁止への反対より強調すべきだというものであり、シェルトク、ベングリオン、ベントヴも同意見であった。シェルトクは前述の様にアリヤー制限・武器搬入禁止の両方に反対であったが、アリヤー制限の問題の方が重大だ

と考えており、しかしそれでもアリヤー制限撤廃を停戦受諾の条件とまではしないという立場であった（エバンにはアリヤー制限に全面的に反対する案にも対応できる様に指示はしている）。更に彼は無期限停戦を受諾したい理由として、アリヤー制限に反対する上で「無期限」が強力な要素になるという点を挙げている。いずれにせよ「停戦」に反対しないというのがシェルトクの基本的主張であったが、これは「アリヤーの自由」「軍事的領域における我々の行動の自由」という基本的立場の保証がないまま停戦を受諾する事に反対するツイスリングの意見【5：93～94】に反応したのもであった。カプランが外相の立場を政府が承認するよう提案した事を受け、ベングリオンは「アリヤーについてのみ話し、武器については話さない」【5：95】事を提案する。「両者は重要性が非常に異なるので、両者を同列視する事は我々の要求を弱め」【5：95】かねないからであった。停戦が無期限になるのは「問題の引き延ばしを図る策略」【5：91】であるとシトリトが反対したのに対し、ベングリオンは「アリヤーへの介入がないのであれば、停戦が永久に続いたとしても我々にとって問題ない」【5：96】との立場であった。

ここでツイスリングが停戦とアラブの帰還を結び付ける重大な提案をする。それは停戦にあたり外国軍が撤退する代わりにアラブは居住していた所に帰還できると回答する、という提案であった。カプランはこれを「非常に重い問題」【5：97】として話し合いに入るかどうか皆に尋ねるが、すぐに反応したベングリオンが、それはベルナドットが提案している「和平の条件」【5：97】であった。和平はまだ話題に上っていないためその件については時間があるとしてこの場での議論を斥ける。最終的な閣議決定は、外相の立場を承認する、すなわち米国案（無条件停戦）に同意し、長期の^{truce}停戦が決められる場合はアリヤーへの全ての介入に反対するが、エバンがそれが必須条件かと尋ねられた場合は政府と相談する、というものであった。

（ii）アラブ地域の制圧

7月14日閣議②の米国案審議の後は、ベングリオンがアラブ地域の制圧状況の説明に時間を費やしている。停戦開始後の行動を考える上で軍事的状況は必須の情報だからであったが、中でもリッダとラムレについてのベングリオンの詳細で弁解的な説明は目を引く。「私是我々の軍によって征服された幾つかの場所を訪ねた」【5：102】に始まる段落から「夜の間に彼らは出て行ったのである」で終わる段落【5：103】までを参照されたい。ここで注目されるのは、シェルトクの懐疑的な質問を交わしつつ、ベングリオンがアラブの流出を「逃亡」と一貫して説明している事である。前日13日にリッダからの住民の大量追放が行われたにもかかわらず、彼は「追放」には一言もふれず「夜の間に彼らは出て行った」と述べるのみである。この閣議当日の14日にリッダが無人の町と化していた事は事実であるが、ベングリオンのこの弁解的な説明及びリッダとラムレの状況をめぐってはこの議題②の後の、項目ごと議事録から削除されている議題③で集中的に話し合われたと思われる。上の引用部分【5：102～5：103】に続く説明でも、ベングリオンはシェファルアムの征服時にいた非武装市民はどうなったかというツイリングの質問に一度は的外れの返答ではぐらかし、再度尋ねられると「恐怖がふりかかると住民は逃亡する」【5：104】と答えるにとどめ、恰も「逃亡」がありふれた自然発生的な現象であるかの様に、エルサレム南部やジュデア丘陵の村々からも逃亡があると強調するのである。

話題を住民の「逃亡」からさりげなく転じたベングリオンは、リッダ・ラムレ戦線からネゲヴに兵力を移す事などによりネゲヴをエジプトから守る事が停戦後の政治的交渉にとって重要である、との戦略的判断を示す。彼によれば、国防に関する五人委員会は近日中の停戦開始を睨んで、具体的にいつ停戦が開始されるかによって二つのケースを検討したが、問題となったのはラムレ戦線からネゲヴにそれなりの規模の兵力を移せるかという点であった。エジプト軍

がネゲヴをイスラエルの他の部分から切り離すべく動いており、停戦直前にネゲヴ切り離しを可能にする戦略的要衝を幾つか掌握する危険があったからである。しかし参謀本部の意見は割れた。そこでの反対論は兵力移動がラトルンを危うくし、エルサレムを決定的に切り離し、新市街をも危険にさらすというものであった。従来からネゲヴをも重視していたベングリオンは「エルサレムと南部、これは容易ならざるジレンマだ」【5:105～106】と認めた上で「ネゲヴに下りた一つの突撃部隊を除いて、これらの戦線に上げられている基幹的兵力に手をつけ」ないという「第三の選択肢」【5:105～106】をとる事にしたと説明する。しかしいずれにせよエジプトがネゲヴを切り離す事は防がねばならないという点は、行動派の信条を共有するベングリオンとグリユンバウムによって再確認された。ベングリオンは停戦直前にベエルシェヴァを征服する計画もあると明かし、それは「可能な限りエルサレム周辺の生存圏を広げる」【5:110】という全体的計画とも整合性があると述べている。

エルサレム方面についてベングリオンは、ラトルンの制圧も間近でラース・アル＝アイン、バイト・ジーズ、バイト・スースィーン、サルアも既に手中にあるため戦線は安定しているという認識を語っている。ここでサルビートともう一つのアラブ村に言及してそれらの村或いは人々がどうなるか尋ねたシェルトクの発言がある。一部が削除されているため彼が何を聞こうとしたのか正確には分からないが、リッダからの追放が13日になされた後近隣の村には難民の一部が流入したと考えられ、これらの流入した難民も含めてどうするつもりなのかを尋ねた可能性はある。そうであるとすると、シェルトクが12日にシトリトからリッダとラムレで追放が行われようとしている事を聞いてベングリオンと談判して追放を止めようとしたが結局止められず⁸⁷、13日にリッダからの追放が行われ、翌14日の閣議で、この様に実際に発生しサルビートにも恐らくは流入した難民の運命を尋ねているという流れを整合的に推測し得る。ところがベングリオンの答えは「サルビートでは今、[アラブ]軍団の大兵力が

集結している」【5：106】というもので、このアラブ村やそこにいる人々がどうなるかという肝心な点については回答を避けたのであった。その翌々日の16日閣議①でベングリオンは「我々の人々はラトルンへの道を前進し、サルビート（ラトルンの北西）を征服した」【5：136～137】と語っており、実際に15～16日に軍はサルビートを攻撃している⁸⁸。サルビートの住民も、流入していたであろうリッダの難民もその時に多くが追放された事は想像に難くないのであり、サルビート攻撃の前日の14日にベングリオンがこの村に関する回答を避けたのは、国防相として、この村を含むリッダ・ラムレ周辺の村々の掃蕩方針を既に詳細に固めていたからではないか⁸⁹。

その方面の兵力が充分かというグリユンバウムの念押しに対して彼は、リッダ・ラムレ地域で唯一残っているバイト・ナバーラーの征服には充分であるが、結局南部には（この戦線からではなく）外部からの兵力をかき集めて送る事にしたとする。他方、ガリラヤではセジェラとその周辺にカーウクジー軍の大きな圧力がかけられて緊迫しているともベングリオンは報告し、シェルトクの甥の戦死にもふれている。更にハイファ道にある三つのアラブ村（イジュズィム [إجزم]、ジャバア、アイン・ガザール）が電信線の切断等の妨害活動をしている件について、ベルンシュタインと協議したカプランが対応策を尋ねた際、ベングリオンの答えは「これらの村は既に制圧されているので国の一部であり、従って停戦開始後も治安維持の一環として対応できる」という冷徹なものであった。「これらの村は我々のポケットの中にある。それらに対しては停戦後も行動できるだろう。国の住民が発砲すればこれは警察行為だろう——彼らを逮捕する。彼らは敵とは見なされない、その地域は我々のもので彼らは国の住民だからだ。彼らが国の秩序を妨げるなら——我々は彼らへの対抗行動をとる。これとは別に、我々は一昨日ハイファに新たな地元勢力を設立した。我々は軍の労働部隊を動員した。警備兵の二つの部隊が設立されたが、そのうちの一つは西ガリラヤで戦闘部隊に変わるだろう。必要とあれば数日間でその三つのア

ラブ村への対抗行動ができる様に。いずれにせよ、それらの村は軍事的危険を構成しているわけではない」【5：107～108】。

解説すると、ベングリオンのこの冷徹な認識がこの件について特に発言しなかったシェルトクにも共有されていた事は、7月20日付のシェルトクのワイツマン宛て書簡の次の箇所⁹⁰から分かっている。“Another source of headache are a couple of villages south of Haifa — Ein Ghazal [アイン・ガザール] and Java' [ジャバア], between Zikhron and Athlit [アトリート、عتليت] — where some Iraqi units managed to entrench themselves. We are going to liquidate that sore spot despite the truce on the plea that this is an ordinary proposition of restoring law and order inside the territory and not part of the general campaign against outside aggression.”その後彼自身が注記している様に(“Since this was dictated, the villages have been brought completely under control.”)、7月末にシヨテル作戦によってこれらの村は国防軍に制圧・破壊され、住民の追放と殺戮が起きたのであった。停戦開始時点で制圧下に入っていたアラブ村については停戦中に「治安活動」の対象として処分してもよいという方針は、首相が閣議で明言して異論が出なかったという意味で「閣議決定未満」ではあるものの「政策」と呼べる位置づけであったと言えよう。通常の治安活動を想起させる「シヨテル作戦」という名称は破壊・追放・殺戮に帰結した軍事行動の実態を隠すものであり、その後ベルナドットによって、これらの村の破壊は停戦違反として糾弾される事になる⁹¹。

② 7月16日閣議（臨時会合）

(i) 安保理停戦決議（7月15日）

安保理停戦決議の受諾を閣議決定する事になる7月16日閣議①では、シェルトクが決議の内容を解説した後で質疑応答が行われた。カプランが無条件停戦の意味や条件を問い、シェルトクが安保理は5月29日安保理決議に沿う事を想定しているため、戦闘員でなければ兵役年齢の人々は制限なく入国できる

が訓練や動員は禁止されるという自分達の当初の解釈でよいと答える。ここで鋭い質問を發したのはツイスリングであった。質問の第一はエルサレムの非武装化と停戦の関係、第二は無期限停戦とは侵攻した軍が国内に残るという事かというもの、第三は決議の第3項には「妥協と放棄」【5：134】、つまり11月29日決議の否定があるのではないかというものである⁹²。シェルトクの答えは次の様であった。——第一の質問に対しては、これは和平ではなく停戦^{truce}であっていつ終わらないとも限らないので、エルサレムが破壊されない様にする為に非武装化をするという理屈である。将来に影響しないと言われているが、悪い影響を及ぼしそうである。第二の質問に対しては、その通りで間違いはない。第三の質問に対しては、第3項は非常に深刻だが、微調整程度に放棄を求められるのか、交換条件的に放棄を求められるのか解釈に幅がある。いずれにせよ11月29日決議の放棄を意味している。

ここでベングリオンが、安保理決議の文言に即すと、砲火停止^{cease-fire}と非武装化を区別する必要があると述べる。砲火停止^{cease-fire}は命令であるがエルサレムの非武装化は命令ではないため、エルサレムの非武装化に同意しないと語ったとしても命令に違反した事にはならないというのである。

「相手方もそういう命令を出すかどうか分からぬうちに砲火停止命令^{cease-fire}を出すのか」（ツイスリング）【5：139】という点も議論された。シェルトクもそれが問題だと認めた上で、安保理決議への回答について1) 5月29日安保理決議の停戦条件について何か言うかどうか、2) 決議が兵役年齢の人々の入国を制限していないと我々は解釈すると言うかどうか、という二つの問題が残っているとす。シェルトクは兵役年齢の人々の入国について言う必要はあるが、今はこの問題を紛糾させたくないなので仲介者が来た時に直接話すのでよいという考えを示した。以下これらをめぐって意見交換が行われた。

アラブが砲火停止命令^{cease-fire}を出すと知らせた後に初めてイスラエル側も砲火を停止する事を強く主張したのは、ベントヴを除き行動派であった。ベン

トヴは停戦に原則的に同意するが「この様な命令がアラブによっても出されていると彼らが我々に公式に知らせてこないうちに砲火停止命令を出すという間違いを繰り返してはならない」ので「アラブが事前にイエスと知らせてくる事を砲火停止の条件としている」【5：141】と述べ、グリェンバウムの支持を得た。フィシュマンも「いかなる条件も付けず5月29日決議にも言及せずにこう言う事を私は提案する。我々はアラブの回答、彼らが同意するのかわしいのかを知らねばならぬ、但し停戦開始の12時間前ではなく6時間前に、と」【5：143】と述べている。ベングリオンは「砲火を停止する用意ができている事についての通知を、我々がその様な命令を出さぬうちにアラブから要求する事に関して我々全員の意見が一致している」【5：145～146】と総括しているが、実際にはその点を強調せずに受諾を主張した穏健派閣僚もいた事が注目される。ローゼンブルートは「停戦〔武器停止〕が1948年5月29日決議に沿って実現されるという条件で我々は砲火を停止」【5：142】すると回答すればよいとしてアラブの事前回答を条件とする事にはふれず、レヴィンも条件を付けない方がよし、カプランも事前回答にはふれていない。穏健派閣僚の中でアラブからの砲火停止の保証を得る事に賛成したのは、ベントヴ以外にはシェルトクとシトリトであり、シトリトは自分達が制裁を受けるリスクを避ける為にも「我々は相手方が条件を遂行するだろうという完全な確証を確保せねばならない」【5：144～145】と述べた。スファラディであるシトリトの発言には、彼が平素にじませがちであるアラブの行動への不安感⁹³も垣間見える。議論の末、アラブの受諾回答の事前通知を求める閣議決定（後述）がなされた。

停戦に条件を付けるか否かについては意見が分かれた。無条件にすべきと主張したのは三人の宗教政党所属閣僚のみであったが、根拠にはそれぞれ色合いがあった。シャピラは最重要問題であるアリヤーについては移民を収容・監視するキャンプを廃止するというベルナドットの保証があり兵役年齢者も入国できる筈であるため、「停戦に同意するのを拒否しているのは今度はユダヤ人だ

と言う口実を誰かに与えない様に、今我々が条件を付ける事には反対だ。・・・我々が欲している停戦を、条件によって危険にさらさない様にしよう」【5：142】と述べ、フィシュマンはアラブの事前回答を知らねばならないと言うだけでよいとした。レヴィンは条件を付ければアラブが同意しない恐れが大きいとして無条件停戦に同意する事を提案した。

これに対して他の閣僚は、戦闘員以外の人々のアリヤーに制限を設けないという条件を停戦受諾にあたって伝える事で意見が一致し、あとはそれをどの様に表現するかに議論が収斂した。ベルナドット来訪時までアリヤー問題を提起しないというシェルツクの当初の意見に賛同したのはシトリトであったが、一方でシトリトが提案したのが停戦受諾回答における11月29日決議への言及であった⁹⁴。他方ローゼンブルートは、直接アリヤーに言及するのではなく（兵役年齢者の入国を制限していない）5月29日決議に言及してはどうか、と提案する。これに対してかなり複雑な付言を求めたのがツイスリングであった。彼はエルサレムの停戦については受諾と回答し、同市への水の供給の確認と、エルサレムの非武装化が砲火停止と結び付いた全体的交渉の一部だと理解していると付言した上で、三つの全体的コメントをも付加する事を求めた。それは無期限停戦が政治的決定の要因と化さない事、「妥協と放棄」については11月29日当時我々の反対があった事、アリヤーについては5月29日決議の通り（戦闘員以外自由に入国可能）に解釈している事、の三点である。ベングリオンは問題を整理した上で、「アラブが要求された時刻に砲火を停止する命令を出すと伝えてきた時に、我々は我々の立場に沿って砲火を停止する、と我々が言う」【5：145～146】事を提案する。ベントヴとシェルツクは無期限停戦の場合にアリヤー制限がある事の問題点を指摘し、「この安保理決議がエレッツ・イスラエル問題の武力による解決の可能性を排除している事に鑑み、双方が軍事力の関係を変える可能性を防ぐ理由はなくなっている」（ベントヴ）【5：146】、「停戦が無期限に設定される事に鑑み、我々はアリヤー問題に於て、我々の完全な

リポースト

主権を実現する権利を我々自身の為に留保する」【5:146】(シェルトク)と、付言すべき文言を提案した。又カプランはベングリオンの「我々の立場に沿って」という文言を生かした文案を、ベングリオンは「我々はこの件について宣言されている我々の立場に沿って停戦を受諾する」【5:147】という文案を、グリェンバウムは「我々の先の宣言に沿って停戦条件についての我々の立場を決める権利を我々の為に残しておく」【5:147】という文案をそれぞれ提示した。「宣言されている我々の立場」の意味を記者会見で問われたらどう答えるべきかというシェルトクの質問に対し、ベングリオンは「アリヤーの件について宣言されている政府の立場に沿って」【5:148】、つまり戦闘員以外の入国は自由である(兵役年齢の人々の入国自体は制限されない)という事だと説明している。票は二分したが、ベングリオン案(「宣言されている我々の立場に沿って」)が僅差で採択された。更に、付加部分についてのベングリオンのもう一つの提案「我々は停戦に関する安保理の要求を、アラブが彼らの同意を知らせてきた後に受け入れる」【5:148】とほぼ同じ内容の文面(アラブ側の事前の受諾回答を通知されるという条件で安保理停戦決議を受諾する)も多数票で可決されたが、以下解説すると、この時棄権した3名は上記の議論の流れから考えてシャピラ、フィシュマン、レヴィンであったと思われる。宗教政党所属閣僚の「棄権」の意味は、停戦決議は受諾せねばならないので反対票は投じられないが条件を付ける事には反対である、従って完全には賛成できないので棄権する、という事であろう。停戦受諾は無条件であるべきだという彼らの考え方の根底には、これまでの閣議での彼らの意見も含めて判断する限り、宗教的に重要であるエルサレムを破壊から守らねばならないという信念と、敬虔なユダヤ教徒特有のゴイームへの恐れや不信感があったと考えられる⁹⁵。

この様に、アラブの事前の受諾回答を通知されるという条件で「宣言されている我々の立場に沿って」停戦要求を受け入れるという、ベングリオン案に最も近い閣議決定がなされた一方、上記のシェルトク案とベントヴ案を合体し

た「停戦継続期間が決められておらず戦闘員の非入国の条件を侵害する事はない事に鑑み——アリヤー問題に於て我々の主権を実現する権利を我々自身の為に留保すると今通告する」【5：147～148】という付言は僅差で却下され、ツイスリング案のエルサレムへの水の供給を同市における砲火停止cease-fireの条件とするという付言や、グリェンバウム案の「我々の先の宣言に沿って停戦条件についての我々の立場を決める権利を我々の為に残しておく」【5：147】という付言も却下された（グリェンバウム案については彼のみが賛成）。この閣議後、暫定政府の回答が同日7月16日付でシェルトクからリー国連事務総長へ以下の様に伝えられた。“Provisional Government of Israel, having taken note of resolution of Security Council of July 15th, 1948, decided (to) comply with Council’s request for resumption (of) truce in Palestine and unconditional cease-fire in Jerusalem. Provisional Government is ready (to) issue necessary orders to both effects as soon as it is notified that all Arab Governments and authorities concerned have likewise accepted truce in Palestine and immediate cease-fire in Jerusalem, and have issued orders for these arrangements to take effect at respective times laid down in resolution. Provisional Government accepts resumption of truce *in accordance with its declared attitude* as to conditions to be observed.”⁹⁶ この文面は上記の閣議決定を忠実に反映しており、従って、戦闘員以外のアリヤーの無制限を明言しなかったシェルトクとベントヴ、エルサレムへの水の供給を確約しなかったツイスリング、停戦条件を自分達で決めたかったグリェンバウムの、採択されなかった文言は反映されていない。しかし少なくともアリヤー無制限の主張については、「宣言されている我々の立場に沿って（*in accordance with its declared attitude*）」というベングリオンが提案した簡潔な一般的文言の中に、強力な閣内コンセンサスとして包摂されたのである⁹⁷。

（ii）ネゲヴ制圧をめぐる

ベングリオンは7月16日閣議①の途中で停戦問題と関わる前線の状況を報

告する。カイロ、ガザ、アル＝アリーシュへの爆撃、西ガリラヤ戦線・低地ガリラヤ戦線における村の制圧、ミシュマル・ハヤルデン地域における膠着、中部戦線におけるラトルン周辺でのアラブ軍団との戦闘について述べた上で、南部戦線では変化がないがエジプト軍の動きが不穏であるため、ラトルン戦線で片が付きガリラヤで状況が好転すれば南部に注力できるとする。アブドゥッラーがグラブ・パシヤを解任したというシトリトの発言（直後に削除部分あり）の後にシェルトクが、ベングリオン先の発言を援護射撃する形でネゲヴ制圧が停戦前の最優先課題であると主張する。西ガリラヤ、エルサレムへの道、ヤッフォ等のイスラエル側が掌握したアラブ領土を停戦開始後の交渉で要求するならば、アラブも同じ論理でネゲヴ領有を主張する恐れがあるというのがその理由であった。注意すべきは、6月16日閣議でネゲヴの北と南を区別し、南ネゲヴを西ガリラヤと引き換えに放棄するという選択肢を提示してネゲヴ全土の制圧を主張するベングリオンの強い反撥を買ったシェルトクが⁹⁸、「十日間」の戦闘で一定の戦果を収めた一か月後の7月16日閣議では一転してベングリオンのネゲヴに関わる大胆な領土拡張主義に同調している事である。ベングリオンとシェルトクのこのネゲヴ優先論をめぐるのは、ラトルン・エルサレム（中部）戦線やガリラヤ（北部）戦線の優先性を主張する閣僚らもいた為に、参謀本部内と同様、閣内でも意見が割れた事を議事録は伝えている。

シェルトクのネゲヴ優先論を留保なく支持したのはベントヴ、ツイスリング、シトリトであったが、この様にネゲヴ制圧の緊急性については穏健派・行動派のいずれか一方が専ら支持したわけではなく、賛否が両派入り乱れる形となった。ベントヴは、エルサレムがユダヤ人国家領域に入らず国際化される事を自分達が甘受した以上、ラトルンが征服されるか否かは大きな違いではないのに対し、ネゲヴは当初から英米がユダヤ人から取り上げようとしていた地域であるため、ネゲヴをめぐる闘いはエルサレムの国際化をめぐる闘いよりもはるかに困難になる、従って全力でネゲヴに既成事実をつくらねばならないと主張し

た。マパムの同僚ツイスリングも同調して次の様に述べる。「ネゲヴに関しては——私はこう言おう。ネゲヴは我々の懸念の中心にある、というのもそれは決定的なアキレス腱だからだ。エルサレムへの道は我々は持っている。・・・旧市街の征服は——完遂される望みがなく、そこには決定打がない。だがネゲヴの征服は——[趨勢を] 決定するだろう」【5:143】。これらの賛成論に対し、ネゲヴとエルサレムのいずれをも重視する立場を示したのがグリユンバウムとシャピラである。カプランもエルサレムに通じるラトルン制圧の重要性にふれ、フィシュマンもエルサレムを重視する発言をした一方、7月2日閣議で「ガリラヤ主義者」を自任したローゼンブルートは持論を再燃させた。「ガリラヤが先だ。・・・我々に残されたこの与えられた日々ガリラヤ全土を征服する事がまだ可能だとすると、私ならその方がいい」【5:142】⁹⁹。しかし最後にベングリオンが、停戦開始まで三日しかないならネゲヴについては選択の余地はなく、ガリラヤから大兵力を移す事はできないため、唯一考えられるのは空軍の投入だと述べてネゲヴ優先方針を改めて確認したのであった。

③ 7月18日閣議

7月18日閣議①では夕方7時の停戦開始時刻が迫る中、^{cease-fire}砲火停止の具体的手続きをめぐって激論が交わされ、国連の^{cease-fire}砲火停止命令に極力忠実である事を主張するシェルトクら穏健派と、アラブの受諾通知が来ない限りは戦闘を続ける事を主張するベングリオンら行動派の意見がかなり明確に内閣を二分し、僅差で穏健派の意見が閣議決定された事が注目される。しかし兩派それぞれの主張の根拠は、閣僚によって微妙に色合いが異なっていた。本項ではその色合いの相違に注目しつつ考察する。

まずベングリオンが停戦に関してアラブがどの様に行動するかはまだ明らかでないとして前線の状況を報告し、防衛上手薄で危険な状態にある中部ガリラヤの北の地域の防衛の為に、果樹園農場で訓練されている17歳の人々1500人の動員を許可する閣議決定を要求して、その通りに可決された。

その後シェルトクが前回閣議以来の動きを報告する。まず16日閣議結果を受けてリー事務総長に受諾回答（前項②で引用）を送ったが、リードマンが電話してきて相手方の通知如何にかかわらず双方は安保理決議に従って停戦せねばならないと言ったため、「^{cease-fire}砲火停止命令は相手方がこのような命令を出したと知るまで出さないだろう」としていた文言を、「砲火が相手側からは停止されたと我々が通知されたら直ちに^{cease-fire}砲火停止命令を出す」【5：155】という肯定的表現に変えたのだと明かす。更に時間がないので「7時に砲火を停止せよ、但し相手側が発砲し続けるなら砲火を再開せよ」という命令が参謀本部から全司令官に出されたと報告する。ベントヴが口を挟んだ様にこの命令は閣議決定とは異なっていたが、停戦開始の実際の手続き的難しさに直面した現場（外相と参謀本部）の土壇場の判断が働いた事を窺わせる。続いてシェルトクは安保理決議に関する自分の質問へのエバンからの回答と補足説明を紹介するが、外務省保管の彼らの電報のやりとりに照らすとシェルトクが極めて正確に報告している事が分かる。シェルトクによれば、エバンはこの安保理決議の意義として、イスラエル国家への承認が含まれている事、アラブの侵略を断定している事、ベルナドットの役割として強調されているのが停戦監視であり政治問題の調整ではない事を挙げていた。更に決議採択の舞台裏の駆け引きについてのエバンの報告をもシェルトクは紹介しているが、それによるとイスラエルの国名の記載については、アラブの反対を考慮した英国がイスラエルの国名を入れない修正案を出し3票しか得られず敗れたものの、米国はイスラエル側が主張しなければこの点は妥協するつもりであった事や、第10項の「相互の譲歩（mutual concession）」という表現はアリヤーと政治的立場についてイスラエル側の譲歩を要求していた中国に配慮して米国が挿入した表現である事（平和への脅威と制裁の件で中国票を得る為）が明かされており興味深い。更にアラブ諸国の反応についてシェルトクは、エジプトがあくまで強硬なのに対しシリアは停戦に傾いており、その一方、両国関係者は共に敗北に意気消沈しつつも停戦決議

は受け入れられないと考えている、等の情報を報告している。7月16日にニューヨークで行われたコメイとエバン（イスラエル側）及びベルナドットとパンチ（国連側）の会談についてもシェルトクは要点を紹介し、「パンチの影響で仲介者の政治的アプローチはその土台から一方的だ。尤も、最近の出来事と最近の反応が彼らの確信を弱めたと想定する余地はある」【5：158～159】との観察を述べている。

シェルトクの報告を受けてベントヴが、アラブの停戦受諾通知を受け取っていないのに我々が^{cease-fire}砲火停止命令を出す事はできないという前回閣議での主張を繰り返し、ベングリオン、グリユンバウム、ツイスリング、フィシュマンら行動派もアラブ側から通知がなければ戦闘を継続すべきだと主張する。ベントヴの怒りに満ちた言は、閣内に広く共有された国連への不信感を代弁していた。

この間ずっと我々は国連決議に対して、仲介者や彼の命令や彼の決定に対して非常に忠実だった。だが国連の^{ハスィデイーム}敬虔な信奉者であっても我々は彼らの口から出る一言一句をドグマティックに実現する必要などない。停戦が朝に始まる事を我々が望んだ時——仲介者が来てそれを正に夕刻に設定した。・・・提出した全ての書類で我々は、相手方がそれに同意していると我々に伝える事を条件として停戦に同意する用意がある、と通知してきた。その事から彼らは全く目をそむけている。・・・もし私の出発点が正しく、行動の為にあと一夜が我々の自由になる事が望ましいなら——我々は相手方から明確な回答が受け取られる様にと我々の要求をあくまで主張する、と知らせねばならなかった。我々の兵士の命は我々にとって国連決議より大切に、この様な命令を相手方も命じる事が判明するまでは我々はいかなる行動停止命令も出せない。・・・【5：159～160】

ここでベングリオンが、参謀本部命令はアラブ軍が実際には夜間に行動しな

い事をふまえた命令なので夕方7時にこちらが砲火を停止しても実害はないと説明した上で、「アラブが停戦を受け入れると知らせてこない場合は——我々は行動し続ける」というグリェンバウム案について話し合わねばならない【5:163】とする。ツイスリングは国連に既に7時に砲火を停止すると通告している以上、そうせねばならなかったかどうかを後から議論する意味はないとしつつも、ベントヴと同様に高台の掌握を重視し、「高台を掌握する望みがある場所では、砲火を停止するなという内々の指示は出さねばならない」【5:165】と述べた。以下解説すると、ツイスリングが高台の征服が決め手になる地域として特に挙げたギルボア山地が彼の入植地エイン・ハロドの近くであった事にも注目すべきであろう。ツイスリングはシャファー・アムルー（シェファルアム）の制圧時にいたアラブ非武装市民の運命についてベングリオンを追及する一方で、自らの入植地の安全に直結するギルボア山地の制圧には意欲を示しているのである。この箇所には彼自身ひいてはマバムの、アラブへの態度における深い矛盾が見て取れる¹⁰⁰。

他方ベングリオンは、アラブの事前通知が来ない場合の戦闘継続を示唆しながらも、ベントヴやツイスリングとは異なる見方も示している。「リッダ、ラムレ、ナザレは大きな世界にとっては決定的な事実だ。知名度が低い高台の征服には——いかなる価値もない。・・・故に、高台一つの為に国連決議に違反するのは我々にとって引き合わない」【5:166～167】と彼は述べ、政治的闘争に移ろうとしている時につまらぬ高台にこだわった為に停戦違反に巻き込まれるのは賢明ではないとした。ここでベングリオンがリッダやラムレやカイロ等の知名度の高い場所への攻撃は「政治的価値を持つ」故にこそ自分は停戦決議を残念に思う、とも述べている事は注目されよう。この様にベングリオンは、入植地等の地元的観点からできるだけ多くの地点の制圧を論じるマバム閣僚よりスケールの大きな視点から自分は停戦開始後の軍事行動について考えているのだと暗に強調した上で、「アラブか仲介者から彼らが砲火を停止したという

知らせを受け取らない場合は砲火を停止しない」(下線引用者)【5:167】というグリェンバウム案への支持を表明したのであった。ここにはやや論理的飛躍があるが、停戦開始後に軍事行動を続けても制裁が発動するまでには時間がかかるだろう、というグリェンバウムの直前の意見に恐らく賛同したのであろう。

穏健派の中で真っ先にベングリオンの意見(上記下線部)に反対したのはカプランであった。彼は追加の高台の掌握による停戦違反で得る利益はリスクに見合わない点ではベングリオンと変わらなかったが、シェルトクと参謀本部の指示を支持し、とにかく定刻に軍事行動を停止して、相手方が発砲し続けた場合に反応する事を提案した。レヴィンも、前回閣議では安保理決議を正確に理解せずに閣議決定をしてしまったが、安保理決議はある時刻に砲火を停止するという内容である事が分かったため、自分はカプランとシェルトクの意見に賛成だとした。ローゼンブルートもツイスリングと同様、通告した後となっては議論しても意味がないと述べたが、これはシェルトクの立場への実質的な賛成であった。シャピラも戦争が続けられる状況ではない上、ベングリオンから7時に砲火を停止しても支障はないと聞いたのでシェルトクの立場に断然賛成だとしたが、ベングリオンは「我々は停戦を必要とするというシャピラ氏の意見を私は受け入れない。我々は戦争が続けられるのだ」【5:165～166】と釘を刺している。結局、「相手方が安保理の命令の受諾について具体的に彼らの側から知らせてこない^{cease-fire}うちは砲火停止を認めない」【5:167】という、ベングリオンが推すグリェンバウム案は5:6で却下されたが、賛成票を投じた5名が国連への不信感から国連の規範に縛られず自国の主権的判断で軍事行動を続ける事を主張したベングリオン、ベントヴ、ツイスリング、グリェンバウム、フィシュマン(ベントヴ以外は行動派)で、反対票を投じた者が日頃から国連の決議に極力忠実であらうとしてきたカプラン、ローゼンブルート、シャピラ、レヴィン、シトリト、ベルンシュタイン、シェルトクから7名の穏健派の中の6名である事は議論の内容から明らかである。国連や国際社会の規範をど

の程度尊重するかをめぐって閣内の行動派と穏健派の意見がほぼ截然と二分され、国連を軽視するベングリオンの提案が、シェルトクら穏健派に僅差で敗北したのであった。

④ 7月28日閣議——第二次停戦開始後の交渉内容の報告——

シェルトクは7月28日閣議③で、ベルナドットとの26日会談で話題に上った第二次停戦関連の事も報告している。それによると、26日会談では停戦^{truce}から休戦^{armistice}への移行を考える用意がイスラエル側にあるかという問題が俎上に上った。停戦^{truce}は一時的な武器停止であるため和平交渉が行われるかはまだはっきりしないので「戦争の一局面」であり、休戦^{armistice}は和平交渉が前提となっているので「和平の一局面」である。この様に説明したシェルトクは、アラブが主権国家としてのイスラエルと和平交渉をする用意があるかどうかを確かめる事が休戦^{armistice}への移行にあたっては必要であるとした。解説すると、この7月末はちょうどシェルトクがアラブ諸国への外交攻勢についての構想を練るよう側近に指示した時期であり（本稿1を参照）、シェルトクが休戦^{armistice}を見据えつつ様々な確認を始めていた事、又それが閣議で共有されていた事がこの報告から窺われる。更に、シェルトクが兵役年齢の人々の入国の際の人数的無制限を5月29日安保理決議に基づいて主張したのに対し、ベルナドットは制限すべきだという自分の解釈は撤回しないと述べて見解の相違が浮き彫りになった事も報告する。又シェルトクは、イスラエルのみが停戦遵守について監視されていると国内で受け止められているとしてアラブ諸国における監視状況についての情報をベルナドットに求め、ベルナドットは機密として扱う事を条件に情報提供を承諾した、とも閣議で報告している。

(3) エルサレムの非武装化案と関連問題をめぐる論議

エルサレムの非武装化案（以下「非武装化案」）と関連問題については7月25日閣議②と28日閣議③で議論されている。これらの閣議の該当部分を時系

列に沿って整理しつつ考察する。

① 7月25日閣議

7月22日にベルナドットから提示された非武装化案（原文は1を参照）について、25日閣議②では長時間にわたって審議された。シェルトクがエルサレム問題を切り分けて「非武装化の問題とエルサレムにおける体制の問題」の二つがあり、これらは「正確に言うと相互の関連性があるわけではなく、実際はたまたま同時に起こったから関係がある」【6：27～28】と述べている様に、エルサレムについての審議では性格の異なるこの二つの要素が同時並行的に議論された。但し非武装化案を斥ける為には、エルサレムをどうするのかについてのイスラエル側の姿勢を明確にする必要もあった事から、両要素は連動する面も持っていた。本項ではこの連動性も念頭におきつつ、二つの要素を大雑把に切り分けて議論を整理し考察する。

（i）エルサレムの非武装化案をめぐる

シェルトクは非武装化案について次の様に説明した。——ベルナドット側は、この非武装化案は試験的なものだという認識である。しかし彼はバイルートでアラブ側ともこの案を協議する予定であるため、我々の否定的反応はその場で国連側に伝えた方がよいと自分（シェルトク）は判断し、以前この問題が提示された時に明確化の用意があると答えたのはその時はこの地に停戦がない可能性があったからで、停戦が始まった今は状況が異なっていると連絡官（リードマン）に話したが、彼は全ての場合の非武装化について話し合われたと答えた。又この非武装化案では、前回の非武装化案にあった「この事は将来の体制のあり方を決めるものではなく、一定期間設定され、この期間の終わりには軍は彼らの前の状態に戻る」【6：6】などの我々の心配を和らげる為の幾つかの事柄が省かれてしまっている上に、停戦委員会がエルサレムにおけるユダヤ人の居住権や出入りについて規制と管理をする事になっている。この様な問題があるため我々は否定的に回答すべきで、その様に回答しても、安保理決議では非武

装化は努力義務にとどまっているので決議違反にはならないだろう。

一通り説明を受けた上でのベングリオンの意見は、非武装化案についてはどの様な誠実な案が出されても全力で反対すべきで、エルサレムへの道など未制圧地域があるのでエルサレム併合は時期尚早だが、非武装化案等が出てくる余地をなくす為にも「エルサレムにはイスラエル政府の体制が〔将来的に〕なければならぬ」【6：11～12】というものであった。今回の提案には非武装化に関係なく行われねばならぬ項目（食糧や水の供給）が含まれ、停戦委員会の支配をつくり出す意図が明白で、ユダヤ人がエルサレムに入る事の制限は特に容認できないと彼は論じた。又彼は、非武装化に原則的には賛成すべきだとの意見を表明したレヴィンに対し、非武装化は旧市街がアラブ（アブドゥッラー）の手中にある状態と妥協する事になるので容認できないのだと説明する。ベングリオンは「戦争が再開されれば我々は旧市街を征服したい、つまり——それを解放したい」【6：19】と述べ、首都をテルアヴィヴではなくエルサレムにするという究極的な展望が非武装化反対の根本的理由なのだと赤裸々に表明したのである。

ベングリオンの意見に全面的に賛成したのがグリェンバウムである。彼はエルサレムの国際化を決めた11月29日決議は「公式にさえも」「完全に撤廃された」【6：27】とし、それをふまえると今すぐ併合とまではいかないが軍知事をおくなど何らかの措置で反応せねばならないと述べて軍知事の詳細について提案した（後出）。フィシュマンも非武装化案に明確に反対し、「我々はエルサレムをイスラエル国家の一部と見なさねばならない」【6：18】としたが、他方では「彼らが我々によい事を提案するなら——我々はそれに同意しよう」【6：18】とも述べるなど、どの非武装化案でも全て斥けるのかについては僅かに含みを持たせた。シトリトも非武装化案に反対したが、彼の反対論はエルサレムの国際化を規定している11月29日決議を明らかに念頭においており、非武装化はエルサレムに新しい体制ができる事を意味するからという事と、現在の停

戦はエルサレムにも及んでいるので非武装化は不要、という二つの理由に基づいていた。

ベングリオン、グリェンバウム、フィシュマン、シトリト（シトリトを除き行動派）の比較的明快な反対論に対し、＜提示された案には反対だが、非武装化の原則自体には必ずしも反対ではない＞という意見を、濃淡の差こそあれ表明した閣僚は6名（ツイスリング、ローゼンブルート、シェルトク、シャピラ、レヴィン、カプラン）と半数近くを上った（ツイスリングを除き穏健派）。ツイスリングは「我々に提示された案は断固却下だ」【6：13】と述べたが、我々の立場は状況次第でもあると含みを持たせ、票決で「非武装化への同意を決して表明しない」という原案に（恐らく）賛成の挙手をした直後にも「勿論、これは非武装化に反対するものではない」【6：31】と付言している。ローゼンブルートは非武装化の対案を示すべきだというシャピラの意見への支持を表明しつつ、「国際的統治の樹立によるエルサレム問題の解決に賛成」【6：22～23】した。シェルトクは、「非武装化についてのこの提案を、非武装化案〔自体〕についてではないのだが、我々は受け入れない。我々が同市を運営しており、〔我々が〕 そうしたいと思う者を出したり連れて来たりしている事は明らかだろう」【6：29】と述べて非武装化自体を原理的に否定するものではない事を強調しつつ、今回の案に反対する際には、11月29日決議にあるエルサレムの国際化がユダヤ人側の協力的態度にもかかわらず実現せず、その後のアラブによるエルサレム攻撃に対して同市を救ったのは我々であるという経緯¹⁰¹を説明すべきだと論じた。上記6名の中で非武装化に最も開かれていたのが、宗教政党所属でエルサレムの破壊の防止を最優先事項と考えているシャピラとレヴィン、及び閣内きっての穏健派であったカプランである。シャピラは、停戦中は非武装化は不必要かも知れないが停戦がどの位続くか分からないので、非武装化案を単純に斥ける事はせずに対案を示す方がよいと論じた。レヴィンは非武装化計画の明確化に同意するという閣議決定があったのなら、今回の提案には

同意できなかつたとしても、非武装化という「事の根本」すなわち原則には一旦同意したわけなので今その原則に同意しないのは理解できない、と述べた。カプランは非武装化の「否定に私はそれ程同意していない」【6:30】と述べ、「道は開かれたままにする必要がある」【6:30】と主張した。

票決の際にはベングリオンが「この提案を斥けて我々はいかなる事があっても非武装化への同意を表明しない」【6:31】という原案を提示して9:3で可決されたが、上記の議論からシャピラ、レヴィン、カプランが反対した事は明らかである。また上記の議論から、賛成に廻った9名の意見にも様々な色合いがあり、ツイスリングやシェルトクラの様に非武装化に原理的に反対とまではいかない閣僚が実際には含まれていた事も明らかである。「この提案を斥ける」と「いかなる事があっても非武装化への同意を表明しない」という次元の異なる二つの要素を一緒にした原案で賛否をとったため、この様に原理的には必ずしも非武装化に反対していない閣僚も賛成に廻る結果になったが、ベングリオンはいかなる非武装化も拒否する事への閣内承認を得たかったので、故意にこの様な原案で採決をとったのであろう。しかし内閣全体に於ては、非武装化の「原則」自体に反対ではない閣僚が実は多数派を占めていたのであった。言い換えればこの時点における暫定政府は、ベルナドットに対して拒否的な回答をしたにもかかわらず、エルサレムに国際兵力が入るこの種の提案に必ずしも全面的に閉じられていたわけではなかったのである。

(ii) エルサレムの地位と体制をめぐって

エルサレムにはイスラエル政府の体制がなければならないというベングリオンの発言を受けてグリェンバウムは、同市には暫定政府の代表がいる必要があるとし、ベングリオンとシトリトと自分とで構成される閣僚委員会が次回閣議に同市の軍知事候補者案を準備する事を提案した。ベントヴは「エルサレムを国に併合する提案はなく、公的観点からは同市は占領地と見なさざるを得ない」【6:12】が、ユダヤ人地域であるため同市には占領地体制を課さずに軍知事を

おき、各省が出張所を開設する事を提案する。ツイスリングはバントヴ案に賛成したが、エルサレムの件はアラブ統治ではなくユダヤ人統治の案件だとし、国防相・少数派相・内相の管轄とする事には反対した。内部組織に関しては「エルサレムのコミュニナルな諸機関の組織化を、断絶が生じない様に助ける義務がある。そして政府は政府で、政府省庁を介してそこで仕事する事になろう」【6: 13】と述べ、政府の構造に準じた拡大エルサレム委員会（議長が軍統治の権限を持つ）と、市当局及びケヒラーの性格を併せ持つ機関がエルサレムを運営する事を提案した¹⁰²。

宗教政党所属閣僚らは、エルサレムの統治体制の検討の際には東方系ユダヤ人諸共同体を含む敬虔なユダヤ教徒への十分な配慮が必要であるという点で意見が一致していた。同市のこの様な特性から軍知事の統治に反対したのがシャピラである。「エルサレムには 10 万人のユダヤ人がおり、彼らは誰かに征服された事がない」【6: 16】ため、「ケヒラーが全てのケヒラー事項を運営し続け、市が自治体事項を運営し続け」【6: 17】、かつ「市にもケヒラーにも関係しない全体的な政治的事項を話し合う政府代表部」【6: 17】を設置する事を彼は提案した。同市には東方諸共同体を含む様々な共同体があり、テルアヴィヴとは異なる住民の多様性すなわちモザイク的特性を持っているので軍統治には向かない、というのが彼の意見であった。レヴィンは制圧された町々の諸事項を扱う上記の三人委員会（国防相・内相・少数派相）に自党代表を加える事と、全当事者の代表から成る政府を代表する使節団をエルサレムに派遣する事を提案した。フィシュマンは三閣僚が「エルサレムの主人」だといつ決まったのかと不快感を表明すると共に、敬虔なユダヤ教徒諸共同体の存在をよく考える必要があるという理由からツイスリング案に反対し、「軍の体制ではなくてイスラエル政府の体制」【6: 18～19】を支配的にする事を主張して使節団の派遣に賛成した。

軍統治に慎重な宗教政党所属閣僚らの意見に対し、世俗的信条を持つ閣僚は

エルサレムには軍知事が不可欠であるとする意見で一致していた。

最も包括的な案を提示したのがベングリオンである。彼は軍知事の必要性に関して都市のタイプを区別し、サファドには不必要、ナザレには数万人のアラブがいるため必要、エルサレムにも必要であるとした。エルサレムに軍知事が必要な理由として、まず法的側面から彼は次の様に説明する。「エルサレムは今ユダヤ人都市だが国の一部ではない。我々はそれの併合を宣言できない、まだ我々はそれについて決定していないからだ。占領地の統治以外の統治がそこに存在する事はできない」【6：20】。何故文民の知事ではないのか【6：22】というシャピラの質問に答えて、併合後に文民知事を任命する事になるともベングリオンは説明している。エルサレムに軍知事が必要なもう一つの理由としてベングリオンが挙げたのが、国際社会の前で同市におけるイスラエルのプレゼンスの既成事実化を急ぐ必要性であった。彼は「エルサレムの政治的問題はラムレ、リッダ、ナザレ、アッコのそれよりも世界の注意を引いて」【6：20】いる上に、同市には国連代表らもおり、エルサレムの体制に法的・政治的土台を与えなければ自分達の立場を強化できないと述べている。エルサレムの内部統治に関してベングリオンは使節団の派遣は必要ないとし、政府の諸部署や裁判所等をおき、ケヒラーの様な複雑な問題には当面ふれず、軍知事と、エルサレムの全階層を代表する「広範な土台の上に設立される評議会」【6：22】（少なくとも20人のメンバー）をおく事が喫緊の課題であると論じた。軍知事は国の代表であり、彼は内相の代表である二、三人の助手を持ち、彼らの任務は治安を含む市内の統治の諸事項である。評議会と知事の間で意見の齟齬が生じればその件は政府に移管される。

ローゼンブルートは、法的に検討した結果ベングリオンが言う様に「軍の宣言がエルサレムを占領地として宣言し、エルサレムの国防軍司令官が統治を打ち立てる」【6：23】しか方法がない事が分かったとし、英国が1920～22年にパレスチナの信託統治国であった前例に倣ってエルサレムに国際的統治が樹

立されるまでイスラエルが信託統治国となる>という当初自分が賛成していた案は結局斥けた、と述べた。ローゼンブルートはエルサレム司令官シャルティエルを主語とした宣言案も紹介するが、ヴィルノやワルシャワにおけるドイツの軍統治を念頭におくグリュンバウムが、軍知事は現地司令官ではなく、政府が任命すべきであり、いずれにせよシャルティエルではないと異論を述べる。グリュンバウムはエルサレムの内部統治に関してはケヒラー・市当局・ジョゼフの「エルサレム」委員会等の既存の組織を温存し、「それら全ての上に我々は行政的事項における支配者、軍知事を立てる」【6:27】事を提案した。彼の軍知事のイメージは現地司令官にではなく国防相に直属し、国際法に基づいて行動するというものであった。ローゼンブルートの宣言案についてはシェルトクも、個人ではなく権威ある機関の宣言の方がよいと述べた。彼は軍知事の仕事は実際には文民的だとし、彼の傍らに少人数のコミュニカルな諮問機関がおかれる事が必要だが、権限を複数化させない為ケヒラーの必要はないとした。知事と諮問機関の間に意見の違がある場合は、内閣・閣僚委員会・一人の閣僚のいずれかが決定するというベングリオン案に賛成だとも述べる。

カプランは非武装化案に続き、この件でも実務に徹したりベラルな見解を表明している。彼はシェルトクの意見に完全に賛成し、経済生活を法に基づいて廻す必要性からエルサレムの生活に「合法性」を導入する必要があるので、その観点からローゼンブルートの宣言案は不十分であり、「今のところイスラエル国家の法がエルサレムに適用されるという宣言の為の形式を見出さねばならない」【6:30】とした。また全省庁がエルサレムに部署を開設する事や、軍知事と評議会をにおいて両者の間に意見の齟齬があれば政府決定に委ねる事にも賛成し、その様な法治が導入されて混乱が回避されるのであれば「併合不要」であるとさえ述べた。ベングリオンが将来的なエルサレムの併合を前提とした発言を既にしており、その方向性が他の閣僚にも概ね共有されていた事を考えると、併合をめぐる閣内の最も穏健な立場の表明として注目すべきであろう。

シトリトも併合については慎重であり、エルサレムにおける文民統治の宣言は「同市のイスラエル国家への併合を意味する事は明らかだ。まだ我々にはそれをする権限はなく、それについてはまだ決定していない」【6:24】と述べて、国際的に許容される最善の方法は軍知事の任命だとした。ローゼンブルートと同じく彼が参照基準としたのも英国のパレスチナ統治であり、パレスチナ占領から 1922 年に委任統治が承認されるまでの法の適用方法に倣って「軍知事が、5 月 15 日にイスラエルに存在している法がエルサレムで効力を持つと宣言する」【6:24 ~ 25】事を提案した。彼はツイスリングとベングリオンの提案を結び付ける様な形で各省庁の代表から構成される評議会を設立する事と、評議会に代表を送る権利を各省に速やかに与える事も提案する。他方レメズは、イスラエル王国の主権問題マルファート コムミュートの解決なくしてエルサレム問題を単独に解決してはならないという観点から、今軍知事を任命する必要があると述べた。解説すると、レメズは穏健派でありながら 11 月 29 日決議の国境線を越えるユダヤ人国家領域への願望を以前の閣議でも示唆している。その文脈をふまえると、彼はエルサレムがアラブのものになるという目前の懸念がなくなった今こそ、ユダヤ人国家としてのイスラエルの「あるべき領域」の実現というシオニズムの理想主義的（シオニズムの理想への原点回帰という意味では原理主義的）観点からエルサレム問題を検討せねばならない、と指摘したのだと言えよう¹⁰³。

以上の議論の後ベングリオンは、全員一致であると判明した事項から閣議決定に持ち込む。＜イスラエル政府の権威とイスラエル国家の法がエルサレムに適用されるがこれは併合を含まない＞、＜全省庁は案件を持つ程度に応じてエルサレムにも出張所を開く＞の二点をまずは原案としたところ、いずれも満場一致で可決された。次に＜エルサレムに軍知事をおく必要があり彼は政府に従属する＞、＜エルサレム知事は政府によって任命される＞という二つの原案が賛成多数で可決された（前者は満場一致）。ベングリオンが軍知事候補者案を三人の閣僚が持ち込むというグリェンバウム案は任命を遅らせるとし、ケヒラ

一と市当局のあり方についても様々な意見があったと総括する。グリェンバウムは任命された知事が残りの提案をすればよいと述べたが、政府が決める事が賛成多数で可決された。評議会の構成については政府と同様 13 人とする事が僅差で可決され、この評議会は諮問委員会となり知事と意見の齟齬があれば知事が政府の所に持ち込む事が賛成多数で可決された。ベングリオンは提案で、エルサレムで評議会メンバーを選定するのはフィシュマン、レヴィン、レメズ（自薦）の 3 名と決まった。

軍知事に任命された者を軍知事と宣言する方法についても議論があった。シェルトクが問題の本質は知事の任命ではなく、エルサレムを占領地と宣言する事についてであると指摘する。ベングリオンは併合せずに任命宣言をする事ができるか不安があるとして、政府と軍の両方が宣言する事を提案する。これに対して占領地全体の司令官が宣言するというグリェンバウムの当初案【6：27】をツイスリングが思い出させ、ベングリオンが第二次大戦時にアイゼンハワーが軍知事について宣言した前例を持ち出し、ベントヴが軍の高級将校に宣言させる事を提案した。グリェンバウムは国家評議会がこれらの事について決定する事を新たに提案するが、レメズは国家の法が占領地域に適用されるという命令なので国家評議会の壇上の様な権威ある場所から首相か外相が説明するので充分だと述べる。これを受けたベングリオンの意見は、政府の緊急時規則によってそれを伝達すればよいというものであった。結局ベングリオンは自分と法相が国家評議会で宣言する事にし、準備の助力をグリェンバウムとシトリトに依頼した¹⁰⁴。かくしてエルサレム知事の具体的な任命については合意に至らず、次の 28 日閣議でも閣議決定には至らなかった。

② 7 月 28 日閣議

(i) 非武装化案の明確化

7 月 28 日閣議③でシェルトクは、ベルナドットらとの 26 日会談（前回閣議の翌日）で話し合われた非武装化案について詳細に報告している。その報告

によれば彼は閣議決定に従って非武装化案を斥け、「あなたが例えばその後同市をアラブの管轄に引き渡さねばならないと考えているという我々の知識が、我々を全ての非武装化案から遠ざける」【6:55～56】とベルナドットに伝えた。解説すると、シェルトクのこの言葉は彼がこの閣議で提示する回答案第2項(次項(ii)を参照)に正に反映されている。シェルトクは更にエルサレムの生活全般やユダヤ人の同市への出入りを停戦委員会が管理するのは不都合で、非武装化が同市の体制の運命を決める恐れがある上に、非武装化とはアラブ兵力よりも大きいユダヤ人兵力を同市から出す事を意味するのでアラブのクーデタに対処できない恐れがある事などをベルナドットに説明した。ベルナドットが非武装化の「原則」自体は結局受け入れるのか否か尋ねてきたので、シェルトクは閣議決定に従って「我々が非武装化原則を受け入れているとあなたに言う事は決してできない」【6:57～58】と答えたが、ベルナドットから「つまり斥けるという事か」と念を押されたため、政府に相談して今日回答する事になったと報告している。

考察を加えると、非武装化原則についてのシェルトクの答えは苦し紛れとしか言いようがなく、ベルナドットがシェルトクは明確な回答を拒否した¹⁰⁵と受け取ったのも無理はない。シェルトク自身は25日閣議で表明した様に、また後出の回答案第3項にも示唆されている様に、非武装化の原則自体には反対ではなかった。しかし原則にすら反対であったベングリオンが主導した25日の閣議決定は非武装化を原則も含めて全面的に否定するものであったため、閣議決定から逸脱せぬよう、かつ非武装化原則を即座に斥けたという印象を与えぬよう苦しいバランスをとりながらの答えであったと推察される¹⁰⁶。なおシェルトクは非武装化案に反対する理由を述べる中でアラブのクーデタの可能性にふれているが、多数派を占めるアラブの蜂起(抵抗)への恐れは1930年代後半のベングリオンやシェルトクの発言にも窺われ、ツイスリングも以前の閣議で言及していたものである。この恐れの内容はその後パレスチナ人に対する

イスラエルの苛烈な政策の根底に一貫して流れる本質的要素である¹⁰⁷。

更にシェルトクはベルナドット側から、7月13日付のこの非武装化案は<停戦はない>という想定で作られているため字義通り依拠しなくてよい、非武装化の原則さえ受け入れればよく詳細については反対してくれてよい、と伝えられている事をも閣議で報告する¹⁰⁸。逆に原則すら斥けた場合、国際的批判を受ける可能性もあるという事にもシェルトクは注意を促している。更にシェルトクは、非武装化は実際には「エルサレムを破壊しそうな武器の撤去」【6:59】をめざしており、内々の話によれば想定されているのは大砲で、要するに武器のカテゴリーについては妥協も示唆されている、とも報告した。26日会談で得たこれらの情報を閣議で共有した上で、シェルトクは回答案の提示に移った。

(ii) 非武装化への回答案をめぐって

シェルトクが提示した、非武装化に関するベルナドットへの回答案は次の様であった¹⁰⁹。

1. The Provisional Government re-affirms its rejection of the Mediator's plan of demilitarisation which you communicated to us on July 22nd. The Provisional Government assumes that this particular scheme no longer stands.
2. The attitude of the Provisional Government to any plan of demilitarisation emanating from the Mediator cannot but be influenced by the fact that the Mediator has proposed to place Jerusalem ultimately under Arab rule and that he has not withdrawn that proposal.
3. The Provisional Government is ready, as before, to examine any scheme which, without prejudging the ultimate settlement of the problem of Jerusalem or prejudging the vital interests of the Jewish people in the Holy City, would protect it from further destruction in the event of hostilities being resumed in other parts of Palestine.

原案提示にあたりシェルトクは、「原則的・体系的にかつ最初から我々がエルサレム非武装化の全提案を斥ける、という我々からの宣言が彼の前、或いは安保理の前で記録される事は我々の利益にならない。我々が非武装化案を原則として受け入れるという宣言を彼の前に出す事も望ましくない」【6：65】と述べているが、解説すると、この矛盾した要請を満たすべく彼が案出したのが、「非武装化」とは一言も言っていないが非武装化に実質的に反対していない様に読める上記原案の第3項であった。なおこの原案をめぐる議論の過程では穏健派と行動派の対立軸が明瞭に表れ、宗教と世俗、マパイとマバムなど他の対立軸は影をひそめた。特にベングリオンがマバム閣僚の提案を支持するなど、政党間対立が後景に退いた事が特徴である。

シェルトク原案に第3項も含め全面的に賛成したのは穏健派のシャピラ、ベルンシュタイン、レヴィンである。ベルンシュタインは拒否をエレガントに伝えている原案に賛成だとし、宗教政党所属閣僚であるシャピラとレヴィンはエルサレムを戦禍から救う必要性に言及した。レヴィンはゴイムへの恐怖感をにじませつつ、「我々はアラブの海で囲まれている」【6：70】ので戦争に勝っても慢心は禁物で、アラブと直接交渉をするとしても仲介者の存在は必要だとの持論から原案に賛成した。これに対して行動派は、シェルトク原案に対して以下の様に何らかの不満を示した。

まず第1項についてフィシュマンから異論があった。彼は原案には全体として賛成するが文章に違和感があるとし、第1項を「我々はこの提案は存在しないと考えるが、存在するとすれば——我々はそれを斥ける」【6：68】と修正する事を提案する。しかし他の閣僚からは、シトリトが11月29日決議に基づくエルサレムの地位をふまえて一文追加を提案した以外は第1項への本質的な異論はなく、フィシュマンも反対提案を正式にはしなかったため、議論は第3項に集中する事になる。

第3項に反対したのは行動派のグリェンバウムと、穏健派のベントヴであっ

た。ベントヴの修正案に対してはベングリオンが「極めて適切だ」【6:73】と反応し、ツイスリングも支持している。グリェンバウムは、非武装化に否定的な第2項を前提とするなら第3項の余地はなく、非武装化について語らねばならないなら旧市街に限定する事を提案した。ベントヴは全般的にはシェルトクの考えに賛同したが、第3項は他の項目に含まれている非武装化への牽制の効果を相殺してしまうので、文面を弱めて「我々は全体的措置の一環としてエルサレム問題について話し合う用意がある、と発言」し、「原則論の強調になる様な形で第三項を起草する事を提案」【6:71】した。エルサレムでの戦闘再開への恐れは自分達の交渉の切り札であり、同市で戦闘再開がない事が保証されるとエレット・イスラエル全土での平和の持続に国連側がそれ程関心を持たなくなる可能性がある、というのがその理由であった。「彼が自分の関心ある事と我々が関心ある事を同時に扱うよう」【6:71】ベルナドットに求めるというベントヴの主張は、自身は穏健派と目されるにもかかわらず、行動派の間に特に強かったベルナドットへの反撥を代弁していた。

グリェンバウム案に対してシェルトクは、第3項は誠実ではないものの、非武装化原則への賛否を示せという「明確な提案」に対して無回答というわけにはいかない所以需要である、しかし文言上非武装化に限定しているわけではないので非武装化を提案しているとベルナドットに受け取られる事はないだろう【6:72】と反論し、ベントヴ案については全く別領域の提案なので適切ではないと難色を示した。その後、第3項の削除を提案していたグリェンバウムが、第3項を修正するなら「エルサレムのアラブへの譲渡についての提案が取り下げられないため安全が保障されぬ状態である限り、エルサレム非武装化の原則について話し合う事は我々にとって不可能だ」【6:72】という代案はどうかと提案するが、シェルトクは「それは第二項の修正で、かつ第三項の削除だ」【6:72】として斥ける。これで焦点は第3項のベントヴ案のみとなった。シェルトクは、自分がこれに反対する理由は、ベントヴ案は非武装化への拒否回答であ

るが、拒否なら拒否と明言されねばならないからだと説明する。ここでベントヴ案を支持するツイスリングが、回答が柔軟でなくてはならないのは分かるが原案に文章を追加できない理由が分からないと不満を述べ、「この話し合いが全土における全面停戦期間中になされている事に鑑みると、エルサレム問題の解決は全体的措置に含まれるだろう。この二つの事は相互に結び付けられて」【6:73】いるのに何故その様に提示できないのか、という本質的な疑問を提起する。ベントヴは、シェルトクは非武装化に原理的に反対だと言いたくないのだと推測しつつ、自らの当初案に一文を追加した案を示した。「我々は全体的措置の一環としてエルサレム問題について話し合う用意がある。もしいかなる包括的な解決策も得られず戦闘再開の危険があると判明した場合は——我々は非武装化の件について話し合う用意がある」【6:73】。しかし第3項をめぐる票決では、賛成8人でシェルトク原案通りの第3項が結局採択された（すなわちシェルトク原案全体が可決された）。

考察を加えると、シェルトク原案第3項に賛成票を投じなかったのは上記の議論から判断するとベングリオン、ベントヴ、ツイスリング、グリェンバウムであり、ベントヴを除き行動派であった（但し非武装化案についての態度を決する際の話し合いではツイスリングは非武装化原則そのものには反対ではなかった）。彼らの共通項は、エルサレム問題は全体的措置の一環として現在の停戦とも絡めて話し合わねばならないという認識であった。但しベントヴ案の修正案（彼の当初案に一文を追加したもの）は、追加された一文の所が、いかなる非武装化にも反対するというベングリオンの見解から逸脱してしまっていたと言えよう。いずれにせよベルナドットに伝えられた三項目の簡潔な政府回答の背後には、非武装化の原則までは否定したくないシェルトクら穏健派が多数派を占めて、いかなる非武装化にも反対するベングリオンの強硬論を破ったという、閣内両派のひそかな対立劇があったのである。

（4）難民帰還をめぐる論議

① 7月28日閣議における難民帰還問題の明確化

7月28日閣議③では、シェルトクが閣議前に受領したベルナドットからの難民問題に関する緊急要請の手紙（内容は1を参照）のコピーを政府メンバーに渡した上で、26日会談における難民帰還問題の話し合いについて次の様に報告した。——ベルナドットは難民問題を人道的観点から話した。彼は最も効率的な難民援助は帰還させる事だとし、我々に協力を要請した。彼はD.P.という言葉で我々の共感を喚起しつつ、「戦争中にドイツから根こそぎにされたフランス人を戦争終結まで待たずに帰還させた」フランスの例【6：59～60】を挙げ、更に私（シェルトク）が難民は帰れるだろうと言った事をリー事務総長から聞いたとも述べた。自分はその発言を思い出せないが、アラブの退去が一時的に見えた当初その様な事を言ったかも知れない。しかしその後状況は激変し、「アラブの退去の件は出来事の経緯全体を貫く根本的で際立つ線、かつ状況全体を決める決定的な政治的光景と化したのである」【6：59～60】。

シェルトクは難民問題は人道的考慮だけで解決できず政治的・軍事的考慮の問題であり、ユダヤ人D.P.や自らの民族の元に帰ったフランス人難民とは同一視すべくもなく、「これらのアラブにとって自らの地への帰還の中に建設的な全ての解決があるわけではない」【6：60～61】とベルナドットに述べた。その点との関わりで彼がベルナドットに対して持ち出したのがギリシア・トルコ住民交換¹¹⁰と、ズデーテン・ドイツ人のチェコスロヴァキアからの追放であった。難民帰還を認めないイスラエルの立場を国際社会は理解しないと批判するベルナドットに対してシェルトクは、どの政府も我々の立場にあれば理解するだろう、「ズデーテン人のチェコスロヴァキアからの根こそぎを理解した世界はこれをも理解するだろう」【6：69】と述べたとも報告する。更に彼は帰還した難民の就業等の「経済的問題」【6：60～61】をも挙げて、対応できなければ人道支援とは言えないという趣旨の事も述べた。ベルナドットは「多く

の柔軟性は示さず【6：61】、「何度も人道的側面についてコメントし」【6：61】、次の趣旨のやりとりが交わされたという。「この地に長らく住んでいた人々が根こそぎにされて、彼らの代わりにユダヤ人移民を連れて来る事などあり得ない」（ベルナドット）。「我々のうちの誰も彼らに出て行くよう要求したわけではない」（イスラエル側）【6：61】。私の考察を加えると、この応酬には、アラブ諸国等の国際社会の一部とイスラエルの間にパレスチナ問題をめぐって存在してきた対立の核心が凝縮されている。

シェルトクは、難民帰還はアラブ諸国の戦争の手段となるため、戦争中には帰還を考慮する余地はないというイスラエル側の基本的立場をベルナドットに対して次の様に語ったと内閣に報告する。「私は可能性としてこれに言及するのであって結論を決めているわけではない。だがこれらの人々の帰還について戦争中は語るべき事がないのは明らかだ。彼らの帰還は我々に対する戦争の手段となろう。アラブ諸国はこの件で圧力をかけている、なぜなら彼らはその事の中に我々に対する最も効率的な戦争手段の一つを見ているからだ。アラブ諸国は・・・我々に大きな金銭的重荷を課すだろう——その国々に今日課されている大きな金銭的重荷を。アラブ諸国は彼らに向けられている〔民衆の〕多大な苦々しさの全てから解放されるだろう。・・・よって、この件について話すべき事はない。〔ベングリオン発言（省略）〕いずれにせよアラブ諸国は、この地から我々の痕跡を一掃すべく我々と戦っている時にこの事を我々に提案しているのだ」【6：60～61】。「結論は単純だ——戦争中はそれ〔帰還〕について語るべき事はなく、我々にとって現在の停戦は戦争の一局面であって、平和の一局面ではない。和平条件について話し合う時が来たら——これは我々が話し合う条件の一つとなり、それからその事は一連の案件全体に結び付けられ、然る後に我々はその問題を解決するだろう」【6：61】。

更にシェルトクは外務省がアラブ諸国との交渉の可能性を探っていると報告する文脈で、アラブ諸国が難民の流入に抗議したり、イスラエルに難民の扶養

費を要求したり、難民問題が「本件に人道的な衣をまとわせているバルナドット提案」【6：66～67】の項目と化した事に加え、対アラブ戦争で戦費が巨額に上った事を指摘し、多大な破壊の原因をつくったアラブ諸国には賠償義務があると主張する。考察を加えると、シェルトクは6月16日閣議でアラブ諸国の侵略により支出せざるを得なかった経費に対する「自然の補償」こそが「残された全ての土地や残された家々」であり、アラブが自発的に逃亡したという事情もあるため「[彼らは] 帰ってはならない」【3：55】と主張する一方、この様な帰還拒否の代わりに一部の領土の放棄の可能性を示唆していた¹¹¹。この立場と比べると、7月28日閣議における難民帰還をめぐる彼の立場は、領土放棄との関連では更に強硬化していると言える。すなわち、戦争中の帰還拒否という点では彼の立場は両閣議で共通であるが、ア）6月16日閣議では放棄されたアラブ財産をアラブ軍による破壊や戦費の「補償」と位置づけたのに対して、7月28日閣議では「放棄されたアラブ財産」だけでは満足せずに更にアラブ諸国からの賠償金をも要求している事、イ）6月16日閣議では帰還阻止によってアラブの土地を得た代償としてネゲヴの一部の放棄の可能性を示唆したのに対し、7月28日閣議ではアラブの土地を得た代償として領土を放棄する可能性には一切ふれていない事¹¹²、これら二点に於て7月28日の彼の立場は6月16日のそれより強硬であったと言えよう。つまり6月16日閣議におけるシェルトクの議論の特徴であった<「内部的領土」による補償>論（内部的領土、すなわち放棄されたアラブの土地はイスラエル側の戦争被害や領土放棄に対する補償であるから、難民は帰還させない）のロジックを、軍事情勢がイスラエルに有利になった7月後半に彼は放棄し、「戦争中の難民帰還」と「領土放棄」の両方を拒否するタカ派的方向に転じたのであった。但し難民帰還をめぐるこの強硬化はあくまでも領土放棄との関連に於てであって、戦争中の帰還拒否についての彼の見解自体は6月16日閣議から一貫して変わらなかった事、しかも単に「変わらなかった」だけではなく、強硬な内容を和らげる重要

な要素が付け加わった事に注意すべきである。彼は6月16日閣議の後、同閣議における自らの帰還拒否発言を和らげようとするかの様に将来の解決の可能性を繰り返し示唆し、ベルナドットとの6月17日会談では難民帰還問題は和平交渉まで「未決」のまま保持する【3：118】と発言していたのであった¹¹³。戦争中の帰還拒否という「硬」の立場に、戦争後の解決の可能性を残すという「軟」の要素を確実に付加した彼のこの立場は、ベルナドットへの8月1日付回答という形で公表され、名実共に閣内合意の位置づけに格上げされる事になるのである。

以上の様な全体像を念頭におきつつ7月28日閣議に立ち戻ると、26日会談とベルナドットの緊急要請をふまえてシェルトクが提示したのは、政府が回答すべき内容の次の様な骨子案であった。「我々は戦争が続いている限り、アラブ難民の大量帰還には同意できない。我々は例外的ケースについて、特別な苦しみのケースであれ特別な権利のケースであれ——ケースごとに個別に話し合う用意はある」【6：66】（下線引用者）。最終的にこの骨子案は賛成多数で可決され、特に前段の戦争中の帰還拒否は6月16日閣議の結論の追認である事から、これについての異論は出なかった。しかし後段の「例外的ケース」については行動派と穏健派の間で、更に穏健派の間でも意見が分かれたため、以下では閣議決定に至る過程での両派それぞれの意見の中身を概観・考察する。

行動派はベルナドットの緊急要請は考慮せず、帰還は全面的に認められないと強調した。ベンギリオンの立場は、「アラブ諸国はアラブ住民の招きによってこの地に侵攻した」【6：60～61】ため難民帰還は考えられぬのみならず、回答の中に「彼らがエレッツ・イスラエルで生じさせた破壊と荒廃についての賠償の要求」【6：67】をも追加すべきだという強硬なものであった。フィシュマンとグリェンバウム（後者はD.P.の人的問題には理解を示した）は回答案前段の「戦争中は難民帰還は認められない」という部分には強く賛成し、後段の「例外的ケースへの配慮」には不賛成又は言及しなかった。彼らの発言には

国際社会は自分達を軽んじているという怒りと、アラブ諸国の侵略の被害者である自分達には難民への責任はないという、その後のイスラエル政府の公式見解に組み込まれる感情や論理が強く表れている。「私は提案の拡大には反対する——世界は、我々が世界の意見を考慮する程には我々の意見を考慮しないのだ」（フィシュマン）【6：68】。「我々に対して七か国が出兵し、その国々の中にはエジプトの様に豊かな国もある。・・・彼らが我々を攻撃してきた為に我々が戦争せざるを得ないので——難民の帰還について我々は全く語る事はできない。我々への攻撃者達が——難民の扶養という軛を担わねばならない」（グリュンバウム）【6：69】。シェルトクが6月16日閣議の時と同様にギリシア・トルコ住民交換やチェコスロヴァキアの事例に言及しつつ、行動派の議論に与した事も注目される。

行動派の中でツイスリングが発言していないが、これは票決の結果や彼の主張から考えても、シェルトクの骨子案に異存がなかったからだと考えられる。ここでツイスリングの立場について、6月16日閣議以降の経緯を含めて考察しておきたい。彼は6月16日閣議で戦争中には難民の帰還も財産の返還も許可してはならないと述べているが、戦争後に関してはパレスチナ・アラブ人の抵抗戦争とアラブ諸国のユダヤ人の生存が脅かされるというリスク故に、難民帰還を拒否し続ける政治路線は危険であると主張した。この様に戦争後の難民帰還の可能性を考えていた彼は、7月14日閣議^②では、停戦にあたり「エレッツ・イスラエルの領域から外国軍が出て行く事を我々は要求する、そしてそれらの条件の下で我々は自らの場所へのアラブの帰還を可能にする用意ができている、と我々は回答せねばならない」【5：96】と提案したが、ベングリオンが和平段階の問題であるとして議論の対象とはしなかった（3（2）で既述）。その後のこの28日閣議では、停戦は戦争の一局面であるとの前提の下に戦争中の帰還が話題になっていたため、彼としては7月14日の自らの上記の提案（和平段階の提案）を再提起するには至らなかったのだと思われる。

他方、穏健派に関しては、戦争中は帰還を認めないという原則論に異存はないが、何らかの「例外的ケース」は認めた方がよいと考える点で一致していた。特にベルナドットの28日付緊急要請の中の「限定された人数・・・そして特にかつてヤッフォとハイファに住んでいた人々が8月15日以降彼らの家へ帰る事を許可されるという原則が受け入れられる事を要請する。[改行]安全保障上の考慮を認め、帰りたい人々の間では兵役年齢の男達と他の全ての人々の区別がなされるかも知れない」¹¹⁴という部分に僅かなりとも応えようとした発言も議事録に残されている。但し帰還を認める「例外的ケース」の中身、特に婦女子の帰還の是非に関しては意見が分かれた。

具体的に意見の中身を見てみると、例えばシトリトは、戦争が続いている限りアラブの帰還は認めず、経済的観点から婦女子も帰還させるべきではないとの立場であったが、外国にいるわけではなくエレッツ・イスラエル（パレスチナ）内部を移動した難民は「例外的ケース」として元の居住地に帰還させる事は可能だとした。彼が「リッダにいるヤッフォからのアラブ」や「ハイファから来たナザレにいるアラブ」（リッダとナザレは直近に占領された）をそれぞれヤッフォとハイファに帰す事に言及したのは、ベルナドットの上記の緊急要請を意識しての事である。ベルンシュタインも占領地のアラブを国内の元の居住地に戻すというシトリトの提案に賛成しつつ、それ以外は「一切例外なくアラブ難民の帰還に断固反対せざるを得ない」【6：70】との立場であった。通産相として彼は「経済的戦争」【6：70】としてこの戦争を見ており、難民が集中し食糧の必要性が他の地域に増して大きくなっているナザレの状況に鑑みても、難民の扶養は不可能だと論じた。ベルンシュタインの次の言は、武力行使には慎重な反面、国際社会に向けた「説明」言い換えれば宣伝や世論操作を外交の一環として重んじる穏健派の一側面を表現していたと言えよう。「国際世論に關する事は——私は常に主張してきたし主張し続ける。世界の反応は、我々がしている行為にかかっているのではなく、その行為についての我々の説明にかか

っているからだ」【6：70】。

婦女子に例外を認めるべきではないというシトリトとベルンシュタインの意見に対し、穏健派の中の宗教政党所属閣僚は婦女子の帰還を主張した。彼らは家族を重視する敬虔なユダヤ教徒の価値観を難民帰還問題に投影しつつ、限定的な帰還を求めるベルナドットの要請に応えようとした様に見える。レヴィンは「アラブは我々の兄弟達がリッダとラムレで何をしたかを知っており、彼らは我々に敵対する大々的な宣伝の為にその事を利用している」【6:70】と述べ、アラブ側のこの様な「宣伝」をも考慮して帰還を柔軟に検討する必要性を説いた。彼も「全アラブ難民の帰還には多大な危険がある」【6:70】と考えていたが、安全保障上の考慮から兵役年齢の男達は帰還許可対象から外してもよいとするベルナドットの見解をふまえつつ、（逆に兵役に関係のない）婦女子の帰還は考慮すべきだと示唆した。考察を加えると、注目すべきは「婦女子の帰還についてのシャピラ氏の提案は私には適切と思える」【6：70】というレヴィンの発言である。シャピラの発言【6：67】はエルサレムの非武装化関連以外の部分が全て削除されているが、レヴィンのこの発言から、その削除部分が婦女子の帰還への言及を含んでいた事が分かるからである。それでは、レヴィンが「適切」として賛同した「婦女子の帰還」についてのシャピラ発言とはいかなる内容であったのか。例えば、リッダやラムレ等で男達が捕虜となったり殺害されたりした結果（仮にこの様な状況を赤裸々に発言したとすれば検閲で削除された可能性が高い）、概ね婦女子と老人のみで逃避行をせざるを得なかった事例に言及し、一家の男達を失った婦女子への保護を訴えるなどの内容ではなかったか。なお穏健派の中でカプランは28日閣議で帰還について特に発言していないが、彼は7月14日閣議②でツイスリングが外国軍が撤退する代わりにアラブの帰還を認める事を提案した際に「非常に重い問題」【5：97】として話し合いに入るかどうか皆に尋ねている。カプラン自身は帰還に関して状況に応じて対応するとの立場をかつて表明しており¹¹⁵、シェルトクに近い意見であったと思われる。

る。

最終的にはベングリオンがシェルトクの骨子案を言い直して「戦争状態が存在する限り、我々は特別な場合を除きアラブ難民の帰還に同意できない」【6：74】という原案として提示し、これが9：2で可決されたが、上記の議論の流れから2名の反対者は、例外的なケースへの考慮を拒否した人々（グリュンバウムとフィシュマン）か、婦女子の帰還は考慮すべきと主張した人々（シャピラとレヴィン）であろうと考えられる¹¹⁶。回答は外相一任とも決定された。すなわちシェルトクは上の原案を骨子としさえすれば、閣議の議論をふまえつつ自由に肉付けする事を許されたのである。次項では可決された内容を骨子としてシェルトクが起草しベルナドットに提示した、難民帰還についての8月1日付政府回答を検討する。

②ベルナドットへの政府回答（8月1日）と7月28日閣議内容の整合性

全体としてベルナドットの難民帰還要請に強く反論するこの政府回答¹¹⁷に於ては7月28日閣議決定のほか、28日閣議で出た意見が随所に反映され、それに26日会談でシェルトクが述べた事や、それ以外の会談・文書でシェルトクが外相としてベルナドットに伝えたりエバンらに指示していた内容が織り交ぜられている。以下、英語原文（一部省略）を掲げ、28日閣議内容との整合性を中心に考察する（前文的な第1項は省略）。

<第2項> ...we are not unmindful of the plight of the Arabs...Our own people has suffered too much from similar tribulations for us to be indifferent to their hardships. If, nevertheless, we find ourselves unable to agree on their readmission to the Israel-controlled areas, it is because of overriding considerations bearing on our immediate security, the outcome of the present war and the stability of the future peace settlement. We feel convinced that any measure of repatriation undertaken solely on humanitarian grounds, in disregard of the military, political and economic aspects of the problem, would prove to have been falsely

conceived; it would defeat its purpose and result in graver complications than those which already exist. アラブの苦しみに気付いていない訳ではないという部分は、26日会談でシェルトクが述べた内容と、28日閣議でグリェンバウムがD.P.に言及した発言【6:69】を反映し、難民の帰還に賛成できない理由として安全保障上の理由を強調する部分は28日閣議のコンセンサスを強く反映している。帰還を考える際に人道的考慮のみならず軍事的・政治的・経済的考慮を無視できないとする部分は26日会談でのシェルトクの立場【6:60～61】と共に、28日閣議で全体的に出た意見を反映している（経済的考慮についてはシェルトクの他に、シトリト【6:68】やベルンシュタイン【6:70】）。

<第3項> ...There can be no doubt that the return during the truce of thousands of displaced Arabs to the State of Israel — which is still beset by enemy armies, forms the target of violent political attack and may yet again become the object of a renewed military onslaught — would, in fact, gravely prejudice our rights and position. It would relieve the aggressor-States of a large part of the pressure exerted on them by the refugee problem, while, on the other hand, it would most seriously handicap the war effort and war-readiness of Israel by bringing into its territory a politically explosive and economically destitute element, and by saddling its Government with responsibility for all the ensuing complications. イスラエルがまだ攻撃対象となり得る停戦中にアラブが帰還する事の危険性とアラブ諸国の侵略性を強調するこの項目は特にシェルトク、ベングリオン、シトリト、グリェンバウムの28日閣議での発言を反映し、経済的側面の部分は特にシェルトクとベルンシュタインとシトリト、war-readinessの部分は「我々自身に重みをかけたら戦争できない」【6:69】というグリェンバウムの発言を反映している。

<第4項> ...The root cause of the present conflict — of which the mass flight of Arabs and their consequent suffering are mere corollaries — is the refusal of

the Arab League to accept the State of Israel either as a matter of right or as an accomplished fact. 紛争の根源的な原因がアラブ諸国側のイスラエル不承認にあるというこの項目は、イスラエルがアラブ諸国と対等の主権国家として直接交渉する展望に言及したシェルトクの26日会談での発言【6:62】と呼応する。

<第5項> Nor do we feel that the issue is met by your argument that the present truce is of indefinite duration and that, therefore, the security aspect of Arab repatriation should not present a special problem. To begin with, once a large-scale return is authorised, it may be found difficult, if not impossible, to keep it within bounds. Even if formally men of military age are excluded, the practical result may well be the increase of irregulars inspired by Mufti, who know no truce. Moreover, the Arab States themselves...have hedged their acceptance of the present truce with several conditions. They continue to maintain an attitude of obstinate intransigence...in regard to such basic provisions of the truce as the Jerusalem water supply and the opening of the Jerusalem-Tel Aviv highway. ...In these circumstances, the mere fact that the Security Council has ordered the truce to be of unlimited duration is not a firm enough foundation on which the Provisional Government could build so far-reaching a measure as the readmission *en masse* of Arab refugees. ベルナドットの手紙に含まれていく停戦が無期限なのでアラブの帰還は安全保障上問題にならない>という主張に対して、シェルトクは一旦大量帰還が始まると一定規模に抑える事が難しい事や、ベルナドットの提案通りに兵役年齢の男達を除いたとしても不正規兵の増加につながる可能性を挙げて反論している。この部分は閣議で出た意見ではなくシェルトクが案出したものである。エルサレムへの水の供給やエルサレム・テルアヴィヴ間の道路の問題もイスラエル側が交渉で重視してきた要素で、28日閣議では特に言及されなかったが、アラブの頑なさを示す例として細部の肉付けに使われている。

＜第6項＞ The difficulty is not minimised if the return is limited to the former residents of Jaffa and Haifa, for whom you enter a special plea. ...Both were centres of grave menace to Jewish security... Incidentally, we fail to appreciate why on purely humanitarian grounds, the former residents of Jaffa and Haifa have been singled out for special treatment and found, as a class, to be more deserving than those of any other town or village. 注目されるのは、28日閣議でシトリトが提起してベルンシュタインも賛成した、リッダやナザレ等の占領地にいるヤッフォとハイファの元住民はヤッフォとハイファに帰還させ得るといふ妥協案にシェルトクが言及せず、この二つの町のみには帰還を限定したとしても困難は最小化されないという慎重な回答にとどめ、「ユダヤ人の安全にとって重大な脅威の中心地であった」二つの町の元住民が特別扱われるのは何故かという疑問を逆に投げかけている事である。難民帰還は本当に「純粋に人道的な理由」から提案されているのかという、イスラエル側の少なからぬ指導者が抱いていた疑念がここで強く代弁されていると言えよう。

＜第7項＞ On the economic side, the reintegration of the returning Arabs into normal life, and even their mere maintenance, would present an insoluble problem. ...On the other hand, the Provisional Government would resist as utterly unjust an attempt to impose on its limited and heavily strained resources any part of the financial liability for the relief and resettlement of returning Arabs. Far from being ready to shoulder responsibilities on behalf of Arabs whom the Jews never intended to harm — with whom they were, indeed, anxious to live at peace — the Provisional Government considers itself entitled and is indeed determined to claim compensation from the Arab States for all the havoc and destruction, the loss of life, property and livelihood, which the criminal folly of their armed intervention in Palestine has wrought. 帰還したアラブがもたらす経済的負担とそれをイスラエルが負う事への反対についてはシェルトク【6：60～61】とシ

トリト【6:68】とベルンシュタイン【6:70】の発言を、侵攻してきたアラブ諸国の責任を確認する部分はグリェンバウムの発言【6:70】を、アラブ諸国に賠償を請求するという部分はシュルトクとベングリオンの発言【6:66～67】を、それぞれ反映している。ユダヤ人はアラブ人に「決して危害を加える意図はなく、彼らと平和裡に暮らす事を本当に切望していた」という挿入部分は、アラブ諸国の侵略の「犯罪的愚かさ」を効果的に強調している。＜イスラエル側にはパレスチナのアラブ人と共存する意志があったにもかかわらず、アラブ諸国が侵攻した為に難民が発生した＞という＜イスラエル被害者＞論¹¹⁸とも言うべきこの議論は6月16日閣議でも見られ、左右を問わずその後のイスラエル政府が難民帰還を拒否する論拠の一つとなる。

＜第8項＞ Arab mass flight from within Israel and Israel-occupied areas is a direct effect of Arab aggression from outside. In justifying their invasion, the Arab Governments claimed that they had responded to the call for rescue addressed to them by the Arabs of Palestine. The plain fact is, however, that but for the intervention of the Arab States there would have been an overwhelming measure of local Arab acquiescence in the establishment of the State of Israel, and by now peace and reasonable prosperity would have reigned throughout its territory, to the enjoyment of Jews and Arabs alike. If the war has brought in its wake a mass exodus, mostly spontaneous, and the exodus has resulted in great suffering, the responsibility for it rests on those who fomented and have carried on the war, as well as on those who aided and abetted them. The Arab Governments and the Great Power which espoused their cause cannot have it both ways: do everything they can do to undermine and destroy the State of Israel, and then, having failed, require the State of Israel to take over the liability for the results of their own reckless action. 前項に続きこの項でも、その後のイスラエル政府が難民帰還を拒否する際のロジックとなる基本的な歴史認識が展開されている。＜アラブ諸

国が侵攻した為に難民が発生した」という前項の定式化を繰り返した後、アラブ諸国はパレスチナのアラブ人の救援要請に応えたと主張して侵攻を正当化したと述べているが、この救援要請の部分は28日閣議におけるベングリオンの発言【6:60～61】を反映している。大量出国とそれがもたらした難民の苦しみへの責任は侵攻したアラブ諸国にあるという部分はシェルトクとベングリオンが閣議で共有した立場であり、グリュンバウムの発言【6:69】をも反映している。大量出国が「大半は自然発生的」であったとも付言され、難民発生へのイスラエルの責任がこの面からも否定されている。〈アラブ難民自発退去〉論¹¹⁹とも言うべきこの議論も6月16日閣議で展開されており、イスラエル政府が難民帰還を拒否する論拠の一つとなった。

〈第9項〉 For the political, economic and security reasons stated, the Provisional Government is not in a position, as long as a state of war exists, to readmit the Arabs who fled from their homes on any substantial scale. The Palestinian Arab exodus of 1948 is one of those cataclysmic phenomena which, according to the experience of other countries, changed the course of history. ...When the Arab States are ready to conclude a peace treaty with Israel, this question will come up for constructive solution as part of the general settlement and with due regard to our counter-claim in respect of the destruction of Jewish life and property. The long-term interests of the Jewish and Arab populations; the stability of the State of Israel and the durability of the basis of peace between it and its neighbours; the actual position and fate of the Jewish communities in the Arab countries; the responsibility of the Arab Governments for their war of aggression and their liability for reparations, will all be relevant to the question of whether, to what extent and under what conditions the former Arab residents of the territory of Israel should be allowed to return. For such a comprehensive and lasting peace settlement the Provisional Government is ever ready, but it holds that it cannot in

fairness be required to carry through unilateral and piecemeal measures of peace while the other side is bent on war.「戦争状態が存在する限り、我々は特別な場合を除きアラブ難民の帰還に同意できない」【6:74】という閣議決定を改めて伝える項目であるが、この文書をここまで通読すると、シェルトクがヤッフォとハイファの元住民の帰還や婦女子の帰還など28日閣議で穏健派から提案のあった「特別な場合」の詳細には踏み込まず、代わりに帰還を「いかなる実質的な規模に於ても」(“on any substantial scale”)認める事はできないという様に、帰還の「規模」に力点を移している事に気付く。28日閣議で彼が「例外的ケース」への配慮をも重要な要素とする原案(骨子)を提示していた事を考えるとこの力点の変化は目につくところであるが、その理由は何であろうか。恐らく閣議での意見交換の結果、婦女子ないし地域限定の帰還も「規模」によっては軍事的・経済的に危険であるとの判断に至ったからではないか。しかし「規模」への言及は結果的に両刃の剣であった。後日、8月5日会談でこの部分が問題になり、ベルナドットが“insubstantial”な規模ではどうかと提案するきっかけを与える事になったからである¹²⁰。又アラブの出国を「他の国々の経験によると歴史の道筋を変えた、地殻変動の如き現象の一つ」とする部分については、シェルトクが26日会談と28日閣議でも言及したギリシア・トルコ住民交換【6:60～61】及びズデーテン・ドイツ人のチェコスロヴァキアからの追放【6:69】という二つの前例とのアナロジーが明らかに念頭におかれている。諸戦争の結果として既に流出していた「ギリシア人」の帰還を認めないというケマルの<ローザンヌ条約型解決>をアラブ帰還問題に応用しようという方向性は閣議レベルでは6月16日閣議で主流となっていたが、その方向性がこの最終項に於て、公式政策として初めて対外的に宣言されたと言えよう¹²¹。かくしてシェルトクは、国民国家形成に関わるケマルやベネシュの政策と政治的価値観を、1948年のパレスチナの「アラブ帰還問題」に意識的に応用したのであった。

但し前述の様に、改めて注意すべきは、シェルトクがこの最終項で閣議決定

に忠実に従いつつも、「包括的・持続的平和解決」に対してイスラエル側は常に開かれているとし、平和条約を結ぶ用意ができた時に難民帰還が全般的解決の一部として扱われる可能性を否定しなかった事である。この最終項には、6月16日閣議でツイスリングが言及し7月14日閣議でも提起していた戦争が終結した段階で帰還を認める可能性や、6月17日会談でシェルトクがベルナドットに伝え6月20日閣議で報告して波紋を呼んだ難民帰還問題は和平交渉まで「未決」のままとするという方向性が、7月28日閣議では議論されなかったにもかかわらず巧みに組み込まれていた。つまり6月後半にベングリオンが難色を示した「難民帰還は和平まで未決の問題」というシェルトクの姿勢は根本的に変わっておらず、伏流水が地上に湧き出る様にここで改めて公言されているのである。

しかしその一方でシェルトクが、難民帰還を強く拒否しているベングリオンに配慮するかの様に、帰還が将来話し合われる際に考慮すべき事項を、高いハードルを設けるかの如く列挙している点も注目されよう。それらの事柄の中で、28日閣議でのベングリオンの意見（シェルトク自身の意見でもある）を特に反映していたのが、失われたユダヤ人の命や財産に関するアラブ諸国の賠償責任であった。更に「アラブ諸国におけるユダヤ教徒諸共同体の実際の地位と運命」も考慮すべき事項とされているが、これはシェルトクが26日会談で言及していた点である。公式報告書によると26日会談でシェルトクは、将来アラブの帰還を話し合う最終的な平和解決の場ではイスラエル政府が「アラブ諸国におけるユダヤ人（ユダヤ教徒）の扱い、そこで起きた抑留、ユダヤ人財産の大規模な没収」の問題も持ち出すであろうと述べており¹²²、従って第9項にある「アラブ諸国のユダヤ教徒諸共同体の実際の地位と運命」とは26日会談で彼が具体的に例示したそれらの問題を念頭においた文言であると見る事ができる。つまり帰還の検討は無条件ではなく、この処遇問題も含めて考慮した上で程度や条件を決める、とシェルトクは第9項で牽制しているのである。更に

これまでの経緯を想起すると、難民帰還と中東諸国のユダヤ人の運命を結び付ける議論は6月16日閣議でツイスリングもやや別の角度から提起していた¹²³。アラブ難民の運命とアラブ諸国のユダヤ人の運命の連動についてツイスリングともこの様に問題意識を共有し、かつ対等な主権国家同士としてアラブと和平会談を行う事を主張するシェルトクにとって、アラブ諸国との「相互性」の問題は、<対アラブ紛争に於て国連（国際社会）の言いなりにならないイスラエル>の^{リポースト}主権を強調する行動派の意見（6～7月の閣議で特に行動派から強く出された）¹²⁴を充分ふまえる意味でも、ベルナドットに対して念を押すべき重要性を持っていたと言えよう。

総括するなら8月1日付政府回答に於ては、7月28日閣議決定（現状では難民帰還は原則として認めない）を核としさえすればその他の論理の運びや肉付けは全て外相一任となった為に、将来の和平解決の一環として難民帰還を話し合う可能性は否定しないというシェルトクの6月後半以来の路線も同時にくつきりと打ち出される事となった。この結果から逆に考えると、7月28日閣議でのシェルトクの行動派に寄り添うかの様な意見表明は、その一部は実は戦略であった可能性もある。外務省内では部下エバンが、対国連外交の最前線に身を置いていただけにベルナドットに対しては彼の排除を論じる程批判的であり、アラブについてもベングリオンと変わらぬ位強硬な報告を送ってきていた。しかし他方でシェルトクは、ベルナドットのみならず米国政府も難民帰還について関心を強めている事を7月後半の米国発の部下からの報告で把握しており¹²⁵、28日閣議までには既に、リッダとラムレの制圧と難民の大量流出という状況の後では米国や国連（国際社会）の反応を考慮したある種のバランス（条件付きで帰還を認める等）も必要であるとの確信を深くしていた事が外務省に保管されている電報から窺われるのである。例えば帰還についての方針を確認する部下の電報に対して、シェルトクは7月22日に次の趣旨の事を回答している。——アラブの出国はアラブ諸国の侵攻の直接的結果であり、難民の苦しみと将

来の定住は戦争を挑発した者の責任である。戦争状態が続く限り、アラブの帰還を許す事は、第五列を入れる事を意味するので問題外だ。例外は特別な配慮に値するケースのみで、その場合もセキュリティ審査を受ける。停戦は戦争の一局面であり平和の一局面ではない。アラブ帰還の問題はアラブ諸国との和平解決の一部としてのみ決定され得る。その際には近隣諸国のユダヤ人の財産の没収と彼らの将来の問題も提起されるだろう。イスラエルに残留するアラブは苦しめられる事なく、国から然るべきサービスを受ける¹²⁶。

部下へのこの回答内容は正に、シェルトクが起草した8月1日付政府回答の内容と酷似していた。つまり「難民帰還問題は今は未決とし、将来の和平交渉の時に包括的和平の一環として解決する事をめざす」という方針は6月半ば以来彼の心中にあったが、彼はこれを7月一杯にかけて外務省内に浸透させていたのであった。この方針を「省内の了解事項」という枠を超えて内閣の公式政策に格上げするには、難民帰還を拒否するベングリオンに警戒・反対されない事が必須条件であった。シェルトクのこの時期のタカ派的傾向は、6月のラトルン激戦や7月に若い甥を亡くす程であった各地の激闘が及ぼした心理的影響も排除できないが、政治家としては7月28日閣議決定の様なベングリオンも賛成する「骨子に関する最小限の合意」をまずは取り付けたいという意図とも関わっていた様に見える¹²⁷。そして回答起草のフリーハンドを得た後に初めて論旨の運び、骨子への肉付けや外交的ニュアンスの付加を工夫し、今は同意できない難民帰還についても将来の解決の可能性だけは残しておくという従前からの信念を、さりげない形ではあるがメインの帰還拒否回答に添えて提示する事で、「公式性」のレベルを一段階上げて発信しようとしたのではなかったか。その様な文脈を念頭におくと、一読の限りでは拒絶的な全体像に見えながら、将来については難民帰還が条件次第で交渉の俎上に上り得るといふ最終項の慎重な文言が、硬軟両様の重層性をもって見えてくるのである。

終わりに

冒頭で述べた二つの論点への答えを含めて結論を述べたい。

まず、第一の論点「6月16日閣議の難民の帰還阻止の合意が7月末までにいかに公式の政策に昇格したか」についてである。閣議を跡づける限りでは、戦争中は帰還させないという6月16日閣議の「閣議決定未満の合意」（これ自体が先立つ諸閣議の合意事項の確認であった¹²⁸）は、7月28日に戦争中は特別な場合を除き帰還させないという閣議決定に結実し、直後の8月1日付政府回答に反映されて対外的に宣言され、ここに至ってイスラエル暫定政府の公式政策となった。その意味で冒頭に掲げたモーリスの「帰還を阻止する政治的決定は・・・7月に公式政策となった」という記述は正しいと言える。この間特に6月下旬にシェルトクが口頭で内外に表明し、外務省内で熟成・実質化された「帰還問題は和平まで未決とし、戦争後に他の問題と絡めた解決の可能性を残す」という方向性は、明確な閣内合意を得るには至らなかったが、戦争中の帰還を禁じる6月16日閣議の合意の峻厳さを外交的に和らげるものとして命脈を保ち、8月1日付政府回答の中に「戦争中の帰還拒否」というメインの回答とセットになって組み込まれて、「戦争中は帰還を認めないが戦後に関しては交渉次第である」という包括的な政策へと成熟を遂げたのである。言い換えれば6月16日閣議の屋台骨の如く荒削りな帰還阻止の合意は、戦後の帰還の可能性を残すという妥協の付加によって、6月後半から7月一杯にかけて国際的に許容され得る形に補整されて公式政策に「昇格」したのであった。ベンギリオンから警戒されたにもかかわらず、難民帰還に関するシェルトク路線がこの様に政策に昇格できた背景には、「十日間」の戦闘による新たな難民の発生と、彼らの帰還を求める国連や米国からの圧力があつた。また6月後半から7月一杯にかけて、限定的な帰還を検討すべきだとの意見や外国軍の撤退と引き換えに帰還させる等の意見が閣内から出ていた事も、シェルトク路線の成熟を後押

ししたと思われる。他方、6月16日閣議で語られた「帰還阻止正当化の論理」がその後の諸閣議で何度も言及され、8月1日付回答文書でそれらが政府の公式見解として文章化されている事も見逃せない。

帰還を認めない理由には歴史的な視座も関わっていた。8月1日付回答文書の基底に据えられていたのは、難民の帰還を認めない事を主権国家間で合意するという<ローザンヌ条約型解決>モデルと、それに基づく<後戻りできなかった大きな変化も歴史上存在し、全ての場合に原状回復の義務があるわけではない>というシェルトクの冷徹な歴史観であった。本議事録とその間の外務省関連文書を精読すると、当時シェルトクの構想した対アラブ和平とは主権国家同士の和平であり、イスラエルの主権確立が国内のアラブを取り締まり対象にできる事と表裏一体として捉えられていた事も見えてくる。その関連で本議事録が示唆し、実際の軍事行動でも裏付けられているところによれば、「追放」より穏当な響きを持つ帰還阻止の内実は、しばしば治安活動の名目下でのアラブ村の破壊や住民の追放であった¹²⁹。この様な「治安活動」の実行はベングリオンが閣議で明言しても異論が出なかったという意味で、政策に近い位置づけであったと判断されよう。従って本議事録には、広義の、或いは実質的な追放政策が公開部分に於てさえ話し合われた部分があると結論づける事ができる。それと連動して残留アラブ人への考慮は、シトリトがアラビア語の話せる裁判官の任命を主張した件を除くと殆ど言及されていない¹³⁰。

次に第二の論点である穏健派と行動派の力学についてである。本議事録は抄訳割愛部分も含めると穏健派と行動派の対立軸のほかにも宗教と世俗、マパイとマバム（及びマパイ以外の政党）、アシュケナズィームとスファラディームなど閣内の多様な対立軸を浮かび上がらせているが、本稿で扱った政策決定過程に於ては穏健派と行動派の対立軸が特に注目し値するため、論点として冒頭に挙げた。そこで、この点に関して全体を俯瞰しての考察をここで述べたい。将来に帰還の可能性を残すシェルトク路線が政策に昇格できたのは、それに賛

成する閣内穏健派の力が数の上で安定していたという要因とも関わっていると思われる。本議事録の時期から8月頃にかけてシェルトク自身は、例えば難民帰還についてはベングリオンと同じ位強硬と見える態度を閣内外で表明し¹³¹、閣議でベングリオンの領土拡大主義に同調する程のタカ派ぶりを示していた。他方、閣内穏健派はアラブが^{cease-fire}砲火停止を知らせてこなければイスラエルも砲火を停止しないという件や、非武装化原則自体は否定していない回答案に賛成か否かという件をめぐる閣議決定の際に多数票でベングリオンが支持する強硬な見解を破っており、難民帰還についても地域限定ないし婦女子限定の帰還を提案するなど安定した存在感を示していた。シェルトクのこの時期の強硬さが一部戦略であった可能性もあると先に述べたが、そうであるとするとその戦略は、他の穏健派閣僚に任せておけば自分が加わらなくてもベングリオンの行き過ぎを牽制できる、という読みがあつてこそのもではなかったか。つまり閣内穏健派が安定多数を占めていた状況があつたからこそ、シェルトクは重要な政策を通す為に必須であるベングリオンとの協調を優先させ、無用な摩擦を防ぐ方に注力できたのではないか。国防に関する五人委員会が設置されて以来、内閣がベングリオンの独走を以前より制御できる体制になっていた事も、シェルトクの安心感につながっていたのではないか。

他方、シェルトクのみならず特にベントヴに顕著に見られるのであるが、穏健派と目されてきた閣僚が行動派に近い発言をする場面が本議事録では目立つ。「十日間」の戦果を背景に穏健派が全体として右傾化し、行動派との見解の差が縮まって重要政策に於て両者が共同歩調をとりやすくなったという構図は押さえるべきであろう。関連して、閣議に上がってくる軍事情報の少なさと国防事項の決定プロセスをめぐるベングリオンへの異論や不満¹³²が以前より減少した事が観察されるが、それは国防に関する五人委員会を通じてベングリオン以外の閣僚が軍事的情報に直接接したり検討に参加する事ができるようになった事が大きな原因であると思われる。しかし本議事録には大きな削除部分が

あるため、異論の減少については正確な検証が不可能である。

本議事録によるとエルサレムに関しては、意見が分かれた部分はあるものの、同市がアラブの手に渡る事を防がねばならないという点では穏健派・行動派の別を超えて閣内が一致していた事も指摘できよう。同市をアラブが支配する事への恐怖と、アラブ支配につながる恐れのある非武装化案を提示したベルナドットへの強い不信任感が、暫定政府をして、軍知事の任命とエルサレムにおけるイスラエル法の適用という形での既成事実化を急がしめた事を本議事録は伝えている。エルサレムにおける軍統治を決定する事によって暫定政府が、エルサレムを国際領域と定めている国連分割決議と訣別した事も注目される。シトリトの同決議への固執にもかかわらず、行動派の「国連分割決議は死んでいる」(ベングリオン)【3: 59】、「エルサレムを国際地帯に変える事に関する正にその国連総会決議は完全に撤廃された、公式にさえも」(グリェンバウム)【6: 27】という従前からの主張はこの時点で実体化したのであった。

かくして 1948 年 7 月末から 8 月初にかけてイスラエルは、関連する国際法や国際的前例を慎重に閣内で検討しつつも¹³³、最終的には国連分割決議で定められた国境線の外のアラブ地域の制圧と占領についてもはや同決議に束縛されない事を事実上の政府方針とし、エルサレムにおける軍知事の任命とイスラエル法の適用という形でその方針を公表する決意を固めた。これらの点をめぐる 7 月末の満場一致の閣議決定は対外的な意味で「後戻りできない分岐点」を象徴する出来事であったと共に、難民帰還の阻止以上に、エルサレムを何らかの形で領有する事が行動派・穏健派の別を超えて全員の賛成を得られる論点であった事を示す。それは、現在のパレスチナ紛争の解決におけるエルサレム問題の比重や扱いを考える上でも、重い示唆を投げかけている。

註

¹ 書誌情報は以下の通りである（第五巻、六巻の順）。

- .1978. תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ה, 8 ביולי – 18 ביולי 1948, ירושלים, גנוך המדינה, 1978.
.1978. תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ו, 25 ביולי – 8 באוגוסט 1948, ירושלים, גנוך המדינה, 1978.
- ² シェルトクによる解説については本議事録【6:62】を参照。
- ³ シェルトクはベルナドットとの7月26日会談で次の様に述べたと28日閣議で報告している。「我々にとって現在の停戦は戦争の一局面であって、平和の一局面ではない」【6:61】。
- ⁴ 拙著、序論41頁、及び第四章の註96を参照。
- ⁵ Benny Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, p.334. 段落全体は以下の通りである。“The political decision to bar a return had matured over April-June, had become official policy in July, and had been repeatedly reaffirmed by the Cabinet in August and September. It was reaffirmed at various levels of government over the following months as successive communities of exiles asked to be allowed back. During the second half of 1948 and the first half of 1949, developments on the ground worked to harden the status quo and certify the refugeedom of Palestine's Arabs.”
- ⁶ なお「政策」の定義が改めて問題となるため、以前の私の著述との関連で明確にしておく、形式的手続きを重視して狭く定義すれば「閣議決定等を経て政府の正式な方針として採択されたもの」、実質的内容を重視して緩やかに定義すれば「正式決定のプロセスを経なくても政府のメンバーの間に共有された明確な合意事項」となると思われる（拙著第三章、192頁）。本稿も「政策」の定義をめぐるこのような複雑さを意識した上で論じる。
- ⁷ Dov Joseph, *The Faithful City: The Siege of Jerusalem, 1948*, New York: Simon and Schuster, 1960, p.246.
- ⁸ Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 20 July 1948, p.365.
- ⁹ Joseph, *op.cit.*, p.250.
- ¹⁰ 前稿C, 註100 (Morris, *op.cit.*, p.430.)。
- ¹¹ Joseph, *op.cit.*, p.250.
- ¹² シェルトク、ジョゼフ、ベングリオンという言葉の引用以外の部分は Morris, *op.cit.*, pp.442-448 に依拠した。
- ¹³ ベルナドットは8月に次の様に振り返っている。「私はそれ〔暫定政府〕の横柄さが十日間の戦闘の間に増したと聞かされていた。・・・これらの〔軍事的〕成功は、一つにはリッダとラムレを掌握していたアラブ軍団の諸部隊が撤退したという事実、又一つには第一次停戦中、恐らくはアルタレナ号事件との絡みでユ

ダヤ人がかなりの量の武器と弾薬の密輸に成功していたという事実に帰せられる。この方向性を指し示す様々な兆候があったが、特にエルサレムで顕著であった。そこでは前には見た事のない擲弾発射器でユダヤ人のポジションを強化する事が可能となっていた。英国がハイファを去る前にユダヤ人が彼らから盗んだ二、三の戦車も、ナザレ地区における彼らの攻勢を援護するのに使われていた。こうした全ての事は、アラブ人のみならずユダヤ人も停戦条件に明らかに違反する行為を犯していた事を示している。首相もシェルトク外相も報道陣に豪語する発言をしていた。何百万ものユダヤ人が今やパレスチナに入る機会を与えられるだろうと彼らは言ったのである。ユダヤ人は今や外国人の仲介者の助力なしに直接アラブと自分達で交渉を開始する立場にある、とも示唆されていた。ユダヤ側各紙はユダヤ人の戦争目的を公然と宣言するまでに加熱していた。私には、イスラエル政府はアラブがかつて犯したのと同じ間違いを正に犯しつつある様に見えた。・・・」（Folke Bernadotte, *To Jerusalem*, Translated by Joan Bulman, London: Hodder and Stoughton, 1951, pp.188-189.）。他方シェルトクは7月下旬に次の様に自らの認識を述べている。「今のところ・・・我々は国連に対しては良い子の様に行動し、戦場では我々が良い兵士であるという事を証明している」「私はあなたにかなり長々と軍事的状況を説明したが、これはそれ程までに没入し得る話題であり、問題全体の最も決定的な側面なのである。・・・しかし今後の数週間の中に重心は絶対に戦争から政治にシフトするだろう」（Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 20 July 1948, p.364, p.367.）。軍事的成功が交渉力に直結するという考え方はエバンにも共有されていた。「ワシントンでもレイク・サクセスでも、支配的な要因は我々の軍事的成功である」（Document 367, Eban to Goldmann, New York, 23 July 1948, p.391.）。

¹⁴ 7月14日閣議②におけるシェルトクの報告（史料紹介では割愛、ゴールドマンからの情報）【5：87】。

¹⁵ Document 331, Goldmann to Shertok, London, 15 July 1948.

¹⁶ Document 327, Goldmann to Shertok, London, 14 July 1948; Document 331, Goldmann to Shertok, London, 15 July 1948. この件については7月18日閣議②に於て、調査が終了するまで話し合いを延期する事が閣議決定された【5：168】。

¹⁷ Document 322, Epstein to Shertok, Washington, 13 July 1948.

¹⁸ Document 367, Eban to Goldmann, New York, 23 July 1948. 引用部分は p.391.

¹⁹ Bernadotte, *op.cit.*, pp.170-175.

²⁰ Document 326, Shertok to Eban, Tel Aviv, 14 July 1948.

- ²¹ Document, pp.669-670. カンマの付加にも下線が付してある。修正された米国案の元の言葉は記載していない。
- ²² Document 338, Meeting: A. Eban, M. Comay — Count Bernadotte, R. Bunche (New York, 16 July 1948).
- ²³ Bernadotte, *op.cit.*, pp.181-182.
- ²⁴ Document 345, Comay to Shertok, New York, 19 July 1948 (秘).
- ²⁵ Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 22 August 1948, pp.369-370. この文書は7月20日に書かれた部分と8月22日に書かれた部分に分かれており、引用部分は8月22日に書かれた部分の中に含まれている。
- ²⁶ Document 358, Reedman to Shertok, Tel Aviv, 22 July 1948. この文書には非武装化案が実際に起草された場所と日付が付記されている(「ロードス、1948年7月13日」)。
- ²⁷ イスラエル外務省の公式報告書 Document 380, Meeting: M. Shertok — Count Bernadotte and Assistants (Tel Aviv, 26 July 1948) に詳しい。シェルトクの7月28日閣議^③での報告(史料紹介を参照)とほぼ同じであるため、ここでは内容説明を省く。この会談についてはベルナドットとジョゼフ(同席していた)の記録が残っているが、いずれに於ても公式報告書やシェルトクの閣議での報告との齟齬は見られない。Bernadotte, *op.cit.*, pp.189-190; Joseph, *op.cit.*, pp.299-300.
- ²⁸ Bernadotte, *op.cit.*, pp.183-186. 詳細についてはその為に設けた委員会を通じて交渉する事になる。
- ²⁹ Document 390, Reedman to Shertok, Tel Aviv, 28 July 1948.
- ³⁰ Joseph, *op.cit.*, pp.302-303; Bernadotte, *op.cit.*, pp.193-195.
- ³¹ Morris, *op.cit.*, pp.325-329. 住民移送委員会については、拙著、序論32頁などを参照。
- ³² Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett: Biography of a Political Moderate*, Oxford: Clarendon Press, 1996, p.381. シェルトクは7月28日閣議^③でもこの辺りの事に言及している【6: 66～67】。Document 388, Eytan to Shertok (ヘブライ語), Tel Aviv, 28 July 1948; Document 381, L.Kohn: Note on W. Eytan's Memorandum, Tel Aviv, 27 July 1948. コーンはエイタンの覚書の前のバージョンについてコメントしているため、コーンのコメント文書の日付はDocument 388(エイタンの文書)の日付より前になっている(Sheffer, *op.cit.*, p.392, note 21)。
- ³³ 5月29日安保理決議は第2項で停戦中にパレスチナ、エジプト、イラク、レバノン、サウディアラビア、シリア、トランスヨルダン、イエメンに戦闘員を入国させて

はならない旨を規定し、第3項で兵役年齢の人々が万一入国した場合は停戦中に彼らを動員したり軍事訓練を受けさせてはならない旨を規定していた。「前回の〔安保理〕決議の諸条件」とは、これらの条項に基づき、入国を禁じられるのは戦闘員のみで、「兵役年齢の人々の入国についてはいかなる実際の制限も課していない」（シェルトク【5：139～140】）のであり、動員したり訓練したりするのでなければ兵役年齢の人々の入国自体は禁じられていない、という5月29日安保理決議に対するイスラエル側の解釈をとりわけ指している。この解釈をめぐるのは兵役年齢の人々の入国自体をも制限しようとするベルナドットとの間で論争が生じていた。7月28日閣議^③におけるシェルトクによるベルナドットとの会談の報告「アリヤーについては私はこう言った」から「あなた方はそうしたいなら、本件をあなた方の代表エバンに課す事ができる」まで【6：62～63】も併せて参照。

³⁴ Document 321, Eban to Shertok, New York, 13 July 1948.

³⁵ Document 324, Shertok to Eban, Tel Aviv, 13 July 1948.

³⁶ Document 325, Shertok to Eban, Tel Aviv, 14 July 1948（秘）。

³⁷ 強い強調 [קוּזק דגגש]、弱い強調 [קל דגגש] はもともと文法用語。二重子音を表すのが強ダゲシュ、閉鎖音を表すのが弱ダゲシュであり、ここでは比喩的に用いている。

³⁸ 「数百万」については単位は明示されていないが金額の事か。「千金に値する」とも訳し得ると思われる。

³⁹ サブラとはパレスチナ生まれのユダヤ人。リッダ攻撃に加わったダヤン（後に国防相）はサブラであった。リッダ攻撃時に、第八装甲旅団を構成する二大隊の一つ、第89大隊を指揮したダヤンの行動の詳細については前稿Cを参照。

⁴⁰ シェフェラー (שפלה) とは平野、低地の意。ハシェフェラー (השפלה) は海岸平野、ユデア丘陵 (שפלת יהודה) を指す。サムソンゆかりの場所があり、ツォルアー (サルア) の近くには彼の墓とも言われる場所があるが、アラブ村サルアはダニ作戦で破壊された（用語リストも参照）。

⁴¹ 内容から考えると国防に関する五人委員会の事かと思われるが、記載の通り「四人委員会」であるなら、ツイスリング、ローゼンブルート、シトリト、シェルトクから成る四人委員会が、征服された地域における秩序と放棄された財産に対する監督の為に選出されている【3：32】（6月14日閣議^④）。

⁴² 一語分程度の削除部分は点線になっており、「それら〔又は「彼ら」〕の運命はどうなるか？」の原文は מה גורלם? である。ヘブライ語の「それら」（物）と「彼ら」（人）は区別されないため、村々の運命を尋ねているのか人々の運命を尋

ねているのか厳密には判別できない。一見些細な事の様に見えるが、人々の運命を尋ねているとすると、前日に行われたリッドとラムレからの追放で生じた難民の中でサルビート等の周辺の村に流入したであろう人々も含めて、彼らがどうなるかを尋ねている発言とも解される（考察を参照）。

- 43 リーディング発電所は英国委任統治期の1938年にテルアヴィヴの北西部に建設された。パレスチナ電力会社（The Palestine Electric Corporation, ピンハス・ルーテンベルクが創設）の会長であったリーディング卿（Rufus Isaacs, 1st Marquess of Reading）にちなんで命名され、テルアヴィヴに電力を供給していた（現在もイスラエル電力会社の下で天然ガスによる発電所として稼働）。
- 44 シェルトクの甥。シェルトクはワイツマンへの手紙で「極めて勇敢な17歳」と書いている（Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 20 July 1948, p.365.）。シャウル・メイロフ＝アヴィグルはシェルトクの義兄弟で、シェルトクと深い絆があった（Sheffer, *op.cit.*, p.40 など）。
- 45 シェルトクは忠実なヘブライ語訳をしているため訳自体は割愛し、彼が注釈を付けている主な部分のみ訳出した（括弧書きの部分）。以下この部分については、7月15日の安保理停戦決議の英語原文（本稿1に掲出）の該当箇所を適宜参照されたい。
- 46 米国のボーイング社が開発した大型戦略爆撃機B-17の愛称。第二次大戦で米国の主力戦闘機として使用されたが、大戦末期にはB-29に取って代わられた。第一次中東戦争でイスラエルのエジプト爆撃に使われたが、エジプト軍のスピットファイア戦闘機に迎撃される事態も生じた。
- 47 米国製のB-17がイスラエルに供与されてガザを爆撃したという事である。2023年11月現在展開中のガザ戦争でガザを攻撃しているイスラエルは米国の軍事援助を受けている。1948年の構図は現在の対立の構図と本質的には変わらないのである。
- 48 ケーラはラーマッラーやナーブルスからのアラブの補給ラインにとって重要な十字路に位置しており、7月10日にイスラエル軍が掌握した後、16日にアラブ軍団が一時占領した（その後イスラエル軍によって奪回された）。Walid Khalidi, ed., *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.409.
- 49 ベエロト・イツハクは南部にあり、エジプト軍の攻撃で大きな被害を蒙った。
- 50 Document 333, Shertok to Lie, Tel Aviv, 16 July 1948. アラブ側が停戦とエルサレムにおける砲火停止を受諾したと通知されたら暫定政府もそのような命令を出す用意があるという点と、暫定政府は「宣言されている我々の立場に沿って」(in

- accordance with its declared attitude) 停戦再開を受諾するという点を伝えている。
- 51 マルハーはエルサレムの南、サンヘドリアは北の地区。マルハーはアラブ村アル＝マーリハ (المالحة) に該当。ハル・ツィオンはエルサレムのシオン山。
- 52 Document 334, Shertok to Eban, Tel Aviv, 16 July 1948. 停戦委員会を構成する米・仏・ベルギーのみならずスカンディナヴィア人、つまりスウェーデン等からも調停に必要なスタッフを募る事を意味する。
- 53 Document 337, Eban to Shertok, New York, 16 July 1948. シェルトクは正確に逐語訳しているが、アリヤーの件だけエバンの電報より表現を強めて紹介している。なお末尾にある「この会談」とは、7月16日にニューヨークでイスラエル側からはエバンとコメイ、国連側からベルナドットとパンチが参加して行われた45分間の会談を指す。この会談でエバンらは、中東全域をカバーする為に国連監視員が300人動員されようとしている事を聞いた。停戦開始時刻をイスラエル時間の日中(グリニッジ標準時での日曜の真夜中ではなくニューヨーク時間の真夜中、すなわちイスラエル夏時間午前8時)にする事をエバンらが要請したのもこの会談である (Document 338)。但し停戦開始時刻は結局、7月18日のグリニッジ標準時午後3時、イスラエル夏時間午後7時に決定された (Document 333, 註3 [ヘブライ語])。
- 54 Document 336, Eban to Shertok, New York, 16 July 1948.
- 55 停戦開始時刻が決まった経緯は既出の註を参照。
- 56 ギルボア山地の最高峰。
- 57 この7月18日閣議の前日までにルーブヤーは陥落に等しい状態となっていた。用語リストを参照。
- 58 Document 358, Reedman to Shertok, Tel Aviv, 22 July 1948. 非武装化案の原文は本稿1に掲出。以下議事録に非武装化案が言及される場合は、原文と照合して頂く事を前提に訳文を省いた箇所もある。
- 59 ベルナドットとアラブ側 (アッザーム及びレバノン政府) の会談は7月24日にベイルトで行われた。アッザームはアラブ連盟代表としてエルサレムの非武装化に原則的に同意した。会談については本稿1も参照。
- 60 Document 374, Meeting: M. Namir — Ana Pauker (Bucharest, 23 July 1948). 報告書の内容はヘブライ語。以後ルーマニアはユダヤ人移民の重要な供給源になる (Sheffer, *op. cit.*, p.383.)。
- 61 この閣議より後の事後報告も含め、内容に関連する電報は以下の通り。Document 377 (Shertok to Epstein, Tel Aviv, 25 July 1948), 383 (Epstein to Shertok,

Washington, 27 July 1948), 399 (Epstein to Shertok, Washington, 30 July 1948), 363 (Fischer to Shetok, Paris, 22 July 1948), 371 (Fischer to Shertok, Paris, 23 July 1948), 372 (Eban to Fischer, New York, 23 July 1948), 364 (Eban to Shertok, New York, 23 July 1948).

- ⁶² エルサレム委員会とはジョゼフが委員長を務めていた「エルサレム緊急委員会」のこと。又エルサレムではケヒラー委員会が「ユダヤ人コミュニティー協議会」とも言うべき役割を果たしていた。詳しくは前稿 A、註 89 を参照。
- ⁶³ 東方系ユダヤ人は敬虔なユダヤ教徒である事が多いため、世俗的な信条を持つ者が多数を占める暫定政府がエルサレムの施策を行う際には同市に住むこれらの敬虔な東方系ユダヤ人諸共同体に対する十分な配慮が必要であるという意。
- ⁶⁴ ハキルヤーはテルアヴィヴの地区で政府省庁が集中。ユダヤ機関本部はエルサレムにある。
- ⁶⁵ 1948 年 6 月 30 日閣議①。拙著 366～368 頁を参照。
- ⁶⁶ 1948 年 6 月 30 日に英軍がハイファから撤退を完了した際に引き上げた最後の英国軍人であるゴードン・マクミラン (1897～1986、当時中将) を指すと思われる。
- ⁶⁷ ここで一旦閣議が終わり、記録者が交代している。
- ⁶⁸ 既出のエリアシュの提案と関わる。信託統治理事会は、国連分割決議に基づいて 1948 年 4 月にエルサレムの地位に関する法案を準備し、その内容については満足のいくものと決定していたが承認には至らなかった。詳しくは拙著第四章 366～367 頁と関連註を参照。「エルサレムへの英・アラブ攻撃」とは、グラブ・パシャら英国軍人が指揮に加わっていたアラブ軍団のエルサレムへの攻撃を指す。
- ⁶⁹ 国防相・内相・少数派相の三人の閣僚委員会。6：12 を参照。
- ⁷⁰ 1948 年 5 月 16 日閣議の議題⑦【1：13】を参照 (拙著第二章、122 頁)。
- ⁷¹ Document 380, Meeting: M. Shertok — Count Bernadotte and Assistants (Tel Aviv, 26 July 1948) .
- ⁷² この語も「併合」と訳せるが、シェルトクは完全な「併合」[מְיּוּט] ^{スィフアハ} の前段階としてエルサレムをイスラエル国家に結合させるというニュアンスで用いている。
- ⁷³ 第一次大戦後のギリシア・トルコ戦争の戦後処理として行われたギリシア・トルコ住民交換を指す。アラブの帰還とどの様に関係するかについては「考察」を参照。
- ⁷⁴ Document 390, Reedman to Shertok, Tel Aviv, 28 July 1948. アラブ難民についてのベルナドットの緊急の要請 (閣議前に受け取られた) を伝える同書簡の内容については本稿 1 を参照。
- ⁷⁵ これら三項目は閣議で承認されたため、非武装化についてのシェルトクのベルナ

ドットへの回答にそのまま反映される事になった。本稿1で掲出した以下の文書の項目1～3の英語原文と比較されたい。Document 389, Shertok to Reedman, Tel Aviv, 28 July 1948（秘）。

- ⁷⁶ Document 361, Epstein to Shertok, Washington, 22 July 1948. 本稿1(2)②を参照。
- ⁷⁷ 外務省中東局長サツソンがパリにいてもする事がないので呼び戻した方がよいという事は以下の文書でも言及されている。Document 381, L.Kohn: Note on W. Eytan's Memorandum, Tel Aviv, 27 July 1948. 本稿1も参照。
- ⁷⁸ 1938年にドイツに併合されたチェコスロヴァキアのズデーテン地方が第二次大戦後にチェコスロヴァキアに復帰するにあたり、大量のドイツ系住民（ズデーテン・ドイツ人）が追放された事を指す。ギリシア・トルコ住民交換と共に、純粋な民族（国民）国家をつくった政策の模範例としてシオニストには捉えられていた。
- ⁷⁹ この件は6月27日閣議①における議論の続きである（前稿B, 152～154頁と関連註を参照）。ラビ法廷とはオスマン帝国下の宗教法廷に起源を持ち、パレスチナ委任統治に受け継がれイスラエル国家に継承された制度。宗教法廷の制度は建国後の「統治と法の秩序」令第11条により新国家に継承された（*NE, Vol.2, pp.1084-1085.*）。フィシュマンは6月27日閣議自体は欠席していたが、委任統治政府はラビ法廷をムスリム法廷（シャリーア法廷）より低い地位に置いたとし、「ユダヤ教徒の観点からすると、ラビ法廷に対してはムスリム法廷に対するよりも多くの権利を与える必要がある」が、自分としては「今のところは現にある差別の撤廃を要求する事で満足していた」にもかかわらず法相はこの要求にすら応えず差別の撤廃を拒否し続けている【4：4】と主張して、（ヘブライ法に精通していない為法相にふさわしくないと彼が見なしていた）ローゼンブルートを攻撃していた。他方フィシュマンはアルタレナ号事件の処理をめぐり辞意を表明していたが、ラビ法廷の件も自身の辞任の根本的理由の一つであると後から主張したため、この事も6月27日閣議で話題に上った【4：3】。
- ⁸⁰ その後、宗教省からはエルサレムの二人の首席ラビが委員に選ばれた（7月18日閣議②におけるフィシュマンの発言【5：171】、抄訳では割愛）。
- ⁸¹ 7月7日（午後）閣議③でシトリトは「私はこの七人の中に東方共同体をよく知っておりアラビア語を話す人が一人もいないとただ申し上げたい。この共同体全体が恰も最高裁判所の中に裁判官を必要としないかの様だ」と問題提起し、候補を挙げて「この大きな共同体の存在から目を背けない様にしよう」【4：222】と述べた。ローゼンブルートはスファラディームの中にふさわしい候補が見当たら

ないと答えたが、シトリトは「アラブを知っておりアラビア語を話す共同体出身の人物の為の余地はないのかどうか票決する」【4:224】事を求めた。しかしこの提案は採択されなかった。詳しくは前稿C、158頁。

⁸² 但しローゼンブルートはアラブ人裁判官を任命する事に反対していたわけではなく、5月下旬の時点で既にアラブ人裁判官が逃亡してしまっていたため、実際にはユダヤ人裁判官のみを任命せざるを得ないという旨を5月23日閣議^④で発言している【1:84】(詳しくは拙著178～179頁と関連註を参照)。

⁸³ イルゲンとレヒは5月末に成立した国防軍に組み込まれたが、イスラエル国家領である事が明確でないエルサレムでは独自の活動を続けていた(前稿B、註54・55を参照)。又6～8月あたりのエルサレムにおけるイルゲンとレヒの活動の活発化についてはベルナドットやグリェンバウムが指摘している(前稿A、註20を参照)。暫定政府の極右の行為への許容性がベルナドット暗殺につながる水脈になったとする私の見方については、前稿Bの3(3)③「アルタレナ号事件への対処をめぐる」及び「終わりに」でも論じている。

⁸⁴ 6月27日閣議^⑤(前稿B)を参照。

⁸⁵ ベントヴは「アル・ハミシュマル」の創刊者であった(*NE, Vol.1, p.185*)。「アル・ハミシュマル」はマパムとマパイの緊張関係を反映してベングリオンとマパイに批判的な論調の機関紙であり、以前も「ベングリオンはパルマッハを解体している」【3:23】との記事を載せた事もあって(6月14日閣議^②)、ベングリオンはこの機関紙の論説に神経を尖らせていた。

⁸⁶ ベントヴはこの事を、グリェンバウムが閣議に持ち込む「原則」をつくる際の方向性として提案した【6:42】。

⁸⁷ 前稿C、註100を参照。

⁸⁸ Khalidi, *op.cit.*, p.410.

⁸⁹ ダニ作戦中に制圧された約25の村の住民も追放され、リッダ等の難民と併せると追放された人々は約8万人に上った事が分かっている(ハーリデーの研究に基づく)。根拠文献も含めて詳細は前稿C、45頁。

⁹⁰ Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 20 July 1948, p.365.

⁹¹ アイン・ガザール、ジャバア、イジュズィムはハイファの南の「小三角地帯」を構成し、1948年7月末にイスラエル側が第二次停戦を破って大規模な砲撃と空爆により破壊・占領するまで数々の攻撃に抵抗していた。ショテル作戦は「国に対して反乱し、合法的な主権的当局を承認する事を拒否する住民に対する警察活動」とされたが、この説明はこの軍事作戦が明らかな停戦違反であるという事実

を隠す為のものであったとハーリデーは説明する。9月半ばに国連の調査者は三つの村の殺されたか行方不明の人々の数を130人とし、ベルナドットはイスラエルのアイン・ガザールとジャバアの「体系的な」破壊を非難した。更にベルナドットは三つの村から追放された人々は8000人に上るとし、彼らの帰還が許されるよう要求したがイスラエル側は拒否した。虐殺が行われた可能性を強く示唆する報道もあったが、イスラエル側は否定した（Khalidi, *op.cit.*, p.148, p.164.）。

⁹² ツイスリングは7月2日閣議で「ネゲヴの放棄こそは独立の放棄である」【4：102】と述べて11月29日決議がユダヤ領としたネゲヴのいかなる部分の放棄も拒否するという主張をしており、この立場から「11月29日決議の否定」を死活問題と受け止めていたのである。但し付言すると、彼はイスラエル側が制圧した西ガリラヤ（11月29日決議によればアラブ領）の放棄にも否定的であった。つまり彼は11月29日決議でユダヤ領と定められた領土と共に、同決議で定められた国境線の外の制圧領土をも要求するという最大限要求主義的な立場をとっていた。拙著第四章、445頁。

⁹³ 例えば7月2日閣議でもシトリトはその様な不信や恐怖をにじませた議論をしている。拙著第四章、446～447頁。

⁹⁴ シトリトは7月2日閣議で「我々には11月29日決議から逸脱する事は禁じられており、我々はこう主張せねばならない。我々が国境線の諸修正を要求するなら、これは我々がこれらの地域を我々の力によって獲得したからなのだ。・・・我々は土台として11月29日決議に依拠する権利を、また国連総会決議が遂行されなかった後では、戦争における我々の勝利の結果として国境線の諸修正に依拠する権利を持つのである」【4：105】と述べている。彼がここで11月29日決議への言及を主張したのはツイスリングと同様、同決議でユダヤ領に定められている領土の放棄を懸念したからであろう。後で彼がシェルトクのネゲヴ優先論に賛成している事からも、それは裏付けられる。

⁹⁵ 宗教政党所属閣僚のエルサレムの重視と、ゴイームへの恐れ的感覺については拙著448～449頁など。例えば7月2日閣議でレヴィンは「エルサレムなきイスラエル国家は心臓なき体の様なもの」【4：109】と述べ、レヴィンとシャピラはアラブが自分達を破壊しようとしているという「懸念と恐怖」（シャピラ【4：112】）から、交渉打ち切りを避けて平和を追求する事を主張している。

⁹⁶ Document 333, Shertok to Lee, Tel Aviv, 16 July 1948. イタリックは引用者。

⁹⁷ しかし実際にはシェルトクは、交渉の実務担当者であるエバンには、「宣言されている我々の立場」にはアリヤーの件のみならず、エルサレムへの水の供給、ネ

ゲヴの補給隊、聖地へのアクセス、アラブの港や国境の効果的な監視等の問題も含まれている、とツイスリングその他の閣僚間で共有されているアリヤー以外の論点をも巧みに取り込んでニュアンスを説明し、指示を与えている。Document 340, Shertok to Eban, Tel Aviv, 18 July 1948.

⁹⁸ シェルトクの南ネゲヴ・西ガリラヤ交換論は6月16日閣議③【3:52～53】。ネゲヴの放棄へのベングリオンへの反対も含めて、詳細は拙著第三章、318～319頁。

⁹⁹ 7月2日閣議②の時点でネゲヴとガリラヤについては、ネゲヴをより重視する「ネゲヴ主義者」（ベングリオン、ツイスリング、シトリト）とガリラヤをより重視する「ガリラヤ主義者」（ローゼンブルート、シェルトク、シャピラ）とも言うべき二派があり、前者が行動派、後者が穏健派とほぼ重なっていたとかつて私は分析した（拙著第四章、477頁）。中でもローゼンブルートは「筋金入りのガリラヤ主義者」【4:99】を自称しており、その立場を7月16日閣議でも堅持した事になる。ベントヴは7月2日閣議ではシェルトクと同じく南ネゲヴの放棄の可能性を示唆している事から【4:112】、7月16日閣議ではネゲヴに関してシェルトクと同様、領土拡張主義的な方向へ主張を転換させた事になる。グリュンバウムは従来からエルサレムを最も重視しており、シャピラは7月2日閣議ではネゲヴとガリラヤのいずれを重視するか明言はしなかったものの両者の領域交換も選択肢に入れていた点で【4:114】ガリラヤをむしろ重視していた位の立場であった。グリュンバウムとシャピラが7月16日閣議でベングリオンやシェルトクほどネゲヴ優先を突出して主張したわけではなかったのも、この様な以前からの流れで理解できる。

¹⁰⁰ 6月16日閣議でも同様の場面が見られた。ツイスリングは戦争後における難民の帰還の可能性を排除すべきではないと示唆した後、その理念的主張は忘れたかの様に、キプーツ・エイン・ハロドの私の家を見下ろすクームヤの村人は帰還を許されるべきではないと付け加えたのであった（その発言は閣議議事録からは削除されている）。拙著第三章、330～331頁。

¹⁰¹ 実際にシェルトクはこの経緯を、ベルナドット提案への7月5日付暫定政府回答に対する7月6日付ベルナドット回答（拙著第四章4を参照）への、7月25日付の返書（7月26日会談でベルナドットに渡す）の第7項で述べており、「エルサレムの将来の建設的な検討はこれらの重要な事実を無視してなされる事はできない」としている。Document 378, Shertok to Bernadotte, Tel Aviv, 25 July 1948, p.407.

¹⁰² エルサレム委員会とはジョゼフが委員長を務めていた「エルサレム緊急委員会」

のこと。又エルサレムではケヒラー委員会が「ユダヤ人コミュニティー協議会」とも言うべき役割を果たしていた。詳しくは前稿A、註89を参照。

¹⁰³ レメズは5月26日閣議^④で「国家領域の中にないエレツ・イスラエルの諸地域の問題」【1:141】に言及している。レメズの政治的立場と理念的立場が区別される事については、拙著第二章、註53（189頁）。

¹⁰⁴ エルサレムの地位と体制をめぐるこの日の議論の骨子を、シェルトクは翌7月26日会談でベルナドットに伝えている（28日閣議^③で報告【6:58】）。具体的にはエルサレムについての特別な宣言を公表してイスラエル法を適用する予定である事と、これは併合ではないがイスラエル国家とエルサレムの管理・体制・法の一体化である事を伝えた。ベルナドットは反論こそしなかったが深刻に受け止めた様子であったと彼は閣議で報告している。

¹⁰⁵ Bernadotte, *op.cit.*, p.189.

¹⁰⁶ この辺りの機微も含めてシェルトクは公式報告書（Document 380, 既出）の内容とたがわず正確に閣議で報告している。

¹⁰⁷ パレスチナ人の「テロリスト」の侵入を防ぐ分離壁の建設や、2023年10～11月に起きたハマースの戦闘員のイスラエル南部への急襲とその報復としてのイスラエルの大規模なガザ侵攻などの今日の状況もこの流れで説明し得る。ハマースの行動はイスラエルのユダヤ人にとって悪夢のようなパレスチナ人の「クーデタ」であったが、それを目撃した我々が建国前後の指導者達の次の言を読む時、80年近く後の今日の状況を彼らが予見していたかの様なリアルな響きに驚かされる。彼らはアラブを排除したユダヤ人国家の建設の代償として燎原の火の如くイスラエルの支配に対するアラブの抵抗が広がる事を予想していた。パレスチナにおけるアラブ大反乱の最中の1938年に、ベングリオンはその反乱の民族主義的抵抗の本質を見抜いてこう述べている。「我々が直面しているのはテロではなく戦争なのだ。それはアラブ人によって我々に宣言された民族戦争である。・・・シャイフ・カッサーム [イスラーム主義を掲げたアラブ民族主義者で英当局との衝突により「殉教」。ハマースは自らの軍事組織にその名を冠している] は理想の為に自らの命を犠牲にする用意のある熱烈な男だ。今日一人だけではなく、何百人、そして恐らくは何千人もの彼様な人々がいる。彼らの背後にはアラブの人々がいる。・・・」シェルトクも1937年に、アラブの移送を行えば「血の海」になり、「残留するアラブは反乱するだろう」と述べてアラブのクーデタへの不安を当時から表明していた（森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、2002年、第5章）。ツイスリングは1948年6月16日閣議で、難民化し

たパレスチナ・アラブ人の将来にわたる憎悪を予想して次の様に警告している。「何十万人というアラブ人、彼らと彼らの若い息子たちは我々にとって敵となるだろう。戦争は必要だという感情を我々が自分達の苦しみから育んだ様に——彼らも復讐と補償と帰還の願望を彼らの内面に抱くだろう。彼らは我々に対する戦争に大衆を立ち上がらせる者となるだろう」【3：80～81】（拙著、第三章）。

¹⁰⁸ シェルトクは7月26日会談でこの件に関しても頑なな印象をベルナドットに与えた（「私もスタッフも、これは原則についての決定の問題にすぎないのであって詳細は後から設定できると強調したが、無駄だった」[Bernadotte, *op.cit.*, p.189] とベルナドットは述懐している）が、閣議ではベルナドット側の意図をこの様に正確に報告している。

¹⁰⁹ 原案通りに採択されたため、7月28日付公式回答の通りに英語原文で示す。彼は閣議ではヘブライ語に訳して説明している。Document 389, Shertok to Reedman, Tel Aviv, 28 July 1948（秘）。

¹¹⁰ シェルトクはベルナドットとの6月17日会談でもギリシア・トルコ住民交換に言及している【3：115～116】。

¹¹¹ 6月16日閣議^③【3：55～56】。<「内部的領土」による補償>論などを含め、シェルトクの議論の詳細については拙著第三章、314～315頁の解説も参照。

¹¹² 既に7月16日閣議でシェルトクは6月16日閣議での見解を変更し、一転してベングリオンのネゲヴに関わる大胆な領土拡張主義に同調している。本稿3（2）で既出。

¹¹³ しかしこの時点では、難民帰還が「和平の条件」や「解決の性質」にかかっている、等の詳細については閣内合意が得られているとは言えなかった（前稿B、194頁の考察）。

¹¹⁴ Document 390, Reedman to Shertok, Tel Aviv, 28 July 1948, p.426.

¹¹⁵ 拙著第一章、92頁。建国前にカブランは、例えば（アル＝）カスタルは放棄できないが、ロメマへの帰還には自分は反対ではなく、カタモン（カタムーン）については戦略上守らねばならない地点がある一方アラブ人がいないままというのもあり得ない、との意見を表明している。

¹¹⁶ 恐らく後者（シャピラとレヴィン）であろう。

¹¹⁷ Document 406, Shertok to Bernadotte, Tel Aviv, 1 August 1948. シェルトクの政治アドバイザーであるコーンが論点（例えばハイファとヤッフォの特別視への疑問など）をまとめ、それをもとにシェルトクが完成させた（Morris, *op.cit.*, p.325.）。

¹¹⁸ 拙著第三章、321頁などを参照。

- ¹¹⁹ 拙著第三章、321 頁などを参照。
- ¹²⁰ Morris, *op.cit.*, p.325.
- ¹²¹ <ローザンヌ型解決>とその背景について詳しくは、拙著序論、43～45 頁を参照。6 月 16 日閣議におけるアラブ帰還阻止路線については、拙著第三章（特に「終わりに」等）を参照。
- ¹²² Document 380, Meeting: M. Shertok — Count Bernadotte and Assistants (Tel Aviv, 26 July 1948) , pp.412-413.
- ¹²³ ツイスリングは、戦争後もアラブの帰還を禁止する方向性が、アラブ諸国のユダヤ人に報復が加えられる事が予想される故に危険であるという趣旨の事を指摘した【3：81】。拙著第三章を参照。
- ¹²⁴ 拙著第四章、前稿A、前稿Bを参照。
- ¹²⁵ 例えば以下の二つの報告を参照。Document 345, Comay to Shertok, New York, 19 July 1948 (秘)。アラブ連盟が出してきた停戦についての三条件のうち、「アラブ難民の帰還」について米国の国連代表団がイスラエル側の態度の明確化を求めているため、6 月半ばの方針（和平合意の一部として以外難民の帰還はない等）が今でも変わらないのかどうか、上司である外相に確かめる内容。Document 348, Meetings: M.Comay — Members of the United States Delegation to the United Nations (New York, 19 and 20 July 1948), 20 July 1948 (秘), p.360。難民帰還に対するイスラエル側の態度をできる限り明確にして欲しいと米国の国連代表ジェサップから要請を受けたため、コメイは政府の最新の指示を仰いでいると回答した、という内容。
- ¹²⁶ Document 357, Shertok to Comay, Tel Aviv, 22 July 1948.
- ¹²⁷ 早くも 6 月 20 日に外務省中東局長サッソンが記者会見でアラブ難民政策の四つの原則（和平合意の一部として以外は難民帰還はないであろうという事、掌握されたアラブ財産への支払いはユダヤ人財産への損害賠償の取り決めの中で規定されるであろうという事など）を語っている（Document 345 の註 2 [ヘブライ語]）。この様に外務省は既に 6 月下旬からシェルトクの下に難民政策の各論的な詳細をメディアに発信していたが、これらの方針についての閣議決定はないままであり、ベングリオンは本稿で見た通り依然として帰還そのものに否定的であった。首相兼国防相と外相のこの様な政策上の齟齬は、閣議で表面化こそしなかったが、事実として明らかになりつつあった。シェルトクのタカ派的言動がベングリオンとの距離を調整する必要性という観点からも分析し得ると私が考えるのは、この様な客観的状況があったからである。

- ¹²⁸ 拙著第三章、310・327頁。
- ¹²⁹ 5：107～108とそれに関わるシヨテル作戦については3(2)①(ii)で既述。
- ¹³⁰ 既出の様にシェルトクは外務省の部下への電報で、イスラエルに残留するアラブは嫌がらせを受けず、国から然るべきサービスを受けると述べているが(Document 357, Shertok to Comay, Tel Aviv, 22 July 1948)、本議事録の期間中の閣議では、残留アラブ人に保障されるべき権利についてはいずれの閣僚も一回も提起していない。
- ¹³¹ 8月22日に書かれたワイツマン宛ての手紙でシェルトクは、戦争中のみならず、将来に於ても巨大なアラブ少数派を永久に追放する可能性を模索する事を決意していると述べている。Document 352, Shertok to Weitzmann, Tel Aviv, 22 August 1948, p.369.
- ¹³² 拙著第三章、297頁と註59を参照。これらの点については6月8日臨時閣議【2：169】、6月14日閣議【3：16】、6月16日閣議【3：82】でツイスリングが再三指摘している。他にもシャピラやベントヴが指摘している。
- ¹³³ エルサレムの地位と体制についての7月25日閣議②の議論におけるローゼンブルート、グリエンバウム、シトリト、シェルトク、ベングリオンの発言を参照。国際法や前例に関する考慮を全く欠いた議論ではなかった事が確認される。本稿3(3)①(ii)。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (7): The Debates over the Beginning of the Second Truce, the Demilitarization of Jerusalem, and the Repatriation of Refugees in *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vols.5-6* (14 to 28 July 1948)

MORI Mariko

This study analyzes the *The Proceedings of the Provisional Government Meetings, Vols.5-6* (14 to 28 July 1948) and gives a review of its main contents, the Arab question. As a follow-up to my previous paper published in this journal in March 2022, this study is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel, this time focusing on the five cabinet meetings between 14 July and 28 July 1948, during which serious debate over the beginning of the Second Truce, the demilitarization of Jerusalem, and the repatriation of refugees took place. There are three main arguments in this paper.

First, I argue that Benny Morris's conclusion in the Chapter 5 of his book *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited* that "The political decision to bar a return had matured over April-June" and that it "had become official policy in July" are correct and well-founded. As far as the proceedings of the cabinet meetings in June and July show, the cabinet consensus at the 16 June cabinet meeting that the repatriation of refugees could not be permitted during the war led to the formal cabinet decision at the 28 July cabinet meeting that during the war,

refugees would not be permitted to return except in special cases. The 28 July cabinet decision became official policy of the Israeli Provisional Government when it was incorporated as a main argument into the 1 August Government response letter to Count Bernadotte, U.N. Mediator. On the other hand, Foreign Minister Moshe Shertok repeatedly stated both inside and outside Israeli political circles that “the return of Arab refugees would be an open question until the time of peace negotiations, when it would be given due consideration simultaneously with other matters.” This other policy, simultaneously substantiated within the Israeli Foreign Ministry during the latter half of June and July, continued to live — though never securing official cabinet consensus — as a palliative of strictness of the 16 June consensus and was finally incorporated into the above 1 August Government response letter, side by side with the main argument: the rejection of the return of the Arabs during the war. To put it differently, the compromise of not closing the door to the return of the Arabs *after the war* was added to the 16 June consensus of blatant rejection of the return of the refugees *during the war*, thus making the 16 June consensus palatable internationally and successfully elevating it to “official policy.” Included among the factors which, in spite of Ben-Gurion’s hawkish opposition, bolstered Shertok’s policy of tolerating the post-war return of the refugees with certain conditions were the newly generated mass refugees after the battles of “Ten Days”; pressures exerted by the United States and the United Nations on Israel to permit the return of refugees; and opinions expressed in the July cabinet meetings by the other ministers that, for example, women and children should be allowed back or that the refugees should be allowed back in exchange for the evacuation of the foreign armies from Israeli territory. Thus, Shertok’s policy that the return of refugees would not be allowed *during the war* but would rather depend on peace negotiations *after the war* successfully turned

into official policy of Isarel at the end of July 1948.

Secondly, this transformation of Shertok's policy of tolerating the return of the refugees after the war into official government policy was rendered possible mainly because the moderates in the cabinet, who supported Shertok, numerically overpowered the activists, who supported Ben-Gurion. Although it is generally pointed out that Shertok himself was most hawkish in his life during this period, I argue in this paper that his "hawkishness" in this period may have been partly tactical, and if so, may be explained by the numerical superiority of his fellow moderates within the cabinet. To put it differently, Shertok might have deliberately tried to appear hawkish to prevent undesirable friction with Ben-Gurion and thus successfully finalize his cherished policy within the cabinet, leaving to the other moderate ministers the highly sensitive task of blocking Ben-Gurion's opposition. The cabinet defense committee, which had just been established, enabled the cabinet to control Ben-Gurion's aggressive policy more effectively than before. This situation might also have contributed to Shertok's reassurance about the cabinet's ability to control Ben-Gurion. On the other hand, it should be borne in mind that the moderate ministers themselves tended to lean to the right during this period and generally reached certain agreement with the activists on the critical issues: the Second Truce, the administration of the occupied Arab areas, the demilitarization of Jerusalem, and the repatriation of Arab refugees. This right tilt of the moderates in this period also contributed to the decrease of friction with the activists, thus leading to the government's *de facto* acceptance of Shertok's other policy as the official one authorized by the government as a whole.

Thirdly, regarding Jerusalem, the cabinet unanimously agreed on one point: that the city could not be handed over to Arabs. Fear of Arab domination over Jerusalem and strong distrust of Bernadotte, who suggested the demilitarization

of Jerusalem which was thought would almost certainly lead to Arab domination over the city, made the Provisional Government rush to the decision about the appointment of a military governor and the application of Israeli laws in Jerusalem. This decision ultimately substantiated Ben-Gurion's argument that "the United Nations Partition Resolution is dead." Thereafter Israel no longer officially supported the U.N. Resolution of 29 November, which designated Jerusalem as an international zone. Even more than the refugee problem, the matter of Jewish sovereign rule over Jerusalem, including the Old City, had the power to rally unanimous consent of the ministers, both moderate and activist. The current international community tends to view the refugee problem as the most vital issue to any resolution of the Palestine question. However, contrary to this tendency, the overwhelming importance of, and the enormous time consumed by, the Jerusalem question in the cabinet meetings in July 1948 strongly suggest that the question of Jewish sovereign rule over Jerusalem will most likely remain of the most vital importance to Israel for years to come, even more than the question of the return of the refugees and other issues.